

平成 24 年 第 1 回

# 高森町議会 3 月定例会会議録

平成 24 年 3 月 7 日 開会

平成 24 年 3 月 16 日 閉会



高 森 町 議 会

3月7日（水）

（第1日）

## 平成24年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成24年3月7日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6番 森田 勝君

8番 甲斐 正一君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
3月 7日（水）	本会議	議案審議
3月 8日（木）	休 会	
3月 9日（金）	〃	
3月10日（土）	〃	
3月11日（日）		
3月12日（月）	〃	
3月13日（火）	〃	
3月14日（水）	〃	
3月15日（木）	本会議	一般質問
3月16日（金）	〃	委員長報告・採決

日程第 2 会期の決定

会期 自 平成24年3月 7日

至 平成24年3月16日 10日間

日程第 3 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 議案第 4号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

- 日程第 5 議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 6 議案第 6 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 7 議案第 7 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 8 号 高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号 高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 10 号 高森町課設置条例の全部改正について
- 日程第 11 議案第 11 号 高森町職員の定数条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 12 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 13 号 高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 14 号 高森町税条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 15 号 高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 16 号 高森町体育指導委員設置条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 17 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 18 号 高森町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 19 号 平成 23 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 23 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 23 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 23 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 23 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 24 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 24 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 27 号 平成 24 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 24 年度高森町介護保険特別会計予算について

- 日程第 29 議案第 29 号 平成 24 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について  
 日程第 30 議案第 30 号 平成 24 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について  
 日程第 31 議案第 31 号 平成 24 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について  
 日程第 32 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇藤 康博 君	2 番	後藤 三治 君
3 番	興 柁 壽一 君	4 番	芹 口 誓 彰 君
5 番	立 山 広 滋 君	6 番	森 田 勝 君
7 番	田 上 更 生 君	8 番	甲 斐 正 一 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総務課長	村 上 源 喜 君	住民福祉課長	古 澤 建 生 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	産業観光課長	橋 本 和 則 君
総務課審議員	甲 斐 敏 文 君	建 設 課 長	廣 木 富 八 君
会 計 課 長	杉 田 則 秋 君	教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君
総務課長補佐	佐 藤 武 文 君	住民福祉課長補佐	岩 下 公 治 君
住民福祉課長補佐	阿 部 恭 二 君	産業観光課長補佐	岩 田 秋 広 君
建設課長補佐	安 方 含 君	高森東保育園園長代理	熊 谷 優 子 君
色見保育園園長代理	瀬 井 類 子 君	総務課総務係長	沼 田 勝 之 君
総務課財政係長	岩 下 徹 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	松 本 満 夫 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

まず、先ほど表彰を受けられた2名の議会議員の大先輩の2名の先輩方、心からお祝いを申し上げます。とともに、今後も高森町にご尽力をいただきますことをお願いを申し上げたいというふうに思っております。

本日は、3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともども大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

さて、ようやく季節の方も少々暖かくなってきて、春を感じるわけですが、本年は、去年もそうでございますが、当初から大変厳しい寒さではありましたが、幸いにも雪の積雪量が去年に比べ、少なかったということに関しましては、安堵いたしているところでございます。また、昨年の教訓から、この積雪に対しての対策には万全を期してきたつもりではございますが、さらに、これから以降もこの積雪に対する対応策、及びしっかりした精度設計が必要ではないかというふうに思っております。

また、最近の出来事でございますが、2月12日には、皆さんご存知だと思いますが、くまモンのキャンペーン、すなわちこれは熊本県の公式イベントのキャンペーンでございます。くまモンキャラバンIN高森ということで開催されました。この開催については、昨年、住民の皆様にご協力をいただき、また議会の皆様、職員の皆様にもご協力をいただいたグリーンツーリズムの全国大会の会場を高森で行った、このことを成功させたということで、県の方からも非常に高評価をいただき、県の公式イベントとして今回行われたわけでございます。これは、県下で4地区、4市町村しか行われないものであって、今回、高森のくまモンキャラバンIN高森に関しましては、町外、すなわち高森町の住民の方以外の方や高森町の住民の方を含めて、約1,300人以上の方が訪れられたということもご報告させていただきます。また、現在は毎年恒例になっております、新酒とふるさとの味まつりも開催されておまして、3月11日にラストイベントを迎えることになっております。

さて、議員の皆様には何度かお話を申し上げましたが、今回の本議会にご提案いたしました予算は、私が就任後、初めて編成する予算となりました。私の理念であ

ります人づくり。これは政策を立案する、そして実行するための一番の基本中の基本。また、私の理念でございますが、このことは非常に予算に反映、私自信はできているのではないかというふうに思っております。目に見えることも大切ではございますが、やはり目に見えないことが5年後、10年後につながるのではないかというふうに思い、編成作業をさせていただきました。しかし、その編成作業中の中で非常に強く感じたことがございます。これは維持管理費の極端な増加でございます。これは現段階、そして今後、いかに施設の管理に対して財源を裂く必要があるかということでございます。例を挙げて申しますと、特に庁舎につきましては、現在までは財政難を理由にほとんど大きな補修が行われてきておりませんでした。しかし、住民の皆様へのサービスという観点からは、やはりやらなければ、補修しなければいけないところは、雨漏り防止をはじめとして今後数年間、計画的に段階的に実施していくことといたしました。また、道路におきましては、例えば、平成8年に町道認定されております永野原・河原線をはじめとして、維持に対して相当の経費を必要とするものがあり、新設改良に多くの財源を裂けない状況であるということに改めて感じたところでございます。このように、維持管理に係る経費が多くなっているということに踏まえ、今後の計画の見直しが必要であると考えているところでございます。このことにつきましては、当初予算の中の説明の中でもお話ししたいというふうに考えているところでございます

最後に、今議会にご提案申し上げましたのは、同意1件、条例11件、予算13件、その他4件の計29件でございますが、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。開会に先立ちご挨拶とさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成24年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

なお、税務課、課長補佐工藤英二君から税申告事務のため、欠席届がっておりますので、ご報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番 森田勝君、及び8番 甲斐正一君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

会期の決定の報告をいたします。

議会運営委員会に付託されておりました平成24年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月7日から3月16日までの10日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月16日までの10日間と決定しました。

-----○-----

## 日程第3 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第1号、高森町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてご提案、説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員の堀田義宗氏は、1期3年にわたり固定資産の評価審査にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成24年5月11日をもって満了するため、堀田義宗氏の再任について同意を求めるものであります。堀田義宗氏は人格、見識高く、また、公平中立で広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査会委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご同意いただけますよう、お願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第4号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

それでは、議案の説明を申し上げます。議案第4号でご提案申し上げました、阿蘇広域事務組合の共同処理する事務及び規約の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の一部変更する理由としましては、組合同約第3条に規定します共同処理する事務に関する根拠法令を明確にするための規定の整備並びに特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘の事務のうち、老人デイサービス及び在宅介護支援センターに係るものを廃止し、介護保険法に基づく介護福祉サービス、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する事務のみを行うこととする変更でございます。

また監査委員の選任の方法及び任期につきまして、地方自治法改正に伴い、学識を有する者を識見を有する者に変更するものであります。

このほか、ふるさと市町村圏基金の処分の制限につきまして、構成団体の協議によるものであれば、基金を処分できるよう変更するものでございます。なお、本議案は構成市町村同文議決となっております。

以上、ご説明いたしましたけれども、審議いただき、ご承認賜われますようお願い

い申し上げ説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第5号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第5号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第5号でご提案申し上げました、辺地に係る公共的施設の整備計画についてご説明申し上げます。

今回の整備計画は、町道整備の変更に係るものであります。この整備計画は、事業実施に伴い、必要となる財源の増減に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条の規定に基づき、ご提案申し上げるところでございます。この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借り入れが可能となりますとともに、元利償還金の80パーセントが地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。町なり、町財政としましても有意なものとなります。今回の提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、平成24年2月27日付で同意を得たところでございます。なお、町道整備の変更の詳細につきましては、建設課長の方からご説明申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。私の方からの説明を終わります。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） おはようございます。

辺地計画変更の内容についてご説明いたします。今回の変更は、平成17年度よ

り改良工事を行ってきました町道社倉・水迫線が、構造物の側壁及び用排水工事等の事業費が増加したため、工事期間を２年間延長し、平成２５年までとしたこと。

また、平成２２年度から計画いたしております、町道男原線については、測量が終わり、起点から約１００メートルの改良工事を終えておりますが、平成２４年度、残り計画全線の用地の確約等の確認作業を行い、平成２８年度までの計画とするための変更であり、当該路線は狭あい道路補助金を受けており、今後の計画については順次議会のご意見を賜わりながら進めてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜わりますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。４番 芹口誓彰君。

○４番（芹口誓彰君） ４番、芹口でございます。

この路線につきましては、当地が辺地から脱却のためには、緊急かつ重要な路線であり、事業として早急に整備する必要があるというような理由から、この２路線、議会の議決を得て今実施をされてきたところでございますけれども、男原線につきましては、２６、２７、２８ということで、整備するということ先送りをされております。町長にお尋ねをいたしますけれども、この男原線につきましては、この本文に書いてありますように、辺地から脱却のためには緊急かつ重要な路線であり、事業として早急に整備する必要があるというようなことで、今後整備を進められていくような認識をお持ちかどうかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） ４番議員のご質疑に答弁させていただきます。

記載されているとおりでございます。認識性を十分持っております。

以上です。

○議長（田上更生君） ４番 芹口誓彰君。

○４番（芹口誓彰君） 町長のご答弁お聞きいたしました。どうかそういった認識で今後も事業を進めていかれるように再度お願いをいたします。

終わります。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。９番 三森義高君。

○９番（三森義高君） ９番、三森でございます。

総合整備計画の中でいろいろと今日まで進めてきました、いろいろな事業等々があるわけでございます。この計画書にありますように、まず、整備するためには用

地というものが必要であります。この同意というものがどの程度進められていくのか、ここに限らず今後こういう総合整備計画の中で、きちんとしたその位置付けというものをしていかないと、当然事業そのものが最後まで到達していかない状況下も、今まで幾度となくあったような気がいたしております。今後そういうことのないように、この総合計画の中、出ております中身についてもう少し詳しく、そこらあたりまで含めてお話いただければありがたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） ただいまのご質問ですが、基本的に草村町長の考えとしましては、路線の改良につきましては、当初の計画において用地等の確約を基本とするという考え方で行っておられます。私どももその考え方に沿ってやりたいと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございます。

先ほどの中でもお話があっておりましたけれども、再確認をするために話を出したところでございます。今後、せつかくの予算等々をつけていくわけでございます。そういう中で、いろいろと事業が途中で終わることのないよう、今後ともよろしくお願いを申し上げ質問を終わりたいと思います。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第6号 財産の無償譲渡について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第6号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第6号でご提案申し上げました、財産の無償譲渡につ

いてご説明申し上げます。

提案しました財産は、阿蘇郡高森町大字高森1860番地4、木造平屋建て、床面積142㎡と、上在集会場でございます。譲渡する相手方は、阿蘇郡高森町大字高森1860番地、上在区、代表桐原郁男氏であります。譲渡する理由でございますけれども、現在、普通財産となっております集会施設を上在地区の自治活動の拠点として使用するためであります。なお、土地につきましては無償貸し付けとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第7号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第7号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） おはようございます。

議案第7号でご提案しました、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について提案理由を説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象施設の名称としましては、高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場です。指定管理者となる団体等の名称は、有限会社甲斐商店、代表者甲斐一郎氏です。また、指定の期間としましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となっております。当

施設につきましては、公募しましたところ1件の応募という結果でありました。その後、2月21日に指定管理者選考審査会を開催し、審査の結果、ご提案の団体を選考する旨の報告を2月28日に受けたところであります。

以上、ご説明申し上げましたが、審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第8号 高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第8号、高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第8号、高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

地方分権の進展に伴い、業務の高度化、専門化が進む中で、本庁においても公務部内では得られにくい、高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や、期間が限定される専門的な行政ニーズ等に対し、効果的に対応する必要性があることから、これらの専門的な知識、経験、または、優れた識見を有する職員を任期を定めて採用することにより、住民サービスの向上を図るものでございます。

主な区分といたしましては、弁護士や公認会計士などの専門的知識等を有する任期付職員、業務量との関係で一定期間に限り必要とされる、一般職と同程度の任期付職員。一定期間のうち、短時間の勤務で対応が可能な任期付短時間勤務職員の3種類に分けられ、当面は、任期付短時間勤務職員の採用を検討しております。任期付職員の採用に当たっては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法

律及び地方公務員法の規定により、必要な事項を条例で定める必要があるため、本条例の制定をご提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第9号、高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。

説明をいたします。議案第9号で提案いたしました、高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

町費負担教職員は、現在派遣会社をとおり、高森東小学校に2名の教職員を雇用していますが、法律、これは通称労働者派遣法という法律でございますけれども、この派遣法の改正に伴い、派遣会社との委託契約が、最高で3年間というふうになりまして、3年を超えた委託契約ができなくなりました。今回の条例は、直接面接等による採用、雇用期間は1年となっておりますが、更新が可能であり、長期雇用できることから、優秀な人材の確保が容易であり、また、町の職員となり活動も幅広くすることができるようになりますこと、この条例を提案するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議を賜わり、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第10号 高森町課設置条例の全部改正について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第10号、高森町課設置条例の全部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第10号、高森町課設置条例の全部改正について提案理由の説明を申し上げます。

昨年、4月末の町長就任以来、課・係の再編を行うよう表明してまいりましたが、まず職員による組織検討委員会を立ち上げ、この委員会が全体の意見の集約を行いました。これをもとに、私が挙げます観光立町の実現をはじめとする、6つの町づくりをより効果的に実行できる組織、かつ住民サービスのさらなる向上を実行できる組織を念頭に、課の再編を行うため、今回条例の全部を改正するものであります。

主な内容として、総務課から企画部門、産業観光課から商工観光部門を分離し、これらをあわせて政策推進課といたします。住民福祉課から健康推進係、国民健康保険係、介護保険係を分離して健康推進課といたします。

また、住民福祉課から出張所に関するものを総務課に移し、監査委員事務局を独立させるものでございます。

地方公共団体の内部組織の設置及びその文書事務については、地方自治法第158条第1項の規定により、条例で定めるよう規定されているため本条例の改正を提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番、宇藤です。皆さんおはようございます。



高森町課設置条例の全部改正についてですが、大幅な改正ということで、町長の改正の考えと、それと改正をすることによるメリットをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

考えとメリットということですが、先ほど提案理由の中で申し上げました、やはり、より政策を効果的に実行できる組織、また、それはすなわち住民サービスの向上につながる、それを実行できる組織に再編したいという考えでございます。

メリットといたしましては、私は例えばの話ですが、やはり既存団体等いろいろ協力していただいている団体がございます。商工会等々ははじめとする歴史ある団体様等々ですね。やはり企画と私の政策と合致して、一緒にやっていかなければいけない、お願いをしていかなければいけない部分がございますので、それを1年間見させていただきました。その中でやはり一緒にするものが、一番効果が上がるのではないかというふうに思っております。すなわち、民間の会社で考えれば当たり前のことですが、行政というのは事務等々ございますので、非常にその部分でなかなかスムーズに進まない部分もございましたので、今回例えば効果というメリットという部分では、非常にスピーディーに企画が行われるのではないかというふうに思っています。

もう1点、住民福祉課と先ほど申し上げました。出張所に関することを総務課に移すということを提案させていただいておりますが、これは過去の歴史がございます、この野尻・草部出張所に関しましては、私はこの出張所というものに関しましては、非常に私の政策の中で重要な部署でございます。例えばの話、政策分室的な形、ただのサービス業務だけではなく、やはり予算等の部分も十分そこで話し合える、そして提案できるかたちづくりが必要ということで、やはり総務課に移すことが一番、山東部の住民の皆さんにおいて、要望等がスムーズに行われるのではないかというふうに思っております。今、発言申し上げましたのはごく一部でございますが、そのように私の考えと、例えばのメリットをご説明させていただきました。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番、興柁です。

今回の条例改正について町長にお伺いをいたします。

今回の改正で、5つの課から7つの課ということで、2つ課を増設され、また文

書事務においても43から48と事務的に5つほど増やされております。町長の政策理念が随所に盛り込まれているかなというような気がいたします。その中で文書事務につきまして、2点ほど、町長の考えをお伺いをしたいと思います。

現在、産業観光課の文書事務であります、農地等の災害復旧に関する事項が建設課に移った理由、これが1点と。2点目に主な新規事業の説明の中に、農林業の専用窓口を増設されるということで、有害鳥獣関係等の問題についても対応されるというようなことが明記されておりますけれども、この件について新設されます農林政策課ですか、この中に明記されるというお考えはなかったのか。この2点をお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

まず、建設課へ移した理由というか私の考えですが、これは非常に現在、きのうも県の方で、実は農林水産次長、局長等とお話をさせていただきましたが、やはり仕事の内容と補助の内容、今の国の当初予算から補正予算への移行、すなわち当初予算ではなかなか組まない、補正のときに対応しなければいけない、補正のときの対応期間が非常に短い。そういう部分も兼ね合いまして、やはりある程度バラバラで情報を収集してやるよりも効果的にできるということで、今回建設課の方ということでございます。

あと有害鳥獣の対応につきまして、明記しなかった理由というのは、私自身が明記するしないという考えではございません。この有害鳥獣の対応は、やはりこの専門窓口を置くというもので、その中で一番大事なことは、やはり現在一番被害を受けている農家の方。その方に対して、もちろん、有害鳥獣がその中で一番筆頭に挙げられるとは思いますが、そのほかのことも多々ございますので、これを一つだけということは考えておりませんでした。しかし、対応に関しましては、やはり専門の窓口を置くということは、これは今までとは絶対違うかたち、そしてスピーディーに対応できるというふうに思っております。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 高森町職員の定数条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第11号、高森町職員の定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第11号、高森町職員の定数条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

少子高齢化、過疎化が著しい本町にありまして、次世代を担う子どもたちはまさしく本町の宝というべきでございます。その子どもたちの教育は、非常に重要な事項でございますので、今回教育委員会機能の人的な充実を図るということで、定数の改正をするものでございます。

また、監査委員事務局に専任職員を配置することによりまして、チェック機能の強化と、職員それぞれが適正な事務を心がけるための啓発を図るものでございます。地方公共団体の職員の定数につきましては、地方自治法第172条第3項の規定によりまして、条例で定めるよう規定されておりますので、本条例の改正を提案するものでございます。

ご審議の上、何卒すみやかにご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第12号、高森町一般職員の給与に関する条

例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第12号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

団塊世代の大量退職、年齢的な職員体制の偏りに加えまして、新規職員の採用が計画的に実行できない状況でございます。一方で、野尻、草部両出張所につきましては、非常勤職員を配置するという不適切な状況が続いておりまして、これらを解消するため、定年退職者等の再任用制度を導入するに当たり、必要な事項の改正を行うものです。

また、平成19年に実施されました機構改革による職員間の不均衡の解消の必要に加え、今回組織の見直しを行うに当たりまして、級別職務分類表の改正を行うものでございます。職員の給与につきましては、地方公務員法、第25条第3項の規定により、条例で定めるよう規定されているため、本条例の改正をご提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番、芹口ですが。

以前、行政改革によりまして、職務にあった等級に決定するというもので、これまでのような級別の職務分類表の等級にあったわけでございますけれども、今回、この別表第3関係で、6級、5級、4級につきましては、職務内容等がこれと同程度の職務の職というようなことで規定が組まれておりますが、こういった規定につきまして、そういった規定をするような理由があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） 芹口議員ご質問にお答えをいたします。

4級、5級、6級に、これが同程度の職務の級という表現をしておりますのは、課長補佐級でありますと、事務局の次長、それから保育園の園長代理。それから、5級につきましては、課長級につきましては事務局長。それから、6級につきましては、総務課長経験者等というふう考えた内容でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 当初予算書の126ページでございますけれども、級別職員数の内訳が書いてございます。この中で、平成24年4月1日と平成23年の4月1日を比べてみますと、6級におきましては一人、これは総務課長だと思います。それから5級につきましては8名。それから4級につきましては、昨年が8名なのが24年の4月1日のが32名。それから3級につきましては、これまでが26名の職員数が今回は6名ということになっております。以前、格付けされておりました3級の職員が、この次の4月1日から4級に32名というふうな、大幅に人員が増えています。この人数は、主幹という職務で格付けされるのか、あるいはまた同程度の職務ということであるのか、また主幹ということであれば、その職務内容はどのようなふうに変ってくるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） お答えいたします。

予算書にございます数のご指摘でございますが、主幹の職務ということで格付けをするため、人数が増えた部分がございます。それから、主幹の職務につきましては、課長補佐とは同級にはございますけれども、相当程度の経験等を有する職員として、4級に格付けするものでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 今日、開会前にお願いを申しあげましたけれども、所属委員会以外でお伺いしたいという部分についてのお願いがしてございます。今日どうしても町長、あるいは専門の委員会以外の部分であれば質疑を認めますけれども、そういう点も十分考えた上で質問をしていただきたいと思います。常任委員会の中での十分な質疑ができる可能性がございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 議長、言われるのもわかります。ただこれは総務委員会に付託されると思いますけれども、やはり全議員さん知っていただく必要があるかというようなことで質問をしたわけでございます。

1点だけお尋ねしたいと思います。管理職手当はどこまで支払っておられるのか、今回6号4級まで支払うことになりはしないのか、そこだけお尋ねいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） ただいまの現在の規則では、4級課長補佐、それから園長代理まで管理職手当を支給しております。現在の職務分類表にも、4級相当園

難な業務を処理する主査の職務というのがございますが、これには支払ってはおりません。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 議案第13号 高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第13号、高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第13号でご提案いたしました、高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この高森町農業用水供給事業基金条例は、議員各位もご存知のとおり、高千穂線鉄道建設高森隧道工事に伴う灌漑用水渇水対策で、平成元年9月30日付で日本鉄道建設公団大阪支社と高森町との間で保証契約が成立し、その保証金を元にA基金7億6,000万円。B基金1億4,000万円。C基金1,579万2,000円の3つの用途に基づき、平成元年12月に設立した基金であります。

設立当時は、最高7パーセント程度の利息運用もあり、これまで約20年余りは基金の元金を取り崩すことなく運営できました。しかし、長引く低金利施策等により、基金の利息分も底をつく状況となり、町といたしましても、運用益の高い国債等の活用をしてまいりましたが、歳入の大半を占める基金運用利子だけでは、ポンプ用水にかかる電気料金さえ運営できない状況となりました。

一方、農業用水ポンプ設備も平成2年頃に整備したものであり、老朽化が進み、平成21年度からポンプを整備しております、平成24年度でポンプ施設機械施設の整備が完了する予定となっており、今後は、電気設備系統の整備が必要となっております。

このようなことを考慮し、今回基金条例第3条第1項第1号、A基金7億6,000万円を4,000万円減額し、7億2,000万円とするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げまして説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番、後藤です。

すいません、単純な質問で申しわけないんですが、今説明がありました、A、B、C基金の内容を詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） ご説明申し上げます。

現条例の中で、A基金7億6,000万円。これにつきましては、農業用水供給地区（津留、南在地区を除く）にかかる農業用水供給施設の維持管理費にあてるための基金。

B基金1億4,000万円。農業用水供給地区（津留、南在地区を除く）にかかる農業用水供給施設の大修理費にあてるための基金。大きな修繕代にかかる基金がB基金です。

C基金1,579万2,000円。農業用水供給地区のうち津留、南在地区に関わる農業用水供給施設の維持、管理費等にあてるための基金となっております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番、三森でございます。

大変基金の取り崩しという結果の中で、このような改正する条例を提案されたものでございます。農業用水の代表者会といたしましても、農業用水の利活用については、一生懸命検討しながらやっておるところでございますけれども、当然今までが基金の運用利益をもって運営をしておったのが、皆さん方先ほどから説明がっておりますように、預金の利息がマイナス状態というような状況下の中で、一生懸命国債を利用して、運用利益を少しでも上げたいということでやっております。しかしながら、このように4,000万取り崩しをしないといけないような状況になってきたというのが現在でございます。今後においても、ポンプ等々の今は当然修繕をしながら頑張っておるところでございますけれども、いつ何がとき、これを取り換える必要性が出てくるやもしれない状況下にあるということでございます。そのためには、農業用水代表者会といたしましても、この基金の中だけで運用していくというのも大変苦慮しておるとというのが現実でございます。原点に振り返ってみ

ますと、鉄道公団の不策によってこのような弊害が出てきた、不都合が出てきたというのが現実でございます。せっかくの基金でございますので、利息が上がってくるのが一番手っ取り早いわけでございますけれども、なかなかこれも難しいという現実。ここらで、町にもいろいろをお願いをしておるところでございます。今後とも行政一緒になって、農業用水についても、また、飲料水についても、これは当然内容的には一緒でございます。そこら辺を踏まえて、今後とも農業用水としても頑張っていかなければならないし、町としてもそのような手立てを少しでもしていただきますよう、心から念ずるところでございます。

以上でございます。その点について町長の方にもご答弁をよろしくお願いたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員からの、ご要望とアドバイスというふうに承りました。

先ほど、ご質疑の中でありましたように、世の中の金融情勢が変わり、利子では運用できない。そして、あるもの基金、すなわち貯めているお金を切り崩してやらなければいけない状況下に、本年度からなるということが現実でございます。これはすなわち、過去から現在の日本の経済状況を考えれば、想定されたものであるという部分も私自身は思っております。そういう中で、やはり本町のこの財政事情を踏まえ、今後も対応していきたいと必要性に応じ、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番、後藤です。

今回の改正案では、今まで処分することが基本的にできなかったのが、第1条の目的であれば処分することができるということになってますけれども、修繕の基本的に基金はこれは処分することはできない、ただし書きで、これをつけるべきじゃないかと思うんですよ。いきなりこの事業であれば処分することができるということになると、全く処分することができるというふうに解釈されるんじゃないかと思うんですけど。基本的には処分はできない。ただし、旧文にもありますけれども、第1条に規定するものについては処分することができるというふうにすればいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） ただいまの2番議員の方からご質問がありました基金条例



の中身の問題ですが、これについては当初、この条例を作ったときの定義がございまして、たまたま企画でこの条例を作っておりますが、その作った方が総務課長でしたので、総務課長とご相談した上で、こういう条文になったところでございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（田上更生君） お諮りします。

休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） それでは、11時15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

#### 日程第14 議案第14号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、議案第14号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） おはようございます。

議案第14号で提案いたしました、高森町税条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、平成23年10月28日に国会に提出されておりました、平成23年度の地方税法の改正が、平成23年12月2日に。また、11月4日に国会に提出されておりました、同法の改正が12月14日に公布されたことに伴うものであります。

改正内容でございますけれども、市町村たばこ税の税率の引き上げ、退職所得者額計算中の10分の1相当額控除の廃止及び町民税均等割り額の500円の引き上

げが行われたものであります。

主な改正内容につきまして説明申し上げます。第95条につきましては、旧3級品以外の町たばこ税の税率の引き上げでございます。平成25年4月1日から1,000本当たり4,618円を5,262円に引き上げるものでございます。町たばこ税は、1,000本当たり644円の増となりますけれども、県たばこ税は、1,000本当たり1,504円から860円と引き下げとなりますので、喫煙者の負担は何ら変わるものではございません。

続きまして、附則第9条につきましては、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例でございます。これは、退職される方に課せられる町県民税の課税の特例でございます。退職される方については、収入金額から公費を引いて、2分の1をかけた金額に10パーセントをかけて、税額を出して、その税額から10パーセントの控除がございましたけれども、平成25年1月1日からこの特例控除が廃止となりますので、削除をするものでございます。

続きまして、附則第16条の2につきましては、旧3級品の町たばこ税の税率の引き上げでございます。旧3級品のたばこ税額を、平成25年4月1日から1,000本当たり2,190円を2,495円に引き上げるものでございます。町たばこ税は1,000本当たり305円となりますけれども、県たばこ税は1,000本当たり716円から411円と引き下げとなりますので、喫煙者の方の負担は何ら変わるものではございません。

附則第22条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の一部改正でございます。平成23年3月11日の東日本大震災により、個人の所有する住宅や家財等に被害を受けられた方は、3月11日までに申告している、していないにかかわらず、平成22年分として雑損控除が受けられるようになりました。

また、住宅の取り壊しや、除去するための費用や現状回復のための災害関連支出につきましては、災害がやんだ日から1年以内に支出したものが対象となっておりますけれども、今回の改正により災害関連支出については、災害がやんだ日から3年以内に支出したものに延長するものでございます。

続きまして、最後でございますけれども、附則第25条につきましては、個人の町民税の税率の特例等でございます。

現在、個人の町県民税の均等割りは、県民税1,500円、町民税3,000円でございますけれども、今回の東日本大震災を教訓に、それぞれの市町村が防災意識を高め、防災事後にあてるための費用として、東日本大震災からの復興に関し、地

方公共団体が実施する防災のための施設に、必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されましたので、個人町民税の税額を平成26年度から平成35年度まで、500円加算するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第15号 高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第15号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） おはようございます。

議案第15号でご提案申し上げました、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の一部改正についてご説明いたします。

本基金は一般旅券、いわゆるパスポートでございますが、この発給に伴います熊本県の収入証紙購入の運用に関するものでありまして、平成22年10月から実施しているものであります。基金の額は、100万円でございますが、改正の内容につきましては、第4条の運用基金の処理を改正いたしまして、基金の利子を他の基金と同様に一般会計に編入し、事務費にあてるものでございます。なお、基金の管理及び証紙の売りさばきは会計課で行っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第16号 高森町体育指導委員設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第16号、高森町体育指導委員設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） おはようございます。

議案第16号で提案しました、高森町体育指導委員設置条例の一部改正についてをご説明いたします。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものです。体育指導員につきましては、国の法律スポーツ振興法の中で規定されていましたが、全面改正が行われ、スポーツ基本法に改定されました。そのスポーツ基本法の中で、第32条で体育指導員をスポーツ推進委員に改めるということになりました。別紙、条例新旧対照表をご覧ください。表題を体育指導員からスポーツ推進委員。改め職務の部分ですけれども、第4条第1項6号を新たに追加しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜わり、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第17号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第17号でご提案申し上げました、高森町介護保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。

今回の改正は、平成24年度から26年度までの介護保険料の基準となる、第4段階の保険料月額を現行の3,900円から500円引き上げ、4,400円とするものでございます。介護保険料につきましては、人口推計に基づく施設、在宅介護サービスの給付総額を見込んで、市町村が設定することとなっておりますことから、設定に当たりますは、第5期高森町高齢者福祉計画介護保険事業計画策定に伴います推進委員会におきまして、4回の検討会を開催し、2月16日の最終委員会で、承認を受けたところであります。新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。第2条の保険料改定でございますが、保険料の期間につきましては、平成24年度から26年度に改正するものでございまして、介護保険の保険料等との件、それから、社会保険支払基金等の補助金負担金等によって、本町の介護保険に関わるサービス費用がまかなえるように算出されております。区分ごとの保険料をご覧いただきたいと思ひますが、各号の金額は年額でございます。最初に説明いたしましたとおり、今回の改正では、介護保険料の基準となる第4段階の保険料月額を現行の3,900円から500円引き上げ、4,400円とするものでございますが、この額は、本町の介護保険料の各段階の基準となるものでありまして、第2条の区分では、第4号の年額5万2,800円となります。これを12月で割りますと、月額が4,400円となります。

また、この基本額をもとに、1号から6号までの所得階数区分が定められており

ますが、1号、2号では、基本額の0.5、それから第3号では0.75、第5号では1.25、第6号では1.75の係数をかけた数字が保険料月額となります。なお、介護保険料の基準となります第4区分は、世帯の誰かに町民税が課税されておりまして、本人には町民税が課税されていない方が対象となります。保険料の算定に当たりましては、介護給付費が年々増加している状況でありますことから、高齢化に伴う要介護認定者の増加とあわせて、介護給付費の増額を見込んだものであります。また、今後におきましては、保険料をおさえるために、介護養護サービス、生活援助サービス、家族介護支援サービスの提供のさらなる推進に努めてまいりたいと思います。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 議案第18号 高森町営住宅条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第18号、高森町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第18号で提案いたしました、高森町営住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国が進めております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律に基づき、平成24年4月1日をもって、公営住宅法の一部改正がなされることに伴うものであります。

改正内容は、入居者の収入基準等の条例への明文化及び入居者の同居親族要件の廃止等であります。新旧対照表をご覧ください。

まず、入居者の収入基準等の条例への明文化については、町営住宅条例第6条第1項を町営住宅に入居することができるものは、次の各号、第1号から第5号の各号の条件を具備するものと改正し、同項第2号に同居者に小学校就学前の子どもがいる等の条件を満たすものは、上限21万4,000円。その他のもの上限15万8,000円と明記しております。

また、同条第2項を追加し、町長が裁量により特例で入居できるものの範囲について第1号から第9号に具体的に明記いたしました。

次に、入居者の同居親族要件の廃止についてですが、この件につきましては、各自治体の判断で、引き続き同居親族要件を条例に残すことが認められており、本町においての今の住宅の不足状況や近隣市町村の動向を鑑みますと、引き続き単身入居について一定の制限を課し、同居親族のあるものを優先的に入居できるようにすることが妥当であると考え、これまでどおり同条第1項第1号の条文を残すことといたしました。

最後に、第7条の入居者資格の特例ですが、先ほど述べました前条である第6条の改正を受けて、それぞれ関連部分について改正しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜わり、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第19号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第19号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第19号でご提案いたしました、平成23年度高森町一般

会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度の年度末を控えた補正でありますことから、歳入全般にわたって収入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、科目全般にわたって補正を行うものでございまして、総額で3,120万9,000円の増額となり、これを現行予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれ39億778万1,000円とするものでございます。

6ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為補正につきましては、11月の臨時会の際にご承認いただきました入学祝い金支給事業に関わるものでございます。この事業は、新入学児童に対して、一人当たり5万円相当額を4つのメニューの中から選択していただくものでございますが、メニューの一つであります、学校教材の購入に対する補助を選択された方につきましては、平成24年度から小学校在学中の6年間において、町からの補助が発生することから、一人当たり5万円の10名分について債務負担行為の追加をするものでございます。

次に、7ページの第3表、地方債補正につきましては、各事業の実績に伴う限度額の補正でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。1款の町税につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の各町税について、現段階での収入見込み額を計上いたしております。

11ページ、10款の地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を増額補正いたしております。なお、特別交付税の最終分につきましては、3月末に確定する予定でございます。

12款の分担金及び負担金から12ページの使用料及び手数料。13ページの国庫支出金。14ページ以降の県支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込みによりそれぞれ調整を行っているものでございます。

18ページをご覧ください。雑入のうち無線システム普及支援事業費等補助金につきましては、全額を減額しております。これは、地上デジタル放送が受信できない地域における共同アンテナ施設整備に伴う補助金として、予算計上されていたのですが、国において施工方法についての結論が出なかったことや、事業費が高額であることから、翌年度にスライドして実施する予定でございまして、平成24年度の当初予算にご提案させていただくことといたします。

続きまして、20ページから歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。



歳出予算全般にわたりまして、各事業に必要な経費の最終見込みにより、主に減額補正を行っておりますが、年度内に実施しておく必要がございます一部事業につきましては、増額の補正も計上させていただいております。

22ページをお開き下さい。

企画費の負担金補助及び交付金につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、地上デジタル放送の共同アンテナ整備に伴う、無線システム普及支援事業費補助金を全額減額しております。電算費におきましては、年度内に町立保育園2カ所にインターネット環境と、総合行政システムの接続環境を整備するため、役務費と委託料を計上しております。また、町内グループウェアのバージョンアップを年度内に行うため、作業委託料を計上しております。交流館管理費では、浄化槽のプロワーが故障しており、早急な対応が必要であることから、修繕費を追加計上しております。

29ページの予防費では、安全性が確認され、接種申し込みが増加いたしました小児肺炎球菌とヒブワクチンの予防接種助成金を増額しております。

34ページの非常費消防費では、消耗品費を増額いたしております。これは東日本大震災の教訓を踏まえ、各消防団における設備を充実させるための補助金を活用して購入するものでございまして、ヘルメット等に装着できるヘッドライトやハンディライト、また、避難誘導等の誘導棒や拡声器を各分団及び本部に配付するものでございます。

37ページ、小学校費の学校施設管理費では、高森中央小学校におきましては、身体が不自由な児童が教室と職員室、保険室等に自由に移動ができるようにするため、渡り廊下の改修と出入口のドア改修のための経費として増額いたしております。

41ページの町支出金では、これからの財政基盤の強化を図るため、財政調整基金への積み立てと、社会福祉振興基金への積み立てを行うための予算を計上いたしておりますが、今回の補正により、財政調整基金の積み立て現残高は、約10億3,000万円となる見込みでございます。なお、特別交付税の最終決定によりまして、さらに増えることが見込める状況でございます。

最後になりましたが、今後も予算の執行には万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げられるよう、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営を心がけてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、今回提案いたしております、補正予算についてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終

わかります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番、後藤です。

ただいまのご説明がありましたように、今回の補正は、不用額の減額と基金への積み立てが主なように思われますが、その中で1点だけ、33ページ、道路費ですけど、工事請負費の減額が3,500万となっておりますが、この内訳をご説明いただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 今回補正減額しております工事請負費3,532万9,000円についてご説明申し上げます。

路線ごとにほとんど減額ですので、言います。村山1号線、減額の390万7,126円。男原線、減額の1,425万6,356円。森・林線、減額の681万1,647円、社倉・水迫線、減額の279万7,601円です。村山・高尾野線、減額の648万8,438円。色見環状線、これは増額の43万円。村山・旭通線、減額の149万7,500円です。減額の主な内容については、ちょうど男原線につきましては、舗装を100メートルだけとしたことによって減額になっております。また、森・林線については最後の橋梁の部分が残っておりますが、これについては狭あい道路の補助の対象となりません。それで、その部分については補助にならなかったことの理由で切られております。というようなところが、主な減額でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番、芹口です。

25ページ、障害福祉費についてお尋ねをいたします。扶助費でございますけれども、今回、障害福祉サービス費398万3,000円、それから障害者自立支援特別対策事業ということで、204万2,000円を増額補正がなされておりますけれども、今議会16日で終了予定でございますが、終了した後、本年度14日程度しか残すところございませんが、果たしてこの事業できるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 今、期間が少ないですけど、事業を遂行できますかということですが、今のところ見込みでそれぞれ計上いたしておりますけれ

ども、今後の予定としては、今のところ遂行できるというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 遂行できるということでございますけれども、一番問題なのはいつ事業決定が行われたのかということでございます。やはり事業決定が早く行われていれば、早く障害者の支援事業というのが開始されれば事業効果が上がるというふうに思っておりますけれども、いつ事業決定通知がなされたのかお尋ねします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 事業決定通知につきましては、今のところ把握しておりませんので、後ほどご説明したいと思います。すみません。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第20号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第20、議案第20号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第20号でご提案申し上げました、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算に3,634万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ11億5,953万1,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、7ページからでございますが、国民健康保険税は、今後の歳入見込みによりまして171万2,000円を減額。国庫支出金の療養給付金負担金は、一般被保険者の療養給付費等に要した費用の一定の率を国が負担するものであります。額が確定したことにより、1,779万9,000円を増額するものでございます。8ページの療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交

付金につきましては、交付金の額が確定したことにより、それぞれ増額するものです。9ページの一般会計からの繰入金につきましても、額が確定したことにより、それぞれ調整したものでございます。

次に歳出でございますが、12ページの保険給付費につきましては、今後の各種療養給付費の見込みにより増額または減額を整理するものでございます。13ページの老人保健医療費拠出金につきましては、平成19年度以前の老人保険制度における診療報酬の過誤調整が行われることにより、拠出金が発生するものでありますが、実績がありませんでしたので、全額を減額するものです。

14ページの共同事業拠出金につきましては、熊本県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対して拠出するものですが、それぞれの事業費が確定したことにより減額するものです。

次の特定健康審査等事業費につきましては、特定検診業務の実績により、それぞれ減額するものです。15ページの予備費につきましては、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

## 日程第21 議案第21号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第21、議案第21号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第21号でご提案申し上げました、平成23年度

高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算から707万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ8,585万8,000円とするものであります。

6ページからの歳入の概要についてご説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、今後の歳入見込みにより368万8,000円を減額、繰入金は保険基盤安定繰入金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を192万9,000円減額、諸収入及び受託事業収入は、健康診査事業の確定により、それぞれ減額するものです。

次に8ページからの歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金額確定により551万6,000円を減額。健康診査費につきましては、健康診査業務費の確定により157万6,000円を減額するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第22、議案第22号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第22号でご提案申し上げました、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

今回の主な補正は、保険給付費の増額に伴います調整でありまして、既定の予算に914万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7億6,964万9,0

00円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、7ページからでございますが、保険料につきましては歳入見込みとして131万8,000円を減額。また、滞納繰越分については37万5,000円を増額するものです。国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金につきましては、各事業の事業見込みにより、保険給付費をそれぞれ増額補正するものであります。このほか県負担金につきましては、保険給付費の増額に伴います増額。県補助金につきましては、地域支援事業費等の増額補正でございます。繰入金につきましては、保険給付費の増額に伴います法に定められた一般会計からの繰入金の調整でございます。貸付金につきましては、保険財政の不足を補てんするため、熊本県の財政安定化基金貸付金100万円を見込んでおりましたが、補てんする必要がなくなったため全額を減額するものです。

次に歳出の主なものにつきましては、11ページからでございますが、一般管理費の委託料につきましては、介護保険システム改修事業に伴う委託料286万7,000円を計上するものです。保険給付費の介護サービス等費、介護予防サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費につきましては、介護保険給付費の増額に伴います調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（田上更生君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長より発言の申し出がっておりますので、許可いたします。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） それでは、先ほど4番、芹口議員の方からご質問いただきました障害生涯福祉サービス費の決定した時期はいつかということでしたが、これは、決定ということではございませんので、この障害福祉サービスにつきましては給付費でございますので、現在2カ月遅れで給付費の請求がまいっております。そのため、4月までの見込み額として計上いたしておりますので、ご回答をいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第23 議案第23号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第23、議案第23号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第23号でご提案いたしました、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定予算から194万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,596万8,000円とするものであり、また、事業費の確定に伴う地方債の限度額を変更するものであります。

4ページをお開きください。

第2条、地方債の変更は、地方債の事業費確定に伴う限度額の変更でございます。過疎債、簡水債それぞれ30万円減額し、限度額を390万円とするものであります。

歳入について説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款使用料及び手数料につきましては、現年度分を200万円減額し、過年度分を16万円増額いたしました。第6款諸収入、第2項雑入につきましては、水田

ポンプインバーター削減保証金を83万9,000円増額いたしました。また、第3項、自宅事業収入につきましては、町道整備に伴います水道管敷設替工事の事業費の確定に伴い33万1,000円を減額し、第7款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴う60万円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第1款水道費、第1目一般管理費につきましては、人件費の不用額を減額、事業費につきましては、光熱水費の電気料を150万円増額いたしました。15節、工事請負費につきましては、入札残による93万7,000円の減額となりました。第2款公債費につきましては、起債の償還金利息の確定による2万5,000円の減額。予備費につきましては、148万9,000円を減額補正しています。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げますが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第24 議案第24号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（田上更生君） 日程第24、議案第24号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第24号でご提案いたしました、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定予算から500万を減額し、歳入歳出予算の総額を4,05



9万2,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第2款繰入金につきましては、基金繰入金を500万円減額するものでございます。

7ページをお開きください。歳出分です。第1款農業用水費、第1項管理費につきましては、事業費の光熱水費である電気料を100万円減額。また、修繕費を500万円減額し、予備費については106万円を増額補正しています。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第25 議案第25号 平成24年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第25号、平成24年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第25号でご提案いたしました、平成24年度高森町一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方などにつきましては、お配りしております平成24年度当初予算概要書にも記載しているところでございますが、昨年の東日本大震災などの影響を受けまして、国における平成24年度予算編成の基本方針では、東日本大震災からの復興を中心とした日本再生に、全力で取り組むことを大枠として閣議決定されております。また、地方財政への対応につきましては、東日本大震災分と通常収支分とを区別して整理されており、地方へ配分されます地方交付税は、平

成23年度に対しまして若干ではありますが、0.5パーセントの増額予算とされております。これを受けまして、本町の平成24年度当初予算は、総額で前年度を若干上回る額で編成したところでございますが、財源の大半を地方交付税に依存する本町でございますので、今後も国の動向に注視していくことといたしております。

それでは、まず本町の財政状況につきましてご説明させていただきます。

町の借金であります地方債の残高につきましては、私が就任する前の平成22年度末時点におきまして、約50億2,000万円でありました。この1年間で、約3億9,000万円の減となり、23年度末では、約46億3,000万円に削減できる見込みとなります。そのうち、臨時財政対策債が全体の約38パーセントとなる見込みであります。ご承知のとおり、臨時財政対策債は、普通交付税からの振り替えであり、借入れ後の償還額、つまり、返還額の全額が地方交付税で手当てされるものでございまして、そのほかの一般債とは全く意味合いが異なるものでございます。このように、地方債残高が減少している一方で、そのうちの臨時財政対策債の占める割合が増加していることなどから、町の借金については良好な状況にあると考えられます。なお、平成24年度の変動見込みにつきましては、元金償還額つまり、借金返済額が約5億8,000万円であるのに対し、借入額を2億3,000万円程度に抑えることにより、将来の財政負担を軽減することといたしております。

続きまして、積立金である基金についてご説明いたします。

基金の中で大きなウエイトを占めております財政調整基金は、平成22年度が約9億1,000万円で決算しておりますが、先ほどの補正予算でご説明いたしましたとおり、特別交付税等の最終決定をまだ受けておりませんが、例年の最終決定状況から判断いたしますと、23年度の決算では約2億円を上積みし、11億円程度になることが見込まれている状況にあります。ご説明しましたように、地方債残高と財政調整基金残高の状況により、町の財政状況は比較的安定していると言えますが、歳入の大半を地方交付税に頼らざるを得ない本町といたしましては、国の動向などにより財源が左右されることや、光ファイバー網の整備、防災無線のデジタル化等々をはじめとする多額の財源を必要とする事業が、今後予測されることから、今後も限られた財源の中で、最大限の効果が発揮できるよう施策の重点化を図っていきたいと考えております。このような財政状況の中、私が町長就任後初めての当初予算編成を行うに当たりまして、政策集に上げておりました主要施策を実現させることと、継続事業についても前例や慣例等の従来の枠組みや考え方にとらわれる

ことなく、ゼロからの積算により、予算の重点的・効率的な配分を行い、質的にも充実した予算となるよう編成したところでございます。

それでは、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。

今回ご提案しております一般会計の予算総額は37億2,800万円で、平成23年度の実質的予算となる6月の第1回補正予算後と比べてプラス2.9パーセントとなっております。

8ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの機械器具更新に伴うリース料の設定など、4つの項目について債務負担行為の期間と限度額をそれぞれ設定するものでございます。

次に9ページの第3表、地方債につきましては、本年度実施予定であります各事業の起債限度額を設定するものでございまして、3番の公営住宅建設事業費では、ストック改善事業といたしまして、須坂団地を全戸水洗化に整備するための財源として計上したものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

町税につきましては、地方税法の一部改正により扶養控除が大幅に見直されたことから、住民税の増収が若干見込まれるものと、昨今の経済不況の影響などから大きな伸びは期待できず、23年度の実績見込み等により計上したところでございます。

地方交付税につきましては、国の予算編成により提示されました前年度比率に対して、現時点で予想される数値を用いて試算を行い計上いたしました。繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金と介護保険特別会計から、平成23年度の清算分を計上いたしております。町債につきましては、先ほど第3表、地方債におきましてご説明したとおりでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますが、歳出についてはまず、本年度の主な新規事業からご説明申し上げます。

第1点目は、観光立町基本計画の策定に取り組むものでございます。本町は、通過型の観光地であり、現状では経済効果あまり期待できないことから、その観光形態を将来的な視点で見据え、方向付けを行うための基本となるものに仕上げていくために、地方自治研究機構との共同で調査研究を行いながら、作業をすすめてまいります。

次に、高森町新教育プランとして、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫

教育に取り組み、早期英語教育、ふるさと教育などに力を入れてまいります。また、新教育プランの実施元年としまして、次の3項目を主要施策として取り組みます。

第1点目に、新教育課程を見据えたICT教育環境、つまり情報通信技術を整え、そして、施策として出していくために、小中学校の全教室に電子黒板とデジタル教科書を導入し、教育環境の整備を推進いたします。

第2点目に、学校教育現場と教育委員会及び熊本県における情報の共有化、また事務の効率化を図るため、校務支援システム、ユーネットを導入します。これにより教職員の事務時間が短縮され、生徒、すなわち子どもたちと向き合う時間が飛躍的に増えることが期待されます。

第3点目に学習指導要領に位置付けられております、小学校の社会科地域学習として、高森町を題材とした、高森を知る学習の展開を図るため、社会科副読本の作成を実施することとします。

次に、保育園や幼稚園において実施しておりますフッ素塗布とフッ素洗口についてでございますが、小中学校におきましても、フッ素洗口が実施できるよう予算計上をしたものでございます。これは、県の補助を受けて実施するものでございますが、12歳児1人当たり平均虫歯率の調査によりますと、熊本県は、全国で下から6番目という状況であることから、県議会の議員の議員立法により補助金交付が成立した制度でございまして、本町がこのシステムを取り入れることは、県下のモデル市町村として注目を集めるものと期待できるところでございます。

次に農業後継者の減少や、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策等、農業をとりまく厳しい情勢に対応するため、農林業専用の相談窓口を設け、専門相談員を配置することといたします。また補助金制度の情報収集や有利な制度事業の紹介、制度活用の事務手続きを行うこととし、規模拡大や新規就農、後継者育成の支援などを行うものといたします。

次に、高森高等学校へ入学及び在学する全生徒を対象に、その就学経費並びに郊外活動への支援を行うとし、高森高校存続へ向けた後方支援について積極的に取り組んでまいります。

次に、大容量で高速の情報通信社会に対応するためには、光ファイバー網の整備は必要不可欠であることから、その準備段階といたしまして、光ファイバー網基本設計委託を行います。

次に、昨年の東日本大震災以降、原子力発電にかわる新エネルギーが話題になっていることから、再生可能エネルギーとして現在注目されておりますバイオマスに

ついて活用推進計画の策定を行います。

次に、町の歴史やフード、産業観光施設等の情報発信を目的といたしまして、タウン誌的な感覚で斬新なデザインを取り入れた町政要覧を作成し、幅広く配付することにより町のPRにつとめます。

次に、庁舎の基幹系電算システムであります総合行政システムをより安全に運用するため、庁舎内にはサーバーを置かない、ASPつまり、クラウド型方式での運用へと切り替えます。また、煩雑化する各種システムの効率的運用及び新たなシステム構築等のための外部委託を行うことといたします。

以上が、就任後、初めての当初予算に盛り込みました主要施策でございます。

続きまして、款ごとの主要項目、または昨年度から引き続き実施する事業などで、見直しを行いました主なものについてご説明をいたします。

まず、議会費においては、議会活動に伴う経常的な経費や各特別委員会等の活動経費を計上しております。

総務費におきましては、平成23年度に設計委託を行いました役場本庁舎の来客対応用カウンターの高さを下げるための改修工事と、庁舎内壁の塗装工事を行います。また、老朽化し腐食、落下の可能性があるひさしにつきましても、本年度に改修工事の設計業務委託を行う予定でございます。

次に、町民バスの高森環状線につきましては、より効率的に運行するため、乗合タクシーによる運行とし、それに伴う乗り継ぎバスを運行することといたします。

固定資産税においては、平成23年度に家屋特定調査を実施しておりますが、その成果に基づいて特定された課税漏れ家屋の適切な評価を行うため、未評価家屋の評価業務を行います。地籍調査費事業につきましては、計画面積の約78パーセントの進捗率となっております。本年度は、大字矢津田地区の一部、5.68キロ平方メートルの調査を行う予定でございまして、現時点では、平成31年度の調査完了を見込んでおります。

次に、民生費について、社会福祉総務費では、民生児童委員の活動強化、ボランティアの育成と組織の強化を図ります。また、災害時要援護者支援システムと要援護者台帳管理システムにより、災害時における要援護者の避難支援体制の確立を図ります。

障害福祉費においては、支援費事業を通して障害者福祉の向上を目指します。

児童福祉費として、保育園の適正な運営と施設整備を行い、園児の安全確保を行います。また、障害児への支援を積極的に行い、知育を行う保育者の資質を高める

とともに、子育ての中の保護者の相談等について、子育て支援相談員が積極的に活動してまいります。

同和対策費では、同和問題をはじめ、人権問題に対して行政、学校、企業、地域、家庭が一体となった人権教育啓発の取り組みをさらに進めてまいります。また、第15回人権啓発フェスティバルを開催し、関係団体等と連携した町民への人権啓発を推進いたします。

国民健康保険事業費では、財政安定化支援事業繰出金において、法定外繰り出し分を計上しております。

次に衛生費について、複合検診の実施により効率的な検診を提供し、受診率の向上を図ります。また、健診結果により、生活習慣病及び予備軍に健康教室、保険指導、訪問実施を実施し予防や重症化防止に努めます。

予防費では、各種予防接種、ワクチン関連経費を計上し、幼児から高齢者までの幅広い対象で感染症を予防いたします。

次に、農林水産業費について阿蘇あか牛草原再生事業として、放牧のための施設整備に伴う経費や家畜衛生費など、あか牛を管理する経費に対して補助を行います。有害鳥獣被害防止対策として、昨年度、熊本県の補助金を活用して整備しました大型の捕獲罠システムにより、引き続きデーター収集等を行い、被害防止対策に取り組めます。また、駆除に対する助成金を拡充するとともに、本町と竹田市、高千穂町とで構成する鳥獣被害防止広域対策協議会においても研究等を進めます。林業費においては、間伐事業の推進を図り、森林の価値向上と山地の荒廃防止に努めます。

次に、観光費については、集客数の増加、また住民の憩いの場として充実させるため公園施設の維持管理や整備を進めます。観光イベントについては、4月の高森峠千本桜まつりから、7月の七夕まつり、12月のクリスマスファンタジー及び来春の新酒とふるさとの味まつり等々のイベントを展開し、なお一層の集客努力を行い、町内の経済波及効果と自主財源の確保に努め、観光客や町民の共同参加型のイベントを展開してまいります。

次に、土木費につきましては、長さ15メートル未満の橋梁85カ所について、計画的で予防的な対応を図るため、橋梁長寿命化修繕計画の策定を行います。道路新設改良費については、社会資本整備総合交付金及び狹隘道路整備等促進事業補助金を活用し、7路線の整備を予定しております。

住宅費では、ストック改善工事として、須坂団地の全戸水洗化工事を行います。

次に、消防費については住民の生命、身体、財産を火災や災害から守るため、消

防機材器具の整備、団員の教育訓練等に必要な経費を計上いたしました。また、阿蘇郡消防操法大会が本町で開催されるため、その必要経費を計上いたしております。

次に、教育総務費においては、教育上、支援を必要とする児童・生徒及び保護者等に関わる教育相談員の配置を行うとともに、町の教育を推進する教育指導員並びに複式学級解消のための町費教職員配置等に必要な予算を計上しております。特に、教育相談や子育て支援の充実については、今後を見据え、就学前に対してもカウンセリング等を実施する体制づくりを構築いたします。放課後児童健全育成事業として、おおむね10歳未満の児童が学校の授業終了後等に学童保育を利用することができるよう、高森幼稚園だけのこクラブに委託を行います。

社会教育費では、町民が心豊かに暮らすため、お互いの人権を尊重しあい、差別のない人権共存社会の実現を目指すために学校、家庭、地域社会における啓発活動の工夫、改善に努め、人権教育を推進いたします。

地域住民が気軽に楽しく自分にあったスポーツに親しむため、高森町総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会を平成22年度に立ち上げており、平成24年度には、地域スポーツクラブ、高SPOを設立します。高SPOでは11種目の教室を開き、さらに住民のニーズに沿った種目を今後取り入れ、スポーツ推進及び体育教官員との連携を図り、充実した住民のスポーツ振興を目指します。

子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室の充実を図ります。

次に、災害復旧費について公共土木施設及び農林業施設災害においては、災害が発生した場合に、即時対応するための最小限の賃金、測量設計委託料、機械借り上げ料等の予算を計上いたしております。

最後に、公債費でございますが、今年度の当初予算における公債費の占める割合は、17.23パーセントになり、昨年度当初予算での20.35パーセントと比較しますと、3.12ポイントの減となります。公債費については、平成22年度から大きく減少傾向にあり、平成21年度決算額に比較すると約1億5,600万円の減となっておりますが、今後もその動向に注視し、財政状況を見極めながら財政の健全運営に努めます。

以上、平成24年度予算案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、何卒ご賛同賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） この後、質疑ということでございますが、私の方から少し

お時間をいただき、まずお詫びを申し上げたいと思います。先ほど、休憩時間中に芹口議員さんの方からご指摘がありましたことについて説明申し上げます。

予算書の123ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、予算の附則資料という部分でございますが、ちょうどこの分につきましては、給与費明細書ということになっております。実は私のチェック不足によりまして、この表が未完成のまま予算書の中に入れてしまっておりました。まず、これをお詫び申し上げたいと思います。この件につきましては、早速中身の精査をして、すぐ差し替えができるようにと今指示をしておりますので、そういうことで差し替えさせていただきますので、まずお許しを願いたいと思います。また、こういうことがないようにチェック体制の確立にしっかりと力を入れてまいりたいと思いますので、そういうことで今回につきましてまず、お詫びとお願いをしたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番、宇藤です。

主な新規事業といたしまして、6番目の光ファイバー網の整備が必要不可欠であることから、その準備として光ファイバー網の基本設計委託を行うということになっておりますが、具体的な説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

これは、光ファイバーを全町に渡り、回線を網羅させる場合のための準備の設計委託料でございます。しかしながら、昨年の議会でもお答えいたしましたように、まずは自主財源でやらなければいけない部分が非常におおございますので、まずはこの設計を行い、いったいいくらかかるのか、そして、どの期間かかるのか。要は、やるとするためには、財政の担保も必要となるわけでございます。そういう中で、1年後、2年後にまた策定プランを立てていても間に合いません。ついでではございますが、現在、国は当初予算でなかなか予算がありませんので、補正、補正で対応しておるわけでございます。現在、5年前、10年前の行政及び事業を特にされる私たちの私の部下の職員の中でも、特に事業畑にいらっしゃる方に関しましては、5年前や10年前の考え方では、なかなか補正予算に対応できません。補正が出て1週間やだいたい10日くらいで締め切りが終わるものが多数でございます。そ



のためには、常に玉込めをしとかなければいけない、この玉込めに関しまして、やはり以前と今では違います。光ファイバーについても私はこれは玉込めの一つだということ design を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番、森田です。

新規事業の中の4番の農林業専用窓口に、専門相談員を配置するというような話が出ておりますが、どのような分野からの専門員かをお答え願います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまの質問にお答えをいたします。

専門員の件ですが、農業に関する全般的な高森町の将来的計画を立てるために、まず住民と相談できる、直接事情を聴取できる専門的な知識をそなえました職員の配属を考えております。今後、高森町が計画していく農業施策につきまして、まず24年度におきまして、計画を立てまして、その後ハード面に移ります予定でございます。早ければ24年度の途中におきまして、計画段階に入るかと思っております。まずは高森町の計画を作るということで、準備をいたしていきたいと思っております。24年度から地域農業マスタープランも策定に着手をいたしますので、そのことも踏まえまして、将来的展望を全般的に見て、新規作物の導入、有害鳥獣に関するすべての件につきまして、専門員を設置をいたしまして、相談及び計画の方を準備をしていく予定でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番、三森でございます。

先ほど町長の方から、実質的に編成の方向性を説明をしていただきました。その中で大変貴重なお伝えをしていただいた部分も非常にございます。その中で特に新規事業等もどんどん入っておりますけれども、予算の中で今非常に心配している部分もございます。それは何かと申しますと、町税関係もございますが、町税につきましての繰り越し当たりが過年度分繰り越しとか、滞納繰越分ですね。このあたりも非常に大きくなっておりますし、またその中で滞納という部分が非常にこういろいろな面で反映してまいりますと、非常に自治体の中でもやりにくい部分があるかと思っております。そこら辺のお答えもしていただきたい。

それと、財政的に交付金が増額なされております。地方の特例交付金でございますが、これについての根拠。そこらあたりを過年度分からしますと、非常に見積も

的に予算的な措置もございますが、当初の中でそれを出された根拠をいうものを是非お答え願いたいと思います。

以上2点について。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

まず、滞納の繰り越しに関しましては、税務課長を座長といたしましての体制づくりを指示いたしているところでございます。詳細については税務課長の方からご報告させていただきます。

地方交付税の根拠につきましても、総務課長の方からご答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 9番議員さんについてのお答えをいたします。

町税につきましては、現年度分につきましては、90パーセント以上、96パーセント、97パーセント徴収しているところでございますけれども、滞納につきましては、やはり現年度を優先するものですので、なかなか、ずっとここ何年間ですけれども10パーセントから15パーセントが滞納分の徴収率でございます。私も去年から税務課長をおおせつかっておりますけれども、基本的には税務課の中で、税務係、固定資産係の中で、賦課徴収を行っておりますけれども、年に何回かは年末の集中滞納とか給料が出たときとか、年金が出たときとか、そういうときにつきましては、町長の方から許可をもらいまして、地籍調査係にも一緒に徴収にまわっていただくことで、現在は税務課全体の中で徴収を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

まず、地方特例交付金でございますけれども、昨年の当初予算と比較しまして770万円減になっているということが、まず1点でございます。これにつきましては、23年度までこの分の主なものは子ども手当に関する財源でございました。それが税制上の扶養控除の廃止とかそういった部分で、それにきておりました分が一般財源化ということで、いわゆる地方交付税化されたと。その分も含めまして、残ったのが税制上の住宅控除の特例措置に係る分だけということで、極端にこの分が今回減額されております。残ったのが今の住宅に係る分だけということでございますので、その分が770万程度、それ以外の分が減額になったと、そういうことで

ございます。

それと地方交付税交付金につきましては、全体では大体24年度、東北の震災地区分とそれ以外の分を分けて考えるという国の基本方針の中で、約0.5パーセント程度大きく今回なっております。そのへんと過去の本町の交付額、そのあたりを見まして、今回計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

これだけ先ほどお話もありましたけれども、東日本のあれだけの未曾有の大災害があった後でございます。なかなか地方までその財源が来るかという、なかなか厳しい方ばかり私どもも見てしまいます。そうなった上で、当初予算を見てみますと、昨年以上の予算査定がなされておるといって、本当に大丈夫かなというような先行的な考えかもしれませんが、私なり心配した部分を問うたところでございます。要するに、そういう厳しい中だからこそ頑張っていかなければならない。そのためにはどうするかという、先ほどからマイナス面のイメージ、ここらあたりをしっかりと精査しながらやっていかないと、表面に出てくる部分は美しくよく見えます。しかしながら負の部分は出たくないというのが本音でございます。そこらあたりをしっかりと今後も見つめてやっていただきたいというふうに考えております。以前においても、その部分においてなかなか、先送り先送りしてやっていきましますと、いつの日かそれを抹消せざるを得なくなるというような状況下になりつつあります。そこらあたりを踏まえて、今後その取り組みについてもご答弁をいただいて終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 取り組みの要は思い、そしてそれにあたる私の決意といたしまして、今9番議員がおっしゃったように、しっかりと財政を状況を見極めながら取り組んでいかなければいけない。特に決められない政治からの脱却、すなわち先送りの部分に関しましては、執行部はもとより議会議員の皆様と一緒に、この決められない部分から先送りをしない、なるべくちゃんとした論議をもって決定していきたい。そのためには、議会の皆様のご協力もいただきながら、頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番、森田です。

90ページの道路維持費について少しお伺いいたします。詳細な説明は私も建設経済委員でございますので、委員会の中で質問させていただきますが、町長におかれまして、大戸の口・本河原線の工事が5,300万計上してあります。この中において今後この道路について、用地の確保なり、それから今後の立ち退きとかの計画が、この中にあがってくると思いますが、この件につきまして、町長はどのように思っておられるのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

新設工事大戸の口・本河原線についてのご質問だと思います。その大戸の口・本河原線だけにおかず、多分聞かれたことは、用地の確約等と全長にわたりという旨ではないかと思っておりますが、当然これは全長に渡っての、要は用地確約がなければ、後になって、できない部分とその先が出てくるとかという部分が出てきているわけでございます。そういうことがありまして、県の方からも、まず第1丁目1番地といいますか、計画をするに当たり必ず全長にわたって確約が取れるようにという指導をいただいております。そういう中で、特にこの大戸の口・本河原線においては、まず、一つ目の確認事項といたしまして、平成22年の辺地計画で議会で承認していただき、国で認定をいただいているということでございます。そこを基本にお話をさせていただきたいというふうに思っております。確かに全長確約がなければ、いろんな諸問題が発生することの方が多いということも分かります。しかし、例えばの話、1キロメートルの中で、最後の残り10メートルができない、仮にそういう場合は、全長という部分を全面的に出してしまいますと、本当にその地域の住民にとって必要なものはできなくなります。だからといって全長ではないと言っているわけではございません。やはりそのときそのときに応じて、地域の方と話し合ってやっていかなければいけない。すなわち話し合うことこそが全長の承認事項につながることはないかというふうに私自身は思っております。また、この大戸の口・本河原線において県道までということであり、確かに私も現地も確認いたしております。例えば河原地区、もちろん味鳥や黒岩の方もいらっしゃいます。この道路というものに関しましては、その周辺、もちろん高森町町民全員、そして特にその周辺に住まわれている方が一番効率的で通行しやすい、そして住民ニーズにかなうやり方がベストであるというふうに思っ

おります。特にほかの自治体で問題になっております最初に工事をして、後の部分が例えば市や町や村の標準買い取り価格で、交渉ができない事例等々がございますので、私といたしましては、町が決めている標準単価でやはり用地交渉は全て行いたい、それが大前提の一つでもあるというふうに私自身は思っております。しっかり建設課長、建設課ともいろんなお話を積み上げていきまして、この新規事業には取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。またこの内容につきましては、詳細につきましては建設課長の方からご報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 大戸の口・本河原線関係についてご説明申し上げます。

大戸の口・本河原線道路整備計画につきましては、平成22年6月議会定例会において、辺地計画の中で議会の議決を経ておりますし、国の辺地計画での承認も終えております。また、この道路については道整備交付金をいただいて、平成22年度測量を終え、一部改良も終わっているところでございます。もともとのこの計画については、平成22年7月、地元説明会を行っておりますし、その中で現在計画しております上玉来から約900メートル、今測量が終わっている部分ですが、地元の皆さんの承諾も得ておりますし、地権者の確約も済んでいる状況でございます。その後の計画につきましては、事業の進捗状況を見て地元説明会を行うということで、説明会を終わっておりますので、そのように諮りたいと思っております。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 8番、甲斐です。大戸の口・本河原線については、大変前向きな町長のお言葉でありがたく思っておるところでございます。

それで私は町有林管理費の中で、町有林監視委員の報酬という、報酬はともかくといたしまして、8名の監視員さんがおられるわけでございます。この8名の監視員さんの中で、監視員の報告なりあっているのかをお聞きしたいというふうに思いますが、担当課の方でよろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 8番議員さんの質問にお答えします。

上期、下期におきまして、それぞれの日々の監視活動についての報告をいただいて、昨日、下期の報告をいただいたところでございます。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） わかりました。

そういう中で、この町有林管理費というのは組んであるわけですね。せっかくの財産ですから、やはり山林が荒れている地域もあるというふうに思っております。また、人工林、山林でございますので、災害、二次災害等の起こらないような適当な間伐も必要じゃないかというふうに思っておりますので、そこら辺はどうぞよろしくおくみの上、今後、監視員さんに指摘をされた方がいいんじゃないかというふうに思っております。私も狩猟をしますので、どこそこの地方林も見てまわることがございます。いろいろ荒れたところもありますので、その旨を伝えたいということで、お答えいただきましたが、答弁したわけでございます。もう答えはいいです。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） すみません。6番議員の先ほどのご質問に補足として付け加えさせていただきます。

この新設の大戸の口・本河原線をはじめとし、今後の新設工事等に関しましては、私の基本的な考えはもちろん全長、これは当然でございますが、その上にやはり一番大事なことは、やはり先ほど地元の甲斐先生の方からも、推進というよりも頑張るという言葉をしていただきましてという言葉をしていただきましたが、もちろん地元の方が一番望まれるかたち、すなわちそのためには情報公開が必要でございます。例えば、一つの例を挙げさせていただきますと、今回延長が全長で900メートルということでございます。しかし、そこに住まれている住民の方は多分道があれば、先の県道まで、もしくはあそこまで行くんだろうという予想で例えば用地をだされた方、等々いらっしやると思いますので、要はこの計画というのは行政的な視点で見ますと、事務的視点で見ますと、ここからここまでですよということも大事ではございますが、やはり地元に住まれている、いつも利用される方にとっては、ここまで行くんだろうと、予想で多分いろんなお話を聞かれている方もいらっしやると思います。すなわち私が今言いたいことは、今後行政といたしましても、地域に出かけて行きまして、今の予定ではここまでですと、これ以上の予定はないならない、あるならあるということをしっかとお伝えしなければ、やはり住民の皆様の本当の気持ちというのが、そこに表れないのではないかというふうに思っておりますので、今後またこの新設等工事のときには、できるだけ地元に行きまして、ご説明をしっかりと差し上げたいというふうに思います。

以上、補足させていただきます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

今の町長の答弁、とその前の答弁ですね、それと先ほど建設課長の答弁ですけれども、それはもうこの概要資料の一番最後に出てくる町道改良事業計画書の中の大戸の口・本河原線の話だったと思いますけれども、この線に限らず、道、先ほど町長が全線開通という言葉を使っておられますけれども、道には当然、もうご承知かと思えますけれども起点と終点とがございます。途中で止まったり、全線開通しなければ、本来の道という意味が出てこないんじゃないかと思えます。どういうことかという、途中までできて最後までできない。町長の言葉の中にありましたように、安価といいますか、買い取り価格、標準価格で全線開通に向けてやっていただけるのか、先ほども言いましたように、負の遺産として、後、道が残っているのか、この本河原線に限らずですね。今後町道計画等進める場合は先ほども言いましたように、起点と終点がございますので、その起点、終点の用地買収なり、全部の諸問題が解決した後に工事着工というふうに持っていかなければ、負の遺産になりかねません。また、いろいろ以前の町道に関しても、途中まで通って、その先までいかないということで、俗にいう変な道路、変な道もできておりますので、今後そのようなことがないように、地域の皆さんの理解を得ながら先ほど町長がなるべく出向いて行っている話をしながら進めていくということですので、そういうことを念頭におきながら、今後町道改良新設道路工事等はやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

以上です。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

草村町長就任後、町道の改良については、まず用地の確保、これが大前提で進むというのを私は聞いて今道路事業を行っておるところでございます。まずは、第1にそれを考えてやっています。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番、興柁です。

予算概要書の9ページ。教育費関係ですけれども、まず一番上から3行目に複式学級解消のための町費教職員廃止等に必要予算を計上しますということで記載してあります。先ほど、教職員等の採用等についての条例について付託されておりますけれども、この目的といいますか、複式学級解消のためということで書いてありますが、本年度に計画があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 3番議員さんにお答えいたします。

複式学級解消ということで、実態が次年度、24年度どうなっているかという質問だったと思いますが、高森東小学校が該当の学校になっておりますが、現在、学級編成等県とつみ合わせしまして、次年度の人事等の枠組み等についても進んでいるところでございますが、東小学校につきましては、学級編成につきましては、本年度と同じかたちで、1・2年生が単式で3・4年生、5・6年生が複式という構成でございます。一つ付け加えさせていただきますと、東小学校と中央小学校に特別支援学級というのが増設されましたので、東小学校は、今までの4学級から5学級という編成でございますが、複式の状況については、本年度と同じかたちで来年度も予定されております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田上更生君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。2時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

-----○-----

日程第26 議案第26号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第26号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。



本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第26号でご提案申し上げました、平成24年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成24年度の予算総額は、前年度の保険給付費が大幅に増額をいたしましたことから、その実績に基づき11億1,311万8,000円を計上いたしました。前年度当初予算と比較しますと、8,973万4,000円の増額でありまして、8.1パーセントの伸びとなっております。

8ページからの歳入につきまして概要を説明いたします。

第1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者、退職被保険者分を合わせて2億158万円を計上いたしました。現在、税の申告期間中ではありますが、住民税の額が確定した後に保険税の算定を行います。このほか、第4款国庫支出金、第5款療養給付費交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款県支出金、第8款共同事業交付金、第10款繰入金は歳出予算の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等に対応するものでございますが、平成23年度の実績に基づき計上をいたしております。繰越金は、約2,000万円を見込んでおります。

次に、14ページからの歳出予算についてご説明申し上げます。

第1款総務費は、国民健康保険事業の運営に必要な一般的な事務経費でございますが、保険事務、国保連合会の負担金、国保運営協議会等の経費を計上いたしました。

第2款保険給付費の療養諸費は診療報酬、柔道整復師及び補装具等の経費6億3,896万6,000円。高額療養費は8,629万円。出産育児諸費は15名分の出産育児一時金と事務手数料631万円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等は、75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度に対して拠出するもので、1億2,835万7,000円。

第5款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金に対して納付するもので、6,495万4,000円。

第6款共同事業拠出金は、熊本県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対して拠出するもので、1億6,574万7,000円を計上いたしました。

第7款保健事業費の特定健康審査等事業費につきましては、701万2,000円を計上いたしました。

第11款予備費につきましては、歳入歳出の調整ではございますが、471万1,

000円を計上いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第27 議案第27号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第27、議案第27号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第27号でご提案申し上げました、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成24年度の予算総額は、前年度の実績に基づき、8,700万円を計上いたしました。これは、前年度当初予算と比較しますと、432万6,000円の減額で、4.7パーセントの減少となっております。

6ページ、7ページの歳入につきまして、内容を説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収、普通徴収、合わせて5,291万7,000円を計上いたしました。

第3款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金として165万4,000円。保険基盤安定繰入金として3,013万2,000円を計上いたしました。

第5款諸収入の自宅事業収入につきましては、健康審査業務の受託料224万円を計上いたしました。

次に、8ページからの歳出につきましてご説明いたします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の現年度分保険料と、

保険基盤安定負担金を合わせまして、2,94万8,000円を計上いたしました。

また、第3款保険事業費につきましては、健康審査業務に関する経費として25万3,000円を計上いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第28 議案第28号 平成24年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第28、議案第28号、平成24年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第28号でご提案申し上げました、平成24年度高森町介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成24年度の予算総額は、前年度の実績に基づき、7億3,505万8,000円を計上いたしました。前年度当初予算と比較しますと、6,854万1,000円の増額で10.3パーセントの伸びとなっております。これは、施設の給付等に関する経費が主な増額理由であります。また、6ページの地方債につきましては、支払資金が不足する場合は考慮いたしまして設定いたしました。

9ページからの歳入につきましてご説明いたします。

第1款保険料につきましては、65歳以上の方に負担していただく介護保険料、1億448万4,000円を計上。

第3款国庫支出金の介護給付費負担金につきましては、1億2,664万4,000円を計上。保険財政を調整するための調整交付金及び地域支援事業等交付金等につきましては、4,409万3,000円を計上しました。

10ページの第4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者負担分2億2,321万7,000円。

第5款県支出金の介護保険給付金につきましては、施設介護サービスの給付実績に基づく負担金で1億366万円を計上いたしました。11ページの交付金につきましては、介護保険条例の一部改正で説明申し上げましたが、介護保険料の抑制のため県財政安定化基金から交付されるもので、500万円を計上いたしました。

12ページの第6款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金9,870万7,000円。

第7款繰越金につきましては、2,006万7,000円を見込んでおります。

また、13ページの第9款地方債の財政安定化基金貸付金につきましては、県の財政安定化基金への返済でございます。

次に14ページからの歳出につきましてご説明いたします。

第1款総務費は、介護保険事務、介護認定審査会等の経費を計上しております。

16ページ、第2款保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、居宅施設介護サービスに要する経費として6億1,638万円を計上。第2項の介護予防サービスに要する経費として3,516万円。17ページの第4項、高額介護医療サービス経費として1,692万円。第6項の特定入所者介護サービス経費に3,942万円を計上しました。

18ページの第5款地域支援事業費につきましては、介護予防事業の社会福祉協議会の委託料など634万1,000円を計上。包括的支援事業につきましては、任期付職員及び非常勤職員の報酬やケアプラン作成委託料等について1,191万5,000円を計上しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番です。

先ほどの説明の中で支払い資金不足が生じた場合ということで、6ページの介護保険事業の地方債の借り入れが予定してありますけれども、繰越金が2,000万円を超えております。そういった中であえて、地方債の借り入れが必要になってくるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 繰越金がある中で必要かということでございますが、今の現状から申し上げますと、非常に介護の給付費等の増額が非常に心配をされておりますし、そういう中で必要かということでございますが、当然今後の税額を見込みまして、計上をいたしておりますので、確かに繰越金等も見込んでおりますが、不足の場合ということを考慮した場合には必要かということで計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第29 議案第29号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第29号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第29号でご提案いたしました、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,531万7,000円とするものであります。

4ページをお開き下さい。

第2表、地方債は老朽化した水道管布設替工事等に伴う簡易水道事業施設費であり、限度額を2,260万円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

7ページをお開き下さい。

第1款使用料及び手数料につきましては、現年度過年度合わせまして9,499万円を計上いたしております。

第3款繰入金につきましては、簡易水道基金利息取り崩し分2,256万円。また、起債の定期償還並びに繰り上げ償還を行うため、一般会計から4,247万円

を計上しております。

第4款財産収入として基金利子を755万5,000円を見込んでおります。

8ページをお開き下さい。

第5款繰越金については前年度繰越金200万円を計上。

第6款諸収入、第3項受託事業収入は、町道改良に伴う水道管布設替受託工事費を140万円。

第7款地方債につきましては、水道管布設替事業等に伴う過疎対策事業債、管理水道事業債をそれぞれ1,130万円計上しました。

次に、歳出のもろもろについてご説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

第1款水道費については、経常的な経費や工事設計委託料等を計上。10ページの工事請負費につきましては、平成22年度から整備している村山地区から森林組合までの国道325号線沿いの水道管新設並びに今村自動車整備工場から高森警察署までの旧国道325号線沿いの水道管布設替工事等2,270万9,000円を計上いたしました。

第2款公債費につきましては、定期償還並びに繰上償還として総額8,493万9,000円を計上。予備費として532万2,000円を計上いたしました。

以上、提案説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第30号 平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第30、議案第30号、平成24年度高森町農業用水供給

事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第30号でご提案いたしました、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,330万3,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き下さい。

第1款財産収入につきましては、基金利息992万1,000円を計上しております。

第2款繰入金につきましては、議案第13号高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正の際、ご説明申し上げましたが、基金の取り崩し分を1,000万円を計上しております。

第3款繰越金として338万2,000円を計上しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお開き下さい。

第1款農業用水費については、施設の草刈り人夫賃や水道管理人夫賃等41万円。事業費は1,862万1,000円で、そのうち電気料である光熱水費に1,220万円。農業用水モーターポンプ等の修繕料として643万2,000円を計上いたしました。役務費につきましては、テレメーター代等88万8,000円を計上いたしております。

8ページの第2款予備費について270万7,000円を計上しております。

以上、提案説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、建設経済

常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算  
について**

○議長（田上更生君） 日程第 3 1、議案第 3 1 号、平成 2 4 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 議案第 3 1 号でご提案申し上げました、平成 2 4 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算の金額は、歳入歳出それぞれ 4 4 万 8, 0 0 0 円で計上いたしております。

予算の内訳を説明いたします。

6 ページをお開き下さい。

現在の自治体基金の元金は、1 億 9, 1 8 6 万 2, 5 2 8 円。民間基金の元金は 3, 3 8 0 万 1, 6 1 5 円となっております。これらの元金から生じる利子相当分を自治体基金 4 1 万 4, 0 0 0 円及び民間基金 3 万 4, 0 0 0 円の合計 4 4 万 8, 0 0 0 円を運用収入として計上し、歳出では、基金運用収入の総額を積立金として支出するよう計上いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9 番 三森義高君。

○9 番（三森義高君） 9 番、三森でございます。

今鉄道について、経営対策事業費について説明を受けたわけですが、今日の説明を聞きますと、ここ数年前の説明と非常に違うなど。何が言いたいかという予算的なものがないというのが現実です。だから、いいかというとも逆に心配する部分がございます。要するに公共機関として運営しております関係上、修繕費も何も出てこないということで、本当に万全の状態なのかそこらあたりまで考えますと非常に心配な部分もあると。以前は過剰な提出もされておった時期がございました。毎年毎年工事があっておったと。そういうことがあったからこそ、今はこういう予算的に措置があまり講じなくて済んでいるのか、そこらあたりの中身について、町長あの、一応協議会の中でどうかたちなのかをちょっと説明いただ



きたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、以前は大変いろいろお金を使ったわけでございますので、その効果と申しますか、経緯をもって現在にいたっているというわけでございます。その中で、特に経営体制の改善が、一つは職員の意識の部分でも経営を改善しなければいけないという部分が、数字としてやはり直面しておりましたので、浸透してきたのではないかとということが協議会の中で申し上げられております。例えば、過去5カ年の経営状況を言いますと、赤字には変わりはありませんが、平成18年が1,245万。平成19年が96万、平成20年度が641万、平成21年度が1,721万。平成22年度が165万円になっております。先ほどから申し上げますように、いずれも赤字となっておりますが、やはりそのときの職員含めまして、いかに赤字体質を改善しなければいけないかということが、徐々に浸透してきていることには変わりございません。しかしながら、まだ公共交通機関ではございますが、やはり働く職員といたしましては、より民間の考え方や機敏な動き、サービスを提供することによって、さらに乗車率が上がるのではないかとこのように思っております。また、これは公共交通機関の一つといたしまして、やはり学生の通学の機関でもあるというわけでございます。そういう中で、今回高森高校の後方支援ということで、高校と協議をいたしまして、いろんなかたちで高校もこの高森駅や南阿蘇鉄道に対して、しっかりお手伝いをしていきたい、高校生ができる限りのことをやりたいということでございましたので、今そのお互い連携して盛り上げていくということに関して、高校とも話し合いをしている最中でございます。そのことによってやはり将来社会人として巣立つ高校生が、この南阿蘇鉄道、南鉄及びこの高森駅に対しての認知度も、思いという部分もまた変わってくるのではないかと。それがまた、その3年後、5年後の乗車率や利用率に少しずつでも反映されるのではないかとこのように思っております。イベント等に関しましては、いろんな既存団体の方が仕掛けられてはおりますが、私は今までに甘んじることなく、新しいかたちで南阿蘇鉄道の代表といたしましても、いろんな方と協議をいたしまして、今年さらなるイベントを追加させていきたいなというふうに考えておることもご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございました。

前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。以前は議会の方からも会議にそれなりに出席をしておりました。現在はそのような報告もあっていないような状況下でございます。なぜならば、私どもも心配しておりますところは、そこらが見えてこないということが一つはありますし、先ほども申しましたように公共交通機関でもあるということ踏まえて質問したところでございます。問題は金を出す出さんは別にして、この運営自体がほどよい高森町の身になるかたちでありますことを願うわけでございます。そのためには今町長の方からも前向きに取り組むというようなことでございますので、安心をいたしております。今後とも鉄道については、あってしかるべき鉄道でございます。そのためには、よりよい運営をされることを望むわけでございますので、運営協議会の中でも町長の会長としての立場を重く切り開いていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第32 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第32、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月8日から3月14日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月14日までは休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお祈りを申し上げます。

-----○-----

○議長（田上更生君） それでは、本日の議案すべて終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後2時05分

3月15日（木）

（第2日）

## 平成24年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成24年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案第32号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

日程第2 議案第33号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

日程第3 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
5番	立山 広滋	1 政策実現のための財政運営	① 財政調整基金の今後の用途 ② 地方債残高と光通信などの整備方針
		2 町道の維持管理と今後の道路改良の方針	① 町施設の維持管理経費の増高と今後の道路維持の方向性 ② 国の予算配分と事業活用
4番	芹口 誓彰	1 当初予算	① 編成された感想 ② 財政計画、事業計画査定 ③ 補助金交付団体等の見直し ④ 財政調整基金
		2 小水力発電	① 今後取り組みの考え
8番	甲斐 正一	1 有害鳥獣被害対策	① 平成23年度捕獲頭数 ② 被害対策。 ③ 鳥獣食肉加工処理施設
2番	後藤 三治	2 平成23年一般質問に対する改善状況	① 個人情報の公開 ② 地上デジタル放送 ③ 職員間の給与格差是正 ④ 町税等の滞納状況 ⑤ 行政と別荘地の情報伝達

1 番	宇藤 康博	1 新高森町教育プランの詳細	① 町長の政策との整合性についての具体的な説明 ② 光ファイバー不整備による新高森町教育プランの対応策
		2 高森温泉館の将来	① 今後の営業についての決定事項。 ② 他自治体の温泉と高森温泉館の決定的な違い

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 宇藤 康博 君	2 番 後藤 三治 君
3 番 興 梶 壽一 君	4 番 芹 口 誓 彰 君
5 番 立 山 広 滋 君	6 番 森 田 勝 君
7 番 田 上 更 生 君	8 番 甲 斐 正 一 君
9 番 三 森 義 高 君	10 番 後藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 草 村 大 成 君	教 育 長 佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長 村 上 源 喜 君	住 民 福 祉 課 長 古 澤 建 生 君
税 務 課 長 色 見 継 治 君	産 業 観 光 課 長 橋 本 和 則 君
総 務 課 審 議 員 甲 斐 敏 文 君	建 設 課 長 廣 木 富 八 君
会 計 課 長 杉 田 則 秋 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 後 藤 正 三 君
総 務 課 長 補 佐 佐 藤 武 文 君	住 民 福 祉 課 長 補 佐 岩 下 公 治 君
住 民 福 祉 課 長 補 佐 阿 部 恭 二 君	産 業 観 光 課 長 補 佐 岩 田 秋 広 君
建 設 課 長 補 佐 安 方 含 君	高 森 東 保 育 園 園 長 代 理 熊 谷 優 子 君
色 見 保 育 園 園 長 代 理 瀬 井 類 子 君	総 務 課 総 務 係 長 沼 田 勝 之 君
総 務 課 財 政 係 長 岩 下 徹 君	

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長 古 庄 良 一 君	議 会 事 務 局 庶 務 係 長 松 本 満 夫 君
-----------------------	-----------------------------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、税務課課長補佐 工藤英二君から税務申告業務のため欠席届があつておりますので報告しておきます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第32号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第1、議案第32号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議員の皆様、傍聴者の皆様、おはようございます。

まず、議案第32号で提案いたしました平成23年度高森町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正内容は、高森温泉館の指定管理委託のために設定しておりました債務負担行為の限度額を変更するものです。高森温泉館の現在までの経緯についてご説明をさせていただきます。平成6年11月にオープン以来、平成11年度までは直営で運営をしており、平成12年度から平成17年度までは高森温泉館管理組合に委託、その後、平成18年度から20年度まで指定管理の第1期、平成21年度から23年度までは指定管理の第2期として株式会社南阿蘇観光高森温泉館を指定管理者に指定しておりました。24年度からの3期目の指定管理につきまして募集を行いましたところ、2つの会社が応募があり、2月21日に高森町指定管理候補者選考審査会を開催いただき、その結果を審査会会長から報告を受け、候補者に私自ら面接、つまりヒアリングを行ったところ、改めて要望書の提出がございましたので、その要望書の内容を吟味し、私が総合的に判断した結果、当分の期間、直営で運営することを決断したものでございます。また、皆様ご存じのとおり、現在の指定管理の受注者株式会社南阿蘇観光高森温泉館は、非常に厳しい運営状況に至って

おり、これを改めて検証する必要もあると考え、今回は直営の判断をしたわけでございます。

以上、ご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

## 日程第2 議案第33号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第2、議案第33号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第33号でご提案いたしました平成24年度高森町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、先ほどの平成23年度の債務負担行為の補正でご説明いたしましたとおり、24年度について高森温泉館を直営で運営するための予算の提案でございます。総額で3,609万円の増額となり、これを現計予算と合算いたしますと歳入歳出それぞれ37億6,409万円とするものでございます。

歳入予算についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。13款の使用料及び手数料は、入館料を前年の実績を基に計上しております。16款の財産収入ですが、売店等の売り上げ収入及び野外販売所の貸付収入を計上いたしております。

続きまして、7ページからの歳出予算についてご説明申し上げます。高森温泉館の直営に伴う管理費を補正計上させていただいております。

まず、職員を1名配置しますので、2款総務費の一般管理費から給料、職員手当



等共済費を減額し、6款商工費の温泉館管理費に計上しております。賃金では、総合職及び整備職並びに夜間清掃分を計上いたしております。需用費では、主に電気代と燃料代、委託料は指定管理料の1,900万円を減額し、浄化槽や警備保障等の委託料をそれぞれ計上しております。

最後になりましたが、高森温泉館の運営が指定管理者制度に適合しているかを再検証するためにも、各種状況の調査を行うため、今いったん直営形態に戻させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、直営になった後の開館日につきましては、現在の指定管理者の精算期間等を考慮し、5月ゴールデンウィーク以前を予定しておりますが、これは一つの区切りとしての期間でもあります。

以上、今回提案しております補正1号につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会及び建設経済常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務常任委員会及び建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 一般質問について

○議長（田上更生君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。本日は、質問する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の一般質問は、通告どおり、まず最初に政策実現のための財政運営、要旨といたしまして、1、財政調整基金の今後の使途、2、地方債残高と光ファイバー通信などの整備方針について、この2点について質問いたします。

まず、町長が掲げられた政策を実現されるためにどのように財政を運営、特にわ

かりやすく言えば、町の貯金でもある財政調整基金についてお聞きします。

まず、今回は平成24年度高森町一般会計当初予算概要書、これですけれども、非常にわかりやすく、一般人でも理解できるように思います。財政担当の職員に、まずはお礼を申し上げたいと思います。

さて、今お示ししましたこの配付されています一般会計の予算概要書によりますと、平成23年度決算の見込みであります、財政調整基金、すなわち町の貯金的なお金ですね、それが約11億円と見込まれています。草村町長が就任されたときは約9億円、そして就任後10カ月で、見込みですけれども、2億円ものお金を積み増しし約11億円と一気に増やされましたが、以前と比較しますとかなり大きな額であると思いますが、町長はこの基金を今後どのように活用して自分の政策を進められるのか、伺います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、この当初予算の概要書について、うちの職員にお褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。過去の行政の先輩たちがいらっしゃって、またその教えを忠実に守って今まで頑張ってきた職員さんが、またその先輩の教えを基に新たな形で概要書のつくり方を少しずつ、わかりやすく変えていきたいということに関しまして、私も賛同いたしておりますし、やはり歴史があるからしっかりした職員が育っているんだというふうに思っております。ありがとうございます。一般質問の内容で、一つ目が政策実現のための財政運営、特に財政調整基金、財調、つまり貯金の今後の使い方についてということでございます。通告をいただいて、私なりに頭の中で考えていることをまとめるのはなかなか簡単ではございませんが、私なりにまとめさせていただきました。確かに、先ほど5番議員さんがおっしゃったように平成23年度の決算の見込みは、約11億円と予測しております。この約11億円の数字は、高森町が始まって以来ではないかというふうに思っております。

さて、その基金、財政調整基金、すなわち貯金ですが、これの今後の使い方、活用について、まず大前提として、私は基金の約11億円という額が決して大きいものだというふうには思っておりません。私の知る限りでは、年間予算に匹敵するような基金を持っているほかの自治体もあるわけでありまして。ですから、基準もありませんし、これが標準というものでもないというふうに考えております。

また、ただ増やすだけで、要は貯金を増やすだけで何もしないということでもございません。逆に、やはりせつかく積み上げたお金を何も使わないのであれば、宝

の持ち腐れになるわけでありまして、持ち腐れになってはいけないというふうに思っております。要は、何かをなし得るための貯金というふうに考えていただきたいというふうに思います。

じゃその何かというものについてでございますが、私は選挙2カ月前に配付いたしました政策集の中で、新しい高森町をつくる6つの挑戦を挙げております。この6つの挑戦を基本に、それぞれの政策を展開していく構図となっているわけでありまして。また、この6つの挑戦を展開する、そして実現するために最も必要なものは、お金、すなわち財源であるということは、これは言うまでもございません。ソフト事業にしる、ハード事業にしる、絶対的に必要なものは、このお金でございます。あえて言わせていただきますならば、やはり人様、ほかの方に言う前に、自らがこの財政改革、もしくはその絶対必要なお金、財源確保等々に姿勢を示すためにも、自ら身を正すという意味で、就任後議会の承認をいただき、私の給与を半減、50%カットするという、すなわち取り組む姿勢を鮮明にさせていただいたというわけでございます。また、先ほど言いました私の政策集の中で、住民の皆様とお約束したことは、見る限りわかりますように、ほとんどがソフト事業でございます。すなわち、建物をつくったり、道路をどんどんつくったり、要は目に見えるものをつくる事業というのは非常に私の政策集にはほとんど上がっておりません。すなわち、その政策集が民意を得て、私はここに立っているというふうに思っております。そういった意味合いから申し上げますと、この財政調整基金、すなわち町の貯金の使い方は、おのずと決まってくるのではないかとこのように思っております。

またハード事業、すなわち建物を建てたりすることを全く否定するものでもございません。ただ、少なくとも先ほど申し上げましたように、ハード事業を中心にしたお金の使い方、財源の消費、要は財政調整基金の使い方はないというふうに考えております。ただし、私がよく口にする光ファイバー通信整備、すなわちハード事業として行った結果としても、ソフト事業になれることがある。それは、今申し上げました光ファイバーの回線通信網の網羅、整備などは別の問題であるというふうに考えております。

以上が、私が財政調整基金の今後の使い方について考えていることでございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。今、町長が話されましたように、この財政調整基金の使い方においてもですね、目先のことだけでなく将来にわたり必要性が高い事業に使っていただきたいと思っております。また、今話の中に、答弁の中に、

町長としての姿勢について言われましたけれども、就任後、熊本県はおろか日本で、こういうことを言うと失礼かと思えますけれども、最も安い給与をもらっている首長さんじゃなかろうかと思っております。他の市町村で言われている給与の50%カットですね、トップとしての姿勢というのを感じるわけですが、やはり給与半減についてはですね、住民の声や報酬等審議会からの答申についても重く受け止めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番目、地方債残高と光ファイバー通信などの整備の方針について質問いたします。これも予算概要書からの質問になりますけれども、地方債残高、地方債、一般家庭で言えば借金ですね、借金の残高、この状況を見ますと、毎年度3億数千万円ずつ地方債が減少しております。このことは、町財政にとりましては非常に喜ばしいことであります。ただ、一方では草村町長が選挙中から何百回も言われていた光ファイバー通信の整備ですね、このことなど町の将来を考えたときに、どうしても基盤整備といったことからやらなければならないことがあります。そこでお伺いしますが、今現在、そして将来のため、光ファイバー通信の整備はどうしてもしなければならない大きな課題だと思いますが、聞くところによりますと25億円程度の費用がかかるとのことですが、こういった場合、やはり地方債に頼る部分が大きくなると思えますけれども、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

地方債残高と光ファイバー通信などの整備の方針についてということでございますが、まず結論から申しますと、財源確保のために、ある意味借金をむやみに借り入れてもよいということとは思っておりません。また、議員がおっしゃったように、確かに毎年3億数千万円ずつ地方債残高が、要は借金の残高が減少しているということも事実でございます。これは、やはり新規の借り入れも抑えていただいた、今までの執行者、そしてまた行政の先輩たちの努力の賜でもあるというふうに思っております。その姿勢は、継続するのが当たり前だというふうに私自身思っております。

また、光ファイバーの整備についてですが、これも一般質問等々で何回もご説明申し上げておりますが、どうしてもこれはやらなければいけない事業、すなわちそのとおりであるというふうに思っております。私が思うには、この光ファイバーの整備についてはどうしてもやらなければいけません、やはりもうご存じのように

少子高齢化、超高齢化の時代です。特に高齢化している本町、高森町においては、やはり住民の皆さんがこの光ファイバー整備の必要性、光ファイバーとは何ぞや、光ファイバーでどういうふうに私たちの生活が変わるのかということの意識が薄いということが現実ではないかというふうに思っております。本当は高齢者だからこそ絶対に、高齢化している地域だからこそ、絶対に必要な光ファイバー整備であり、過疎地帯だからこそ都市部と比べて非常にこの有利になる光ファイバー整備なわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現実的には高森町では必要性の意識が行き届いてないことというふうに認識いたしております。しかし、であるからこそ、やはりどこかで取り組まなければいけない、コンセンサス、住民の皆さんの合意を取ってやっていかなければいけない、これが過去の高森町から私がいただいた厳しい引き継ぎであって、それをしっかりした形で精査していかなければならないというふうに思っております。この光ファイバー整備に関しましては、議員がおっしゃったように、平成21年度当時の予定では27億円ですかね、かかるということで、これ非常に大金が予測されているわけでございますが、金額事業実施の、これを実施する方法としては、やはり国からの財源をもって来なければいけない。しかし、やはりこの国からの補助を得るということが、平成21年度当初は90%以上の補助があったわけですが、現時点では、前回の一般質問等でお答えしましたように、国からの財源を持つてくるということは大変厳しい、ほとんど条件的には無理なんじゃないかなと思えるようなことであるということも現状お変わりはございません。その中で、要は地方債が必要であるという問いだと思っておりますが、このやはり地方債で多額の財源を準備する場合、投入する場合はですね、やはり世代間で負担、その負担分を分かち合うということから、やはりある程度のこの地方債の投入ということは必要であるというふうに考えております。整備したときの世代だけに負担をお願いするだけではなく、このように光ファイバー整備のように世代を超えてですね、利用する部分に関しては、世代間の負担が必要であるというふうに考えているわけでありまして。

以上申し上げましたように、整備のための財政の、要はお金の基盤づくりはまず必要であります。改めまして申し上げますと、地方債の残高が少々大きくなったとしても、やるべきときは決断をして取り組まなければいけないというふうに思っております。

また最後に、最初に申し上げましたように、決断は必要ですが、むやみやたらにこの地方債を増やせばいいということとは思っておりませんことも最後付け加えさ

せていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい、ありがとうございました。町長の地方債についての考え方はわかりました。今日は、傍聴人もたくさんいらっしゃいますので、今、数字がでてきていませんけれども、この概要書の中に地方債残高、すなわち借金の残高ですね、22年度末現在約50億2,000万円ありました。平成24年度末、これは見込みなんですけれども、約42億9,000万円ということで7億ちょっと減っております。この地方債残高ですね。それと、話戻りますけれども、光ファイバーですね、この整備については、私自身も最近になってですね、今、町長の話の中にありましたように、これは平成21年度中に厳しい選択をしたなど感じる事が日常生活の中でも数多く起こってきております。個人的なんですけれども、私の息子が今春、東京のほうの大学に進学いたしますけれども、やはり親としては非常に田舎者でありますので心配しているわけでございます。子どもとしては、親元を離れる不安も多少なりともあると思います。光ファイバー回線が通じていればですね、子どもと、田舎に残った家族が常にリアルタイムで生きた動画のやりとり等が無料で、だれにでも違和感なくできることも、恥ずかしながら最近になって知りました。これは一つの家族の団結にもつながることであり、またほかにも有効性がたくさんあると思われま。すなわち、やはり先ほど町長が言われたですね、世代間を超えて分かち合う、利用することとなります。財源、お金が厳しいですが、ほかの事業の見直し等々にも着手され、ぜひとも将来の高森町のため光ファイバー実現に向けて取り組んでいていただきたいと思ひます。

続いて、2つ目の質問事項に移ります。まず最初に、町道の維持管理等々今後の道路改良の方針について、その中の要旨で、最初に町施設の維持管理経費の増加と今後の道路維持の方向性についてお聞きいたします。町長は、道路や町施設、庁舎をはじめとして維持管理費が大きくなり、財源をそこに持っていかざるを得ないとのことを言われたことがあります。現実私もそのように思っております。現在までの高森町においては、道路については新設改良を初めこれまで実施されてきましたが、今後の道路整備、維持についての考えをお答えください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員の2つ目の質問にお答えさせていただきます。

町施設の維持管理費の経費の増加と今後の道路維持の方向性についてということ

でございます。今後の道路整備と言われましたので、維持についてということですが、まず、新設改良という点から申し上げさせていただきたいと思っております。必要性、事業効果であります、私が考えておりますのは、やはり一番に用地提供、用地の確約ですね、提供の確約が路線全体、計画全体の路線全体に取れているということが前提である、というふうに考えております。この路線全体にわたって、計画のすべてにわかった地権者の確約が取れている、これをなくしては、やはり新規改良というのはあり得ない、これが私の基本姿勢であるということです。お尋ねの道路の維持、要は補修とか管理とかいう部分であると思っておりますが、これはさほど議員が言われたように、道路だけでなく町の施設やこの庁舎ですね、庁舎等も含めて、かなりこの維持、そして管理するお金が大きくなってきております、現実的に。また財源をかなりそこに持っていかなければ維持ができない、管理ができないというようなことが現実でございます。過去とは、今まで、すなわち今までとは全く違うこの現実に直面いたしておりますので、非常に切実に考えているわけでありまして。例えば、この庁舎、この役場ですね、高森町役場、庁舎一つをとりますと、今までは大規模な改修、要は修理工事や手直しは行われておりません。そういうこともありまして、今後4年間ですね、もしこれをいろんなところを修理した場合、どれくらいかかるのかと概算を実は調査させましたところ、仮に今、もう修繕しなければいけないということを言われている部分を修繕するだけでも、約9,900万円かかるということが概算で出ております。これも非常にびっくりする金額でございます。また、道路の維持管理という部分で申し上げますと、私は就任後、すぐに建設課長に任命いたしました廣木建設課長に指示を出しまして、新設の道路等々が非常に厳しくなるだろうなというのは予想が付いておりました。しかし、この維持管理でも一体どこが、すなわち町道ですね、維持管理するのにどこが、どのくらいお金がかかって、それが将来的にどのような若い世代に反映するのか、どういう形で移行してきているのかというのを調べてくださいと。また、現場も現在町道が196路線ありますが、かなりの、全部とは申しませんが、ある程度のところは見させていただきました。そういう中で、例えばですが非常に今後町道として隣接されている、以前は違いますが、町道として認定されている永野原・河原線、これが非常に実は維持管理のお金が取られます。これは、長さ、延長が約13キロ、もう皆さんご存じだと思いますが、あります。オーバーレイを実施するというにしましても、計算を出しておりますが、仮にこれを毎年1キロずつ舗装修繕、管理、舗装修繕をやっていたとしたしましても、約13年間、13キロですのでかかるわけ

でございます。1キロメートルずつの経費が、この維持修理するだけが約2,000万円かかります。すなわち、これだけで2億6,000万円かかるわけでございます。オーバーレイじゃなく、オーバーレイの話は後にいたしまして、13年かかって10年経った時点で、また元からやり直さなければいけない。ここまで修繕して、また最後まで行かずにやり直さなければいけない町道が高森町にはあると。また、要はそういう最後までやらないうちに、もう一回戻らなければいけないぐらい延長が長い道もあるということでございます。またさらにですね、先ほどオーバーレイの話をしました。が、厳しいことに、先日、議員さん方は皆さんもうご存じだと思います。熊本県がこの維持管理、舗装の基準について見直す基準変更の議論が行われております。これは、今までの道の厚さ、補修する厚さを倍にすると。今のところ倍ということまで入っておりませんが、そういう議論も県が新たに今議論しているというわけでございます。もし全面的なやり直しにですね、仮にこの永野原・河原線をやりましたとすれば、これは2億6,000万円どころじゃございません。非常にかかなりの大金を投資しなければいけないような話になります。こういったことがありまして、私は就任後、この道路は非常に大事な道路、当然でございます。これは現在ですね、物流の道路、観光道路にもなっておるのが現状、状況じゃないかなと思えるぐらい、国道と国道を結ぶような道路という要素が非常に高くなってきているわけでありまして。

このことからですね、私たち高森町の住民が通ることよりも、他県からの大型観光バスが通ることが非常に頻繁なわけでありまして、やはり傷みが、大変な道路の傷みが激しいのも現実であります。その現実を見ますと、やはり将来の若い世代のときには相当なですね、修理金が毎年毎年財源に組み込まれていくのではないかとというふうに予想されます。これもですね、以前に町道として認定されておりますので、これは町が管理しなければいけない、現時点では思います。しかし、私はやはりこれをですね、どうにかして打開策を打たなければいけないというふうに考えております。いろんな形を調べました。実は町道を県道に昇格するというのも過去事例がございます。しかし、実はここ20年、早くも24年ですね、の中で、もう本当県道に昇格した町道、村道等は、ほんとわずか数件、林道も含めまして、もう数件しかないというのが、例がございまして、非常に厳しい条件だということも認識しております。可能性的には、国の財源、県の財源を考えますと、非常に難しいのではないかと思います。やはりどうにかしてこの打開策がないかということは今模索しているわけでございます。私たちの若い世代、そして次の世帯にもですね、な



るだけこの維持管理でお金がかかってくることはわかっております。ぜひそれを少しでも回避させたいという思いがありますので、しっかり県と話し合っ、国とも話し合っ、取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

また、先ほど町道のお話をさせていただきましたが、どんどんですね、これから維持に関しては増えていきます。昔と比べますとですね、以前はですね、やはり町道が78路線、昭和55年のときに、しかなかったのが、今平成24年で196路線、すなわち2.5倍町道が増えているわけでありま。すなわち簡単に言いますと、維持管理費、更新料も2.5倍に少なくともなるというふうに思っております。しかしながら、やはりこれは町道ですので、維持しなければならない道路でございます。住民の皆さんが安全に、安心して通行できる道路を確保しなければいけないというのは、私管理者にとっては、これは最大限の努めでありま。すので、厳しいこの中でございま。すが、しっかり維持管理を中心に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。維持しなければならない道路については、今おっしゃいましたように管理者としてしっかり安全の確保に努めていただきたいと思いま。す。

そこで、建設課長にお尋ねしま。す。今、町長の答弁の中にありま。した町道から県道への昇格ですね、これについて、この町長の話の中にありま。したけれども、熊本県で過去に事例があるのでしょうか。それと、実現性はないのでしょうか。この2点についてお尋ねしま。す。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） おはようございま。す。お答えを申し上げます。

県道についての直近での事例は、平成6年に都道府県道の路線認定基準が改正され、熊本県においてもバランスの取れた管線道路網を形成する必要があ。ったことから、昇格路線の選定方針を策定し、平成7年度から平成9年度にかけて県道認定が行われ、7路線について昇格してございま。す。また、今後の見通しとしま。しては、熊本県は県内全域の道路網の見直しを行う際に、併せて県道昇格も検討していくこととしており、具体的には県において実施が予想されてい。る一般国道及び主要地方道の見直しが完了した後、改めて県道昇格の選定基準を策定し、県道昇格の必要性について検討する予定であるが、現在までのところ、国土交通省において、一般国道

及び主要地方道の見直し、追加指定に向けての動きがございません。前回、県道昇格で阿蘇で唯一県道に昇格された路線は、平成7年の阿蘇北部第2地区広域農道、通称ミルクロードの県道昇格のときの当事者であります県会議員であった草村町長の父上である草村先生の話の中でも、当時も非常に困難であり、現在であれば相当な政治力と県の計画との整合性が必要であると、そのような町の計画を立てていくべきではないかというご指導を受けております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい、ありがとうございます。

今、答弁を聞いてみますとですね、平成7年から9年度まで3年間で7路線ということで、大変に難しいと思えますけれども、将来の若い世代の負担増加抑制という点からも、県や国との協議を開始していただきたいし、その間の修繕につきましても、安全の確保という点に努めていただきたいと思えます。

さて、最後にお聞きしますのは、町長ご存じかと思えますけれども、国においては第4次補正予算まで出ていますが、本町としてこれらの補正予算をどのように事業活用していかれるのか、町長にお伺いします。

また、できれば、事業活用の前段の情報確保についての取り組みについても教えていただければと思います。お願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

最後の質問であるわけでありますが、国の予算配分と事業活用についてということでございます。いいますと、主題がその道路事業についてということであったようですが、事業全体ということで答弁させていただきたいと思えます。先ほどの地方債残高と光ファイバー通信の整備方針についての質問の中でお答えしましたように、事業実施の方法といたしましては、まずは国の財源を持ってくることであるというふうに考えております。そういったことから、これは情報ということになるかもしれませんが、国の予算をしてみますと、ここ3年から5年前までは以前とあまり変わってなかったと思えます。補助制度に基づき事業の計画、執行の事業計画するという時点で、大方の国からの補助が見込めていたわけでございますが、現在は国の補正予算の執行状況を見てみますと、制度設計ができて、地方に下ろす。下ろした段階では、締め切り、それに対する締め切りがあまりにも期間が短く、対応できてないといったことが多いのではないかとこのように思います。現実、先ほど議員

さんが言われましたように、今回の国からの第4次補正ですね、これに対しての希望調査が実はございましたが、事業計画が実施計画まで行われておらず、採択にはならないということのオンパレードだったということです。これはですね、高森町だけではなくて、私が思うにはですね、阿蘇のこの自治体地域全体に言えているのではないかというふうに思います。

じゃ、これをですね、どういうふうにしてうち破ればいいのか、進めばいいのかと。それは、開会日の質問に対してお答えしましたが、やはりいつも玉を詰め込んでおかなければいけない状態。そして、情報が下りてきたら、もうすぐ玉を打てる状態をつくつとかなければいけない。要は即対応できる状況を付くつとかなければいけないというふうに思います。じゃその対応する状況をつくるために何をしなければいけないのかといいますと、今まではですね、補助制度に基づき基本計画をつくって、国の予算が見込める状態、一定の補助の目処が立った時点で実施計画、事業の執行という順序が確立しておりました。要はこれを続けていたら間に合わないということでございますので、大きな事業や懸案事業、懸案事項を実施する場合には、いつ着手できるか、現時点でわかりませんが、実施設計まで終わって、すなわち弾を込めておくという状況にしておくということが必要になっています。光ファイバー整備などは、事業などもそのような形での対応になるのではないかというふうに思っております。ですから、今後このようなことをですね、議会にお諮りする、お願いすることが多くなるのではないかというふうに私は思っています。去年の私が就任後、県議会の議長室で県議会の議長さんからアドバイスを、同じようなことをいただきました。また、その席には高森町の田上議長も同席しておられましたが、やはり田上議長が感じられたのも同じなのではないかというふうに個人的には思っております。また、全国の首長、若い首長ですね、若いという表現がおかしかったら申し訳ございませんが、若手の首長と、市長と言われる、いろんな勉強会がございます。その中でもですね、例えば中田宏さん、前横浜市長さんの等々ですね、もう辞められた方等が中心となっているような勉強会等をされておりますが、そういう中に財務省、総務省、国土交通省等々の若い官僚さん等々も来られますが、そういう中でも同じようなことのアドバイスをいただいております。また、知事部局においてもですね、草村町長、以前とは全く違うんですよと。考え方を昔の行政の考え方では全く対応ができないということをはっきり明言されております。現実、先週も農業土木の件で産業観光課の課長補佐と一緒に県庁にも伺いましたが、やはり県庁の局長、課長クラスの方、皆同じことを言われておりました。また、高森町の事

業がなるべく採択できるように、今後、今言ったような形で取り組んでいただかなければいけないのではないかと、先週も強く感じたわけでございます。

このような手法を取らざるを得ないということもぜひ議会の方々にもご理解をいただき、ご協力を今後賜ればというふうに思っております。

また、国の予算配分という点で、先ほど言われたように国の情報、県の動向、情報、予算をいただいてどういう形なのかということ、やはり情報収集能力と、情報収集の手段、これは非常に委員が言われましたように、やはり以前と全く違うというふうに思っております。私は、現在、前とは随分変わってはきておりますが、高森町の行政職員もこの光ファイバーの整備に関しては、やはり必要性を、皆さん、議員さんが肌で感じられたように感じられているのではないかと、このように思います。具体的な情報収集やその手法、ツール等に関しては、総務課の審議員のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

今、町長のほうから言われました情報収集の手段について、私のほうからお答えいたします。私の行政経験として30年を過ぎました。町長が今答弁されましたとおり、現在の国の事業の下ろし方としまして、特に民主党政権になって目立つことですが、国の当初予算での計上が非常に厳しいということで、補正予算での対応が多くなっております。つまり国からですね、補助金の通知が来たり、交付金の公募があつて、それから交付申請までの期間というのが1カ月以内という、1カ月とかそういう短い期間になっております。そのためにはですね、いかに情報を事前にキャッチするため、その情報ツールの活用が必要となつてきております。町長におかれましては、県・国を通して、太いパイプを持っておられるように私は感じております。一例を挙げますと、昨年11月に実施しました全国グリーンツーリズム阿蘇熊本大会開催、また本年2月に実施しましたくまモンのキャラバン in 阿蘇高森大会等、町長の肝いりのイベントであるというふうに感じております。また、そのほかにもですね、国の事業としまして、先ほどから出ております超高速ブロードバンド整備、光ファイバー網の整備ですけど、そのことや、観光立町の推進におきましても、情報をいち早く手にしておられるのが事実であります。また、県につきましては、有害鳥獣の対策や、昨年11月に実施されました高森中学校での知事の出席前ゼミ、それと県民の幸福量調査、これは蒲島知事が提案されております県民の幸福量調査、これも県下で4カ所ワークショップが行われておりますが、その1カ所

に高森町選定されているのがあります。職員としましては、どのようにして事前に情報をキャッチするかということになると思いますけど、現在ですね、インターネットによるアイジャンプというのがあります。これに町のほうで登録しておりますので、そのような情報が毎日メールのほうに入ってまいります。毎日受信しているということです。特にですね、必要な情報につきましては、インターネットで取得可能でありまして、補助金や交付金状況、また公募の状況も一目瞭然となっております。今までは国の情報についてご説明いたしました、県の情報について、職員としてどのように取得しているかということですが、県につきましては、以前食糧費の計上が非常厳しかったわけですが、町長就任以来ですね、県庁職員との交流とか、情報交換も必要だろうということで、食糧費も計上させていただきました。

そのようなことから、県の担当者へのアプローチがスムーズにできるようになりました。ということは、様々な情報を取得しやすくなったということでもあります。町長はですね、普段から県庁の付近に高森町の出張所をつくって情報収集に努めるよう言われております。ですけど、出張所の設置まではできないと思いますが、職員が県庁出張のときとか、本題を終わった後にですね、ほかの課も訪れて普段から情報収集するというような意識を持つようになってきたのは事実だというふうに思っております。

それと最後ですけど、平成24年度から県との人事交流が着手されます。うちの職員が県のほうにまいりまして、また県のほうから職員がこちらに派遣されるということでもあります。こういうこともありまして、今後ますます情報収集が進むものというふうに思われます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 答弁いただいた方々、ありがとうございます。補正対応や現状の情報収集においても、数年前と格段の違いがあるということで、特に職員数が減ったの対応は職員の皆様には大変だとは思いますが、現代の情報ツールを上手に活用して対応していただけることをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） おはようございます。4番 芹口でございます。今回は、先に通告をしておきましたとおり、当初予算の件と小水力発電の2件について質問をいたします。

まず、当初予算についてであります。23年度予算は、町長選挙の年でもありましたので、骨格予算で編成し、後で補正予算を組むというやり方でしたが、今回は町長就任以来、初めての当初予算編成というふうになったわけですが、当初予算の編成を終わらせて、町長の率直なご感想をお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

というよりも、当初予算を初めて組んだ感想を言ってみなさいということですので、まず芹口議員さんにおかれましては、やはり非常に私から見ると華麗な経歴、すなわち行政経験が、トップとしての行政経験が約40年、また町に対してもですね、退職された後は、今度は特別職として貢献をしていただき、またその退職後は現在、要は立法機関である地方議会議員と、まさに経験の豊富さということに関しては問答無用でありまして、まだ就任1年も満たない私のような新米の首長が大先輩の前で予算編成に感想を述べるにしましては、いささか非常に経験不足ではございますが、素直に感想を述べさせていただきたいと思っております。

まず、率直に感想と申し上げます。やはり先ほど5番議員の質問の答弁で申し上げましたように、維持管理費の増加が著しいなということは思いました。また、それは特にその件に関してもですね、芹口議員が管理職、行政のトップだった時代に、やはり部下として、議員の部下として勤務されていた現在の高森町役場の職員の皆様の助けがないとなかなかできないなど。すなわち、総合的な企画・立案・調整という部分において、職員の皆様にも助けていただいたということが率直な気持ちでございます。手法におきましては、議員の部下で努められていた方が大多数い

らっしゃいますので、いろんな昔からの、以前からの王道の予算の組み方等々についてもレクチャーも受けさせていただきましたことをご報告させていただきます。ただし、総額が50億円以上あった以前の時代、またここ何年間に見られた、要は国から大きい金額の交付金事業、民主党政権を執ったとき、その以前、麻生政権の一番最後、民主党が政権を執ったときの時代と比べて、やはり今年私が初めて予算を組ませていただきましたが、お金は少ないなと思いました。しかし、やはりそのお金がですね、ない時代も議員もご経験あると思いますが、そういう中でも、やはり落ち着いた予算、色合いはどうかとは思いますが、落ち着いた予算が組めたのではないかというふうに思っております。ただ一点以前と違いますことは、先ほど申し上げましたように、維持管理更新の費用の割合が極端に増えたこと、すなわちこの数年間ですね、できればお金がたくさんあった時代に少しは積んでいただきたかったなというのが率直な感想でございます。

まずその予算編成にあたりまして、私が職員のほうに指示したことがございます。それぞれの、今まで継続してきた事業、新規の事業についてですが、これは仮の名前でございますが、事業計画シートというものを提出しなさいという指示をしました。これは、もう私が言うまでもなく、議員一番ご存じだと思いますが、過去から引き継がれている事業、そして新規の事業における、その実施するにあたっての背景、目的、経緯、効果など、事業全体にすべての項目に至って調整をされたものでございます。就任後ですね、去年は選挙でしたので骨格予算だったわけですが、補正予算のときに、私は民間出身でございますが、民間の会社では、当然この計画シートの、先ほど言った背景、目的、経緯、効果、このことは民間の会社では常に同じフォーマット、どのセクションも同じフォーマットで積み上げて、見目が同じフォーマットで積み上げているのが、私は民間の会社で経験いたしておりますが、やはり行政においてはなかなかその統一された部分というのがなかったということに直面いたしましたので、去年の9月の時点で村上総務課長にご相談をいたしまして、村上総務課長も4番議員、芹口議員の後輩ではございますが、こういうふうにやりたいんですがいかがですかということの相談を持ちかけまして、今回の当初予算から導入をさせていただいたということです。この事業計画シート、仮称の名前ですが、これは私自身が過去から継続されている事業、新規事業について理解することも非常に重要なことではございますが、やはり私の何十倍も経験がある職員の皆さんが、今一度、自分が担当している事業が一体どんなものなのかということを再認識していただく、することから始めるのが第一歩じゃないかというふ

うに私は考えました。このことは、結果的に職員さんの事業に対する考え方を再認識してもらおうということに関しては、効果があったのではないかと私自身は思っております。現在は、この事業計画シートに関しましては、実務レベルの係長さんが集まっていたき、係長会議で今言った仮称事業計画シートで不備な部分や足りない部分について現在進行形で調整を行っているところでございます。

また、私の考えている政策を予算に反映しました分につきましては、予算概要書などお示ししました新規事業がそれに当たる部分でございます。内容的には、もうもちろんご覧になられていると思いますが、24年度に着手する観光立町基本条例を中心として事業が展開されますことによって、より政策の中身が予算に反映されることとなります。自治体、まちづくりは人づくりであり、教育と住民生活、または現在最大の懸念材料の一つと言える光ファイバー整備の今後の対応のために軸足を置いた、先ほど申し上げましたように、甚だしくはございませんが、落ち着きがある予算になったのではないかというふうに思います。

また最後になりましたが、冒頭に申し上げましたように、私は経験が薄く、ほとんど1年生ですのでございませぬ。特に今後4番議員さんにおかれましては、今回の予算編成に関しましていろいろな面でアドバイス、また違う観点もお持ちだと思いますので、そういうことを議論していきたい、またアドバイスいただければというふうに思っていることも付け加えさせていただきます。

以上、感想を述べさせていただきました。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま町長から身に余るお褒めの言葉をいただきましたので、私からも一つ、町長におかれましては町のトップとして今回の予算編成にあたりましては町政浮揚のため、また町民の福祉の向上のために全身全霊をもって、そして真摯な気持ちで、また新たな気概を持って編成にあられたことに対しまして、心から謝辞と感謝を申し上げたいというふうに思っているところでございます。当初予算を見ますと、教育関係予算をはじめ、各所に町長の新たな町政運営に対する意気込みが感じられるような編成になっておりますけれども、当初予算は限られた財源の中で、いかに住民のニーズに応えるものにするのか、また町長のマニフェスト実現のための施策をいかに財源化するのかにつきるといいうふうに思っております。昨年の決算監査の監査委員の報告にもありましたが、その言葉を引用いたしますと、予算は自治体の専売特許ではない。しかし、決算のほうが遙かに重視されている企業と異なり、自治体では予算が極めて大きな意味を持っており、予算は自治



体の1年間の政策であり、活動計画であり、それに必要なお金の裏付けになるからであります。年度末の3月には地方議会が一斉に予算審議を行う。それゆえに、3月議会は年4回の定例的に開かれる議会の中で一番重要だというふうに言われております。

このようにですね、当初予算は自治体の1年間の政策であり、活動計画であるとして、その重要性に触れ、年度で実施すべき施策は極力当初予算に計上すべきだというふうに指摘をされておりました。そこで町長にお尋ねいたしますけれども、今年度実施すべき事業、また施策といったものは、すべて今回の当初予算に計上されているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のアドバスであります、また私もそう思います。1年の活動の計画であると、当初予算は、そのようであるというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、色合いは派手派手しくはありませんが、特に私がこの政策集で挙げております観光立町という大きい観点で申し上げますと、やはりこの基本計画の策定が今年始まりますので、やはりここが第一歩ではないか。その中で、限られた財源の中で今年やらなければいけないことに関しましては、なるべく今年やり始めて今年終わるのではなく、この就任期間、すなわち私の任期、与えられて期間の中でできるきっかけづくりも随所に入れてきたつもりでございます。そういう中で、今年やらなければ、今年1年限定でやらなければいけない事業に関しましても、自分なりにはなるべく見直したつもりでございます。各担当課で積み上げてこられたこともございますが、その段階でも非常に時間を掛けて、一つ一つ説明を受け、また一つ一つ議論を重ねて積み上げてきた予算になっているというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今の答弁のように、1年限定で取り組めれば、実施すべき事業や施策といったものはすべて当初予算に計上されているということだろうというふうに思います。そうであれば今年度予算の編成は非常に楽であったというふうな感じを受けるわけでございます。当初予算編成時に年度末には起債残高を3億4,000万円減額する。一方では、11億円もの財政調整基金を有しての予算編成ということは、私が財政を担当していたころに比べれば、考えられないほど良好な財政状況にあるというふうに思います。しかしながら、一方では借金を減らしました、

貯金をしました、それが良好な財政運営であるかといえば、必ずしもそうは言い切れない部分があるというふうに思います。先ほど述べましたが、町民のニーズとして、未だ救急車や緊急車両が入らない集落もありますし、維持補修が必要な道路もたくさんございます。また農業関係につきましても、新たな取り組みとして、いくらか計上をしてありますけれども、農道や水路につきましても、今いくらかの維持補修をしておけば、今後50年、100年と地域の農業の振興に役立つというようなどころもございます。また、観光立町を目指すための観光施設の整備、それから定住化の促進、福祉や教育の充実、住民の安全確保等々に積極的に財政投資を行う。そのことが、財政の有効で効率的な運営だというふうに思っております。ただですね、借金を減らしました、貯金をしましたというような財政運営だけではなくて、地域浮揚や福祉の向上等々につながる部分につきましては、積極的に財源を投入するという、いわゆるメリハリの効いた財政運営をすることも必要というふうに思いますけれども、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ありがとうございます。メリハリの効いた財政をやらなければいけないということでございます。確かに4番議員さんがおっしゃったように、借金を減らす、貯金を増やす、先ほど5番議員さんも答弁で申し上げましたが、それだけではございません、いけません。やはり必要なもの、そしてリターンがあるもの、将来的にリターンがあるものに関しましては、やはり積極的にやらなければいけないという部分であるということは認識いたしておりますが、まずやはり私の今この政策集を基に動いていますこの観光立町という部分が1点。それともう1点は、先ほど申し上げました維持管理修繕費用が非常に膨らんできている。そういう中で、一体この維持と管理、修繕をするにあたって、じゃもう見た目だけでやればいいのかという問題ではなく、やはり各課ですね、この積み上げてきた部分がございますので、その分に関しましては、なるべく対応したつもりでございます。足りない部分に関しましては、やはり今後先輩議員がおっしゃるように、メリハリが利いた財政運営をなさйтеということでございますので、しっかり肝に明示して今後取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 非常にありがたい答弁に感謝をいたします。

財政運営は許される範囲内で、また許される予算枠で、効率的で有効な施策を積

極的に展開していく。やはりそのためにはですね、将来にわたる財政計画、また事業計画というものがそういうふうになってくるといふふうに思いますけれども、今回の予算編成に当たられまして、今後の財政計画、または事業計画といったものはつくっておられるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 財政計画と事業計画の策定についてのお尋ねかと思いますが、財政計画などの各種計画に関しましては、私が就任する前に策定されたものでありまして、事業実施に必要な部分につきましては、それぞれ変更を加えております。また、私が言うまでもなく、もう一番ご存じだと思いますが、財政計画と事業計画は、これは表裏一体、表と裏一体ということでありまして、常に財源、お金の確保、安定的運営に注意を払って、先ほどアドバイスをいただいたように、将来を展望しなければならないようにしなさいということでしたが、私もそのように考えているところでございます。本町の財政状況につきましては、当初予算概要書または提案説明のときに申し上げさせていただきましたが、比較的安定している状況でございますが、このことは平成20年度に策定されております高森町総合計画の財政計画表の比較についても言えることではないかというふうに思っております。この総合計画におきましては、財政運営における現状と課題から基本目標、主要施策、または具体的な数字を盛り込んだ財政計画表、さらには基本計画実施事業なども盛り込まれておりますことから、今後新たな計画や変更が必要である場合、そういう場合においては、順次その更新をしていかなければならないというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、多額の経費を、お金を必要とする事業が、光ファイバーをはじめ発生してきていますことから、今後のなかなか見通しが立たない部分もございますが、今後5カ年制度を目処とした、いわゆる中期財政計画的なものを策定する必要性、ことも考えているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） それじゃ今回の予算編成にあたりましては、特別に財政計画なり、今後の3年間の財政計画なり事業計画というものはつくってないということではないわけですか。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました予算編成にあたって、事業計画の見直し、また中期

財政計画について変更を加えたかということによろしいでしょうか。事業ができました段階で、そのあたりのシミュレーションと申しますか、そういうものに基づいて、いわゆる地方債残高、先ほど5番議員からも出ましたけれども、財政調整基金残高等を踏まえましてですね、その辺の調整を行ったところでございます。ただ今、町長が申しました中期5カ年計画等の策定を検討しているということにつきましては、これは改めまして策定することにしておりますが、いずれにしましても総合計画の基本構想が25年度までで前期が終了いたします。併せて、観光立町基本条例、その辺で新たな事業の展開も予測されるところでございますので、その辺まで今後しっかり把握してまいりたいと考えております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 地方財政法の第4条の2に、地方公共団体は予算を編成する場合、当該年度のみならず翌年度以降における財政の状況も考慮して、その健全な運営を損なうことがないようにしなければならないというふうな規定がございます。このことは、当初予算編成時に財政計画、事業計画を策定して、単年度の収支の均衡ばかりでなく、長期的にも無理なく収支の均衡が保持できるような財政運営をなささいというような規定であるというふうに私は思っております。今後また3年ないし5年間の中期的な財政計画なり事業計画を策定されるというようなことですが、やはりそういった意味から早急にですね、そういった事業計画なり、財政計画の策定をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、そういった事業計画なり財政計画ができましたならば、当然町民にやはり町長はハード事業からソフト事業というようなことで方向転換というか、舵を切られたわけですので、要するに町民の皆さん方にも知らしめる、やはり町政座談会とか、そういったことで対応していただきたいというふうに思いますが、そういった町政座談会等の開催についてどのようなお気持ちを持っておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご指摘どおり、単年度ではなく長期的な計画をしなければいけない、早急にしなければならないということは十分感じておりますし、またそういう気概を持って、なるべく早い時期にお示ししたいというふうに思っております。

また、このことをやはり一番に示さなければいけない、住民の皆様を示さなければいけないということも私もこれは重々わかっております。政策集にも書いており

ましたが、やはりこの町民への説明会、座談会ということの表現を今いただきましたが、このことも実は去年の9月、10月ぐらいからに総務課長にご相談をいたしまして、新年度予算が終わり、またこの中期的な、策定した後でも、すぐにでもこの座談会、報告会ということはやらなければならないというアドバイスもいただいておりますので、これも取り組んでいきたいというふうに思っております。すなわち、今年中には行いたいというふうに思っていることも付け加えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ぜひそういった座談会等を開催していただきたいというふうに思っております。

次に、歳入歳出のいくつかの項目について質問をしたいというふうに思いましたが、時間がございますので、今回は各団体に対する補助金等についてお尋ねをいたします。本町におきましても、これまでも各団体に対してそれぞれの事業目的に対応し補助金が支出をされてきたところですが、このことは各団体を育成、助長するという行政目的に添うものであり、必要な措置でもあったわけですが、ややもするとそれが補助を受ける受益団体からすれば既得権化し、町も補助効果等を精査しないまま経常的に支出がなされてきたきらいがございます。当初予算を見る限りにおきましては、各団体に対します補助金につきましては、前年度と同様の予算計上となっているとお見受けをいたしました。町長は現在、各団体に対する補助金または助成金等に対しましてどのようなお考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 補助金交付団体等の見直しという部分でございます。今回はですね、議員もご承知のように、特別な大きな見直しというのは実施いたしておりません。これは、まずすべてのことをですね、一気にスクラップしてしまうことは、これは根拠がなければいけない、また大変勇気があることであって、さらにもう一点、実態運営には、やはりこの町全体のことの運営には、やはり継続性という大前提もでございます。しかしながら、議員のご指摘のように、やはり経常的に支出されているこの補助金の交付団体等の見直しについては、やはり考えなくてはならないというふうに思っております。それは、すなわち私は選挙のときに挙げていました政策集の中でも、例として例えておりましたが、補助金を公募制にすること、それは住民提案型の促進につながるということを私自身も例として挙げております。こ

れには、意識改革が非常に重要であり、今後は制度設計を行い、できれば平成25年、26年度からの実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。今の時代、PDCAという言葉がございます、これを強化すると。やはり、プラン、そしてドゥー、チェック、アクトのこのサイクルをするプランを実行するためには、各事業区別の成果目標に上げて、事務評価を十分に行い、その必要性、効率性、有効性等を検討し、歳出予算に反映させるなど、予算の重点化、効率化を進めるということをうたわれておりますが、やはりこの公募型に関しましては、そのような観点から取り組んでいかなければいけないのではないかとこのように思っております。

また議員さんがおっしゃりたい、やはり住民の皆さんに真に必要なされる部分、事業に地域づくりといった観点から、これも応援していくという一つの姿勢、形づくりになるのではないかとこのように思っております。補助金については、相当な長期間にわたってずっと支出され、終わるとき、すなわち終わりの時期の設定がもともと始まった時点からないものがほとんどではないかとこのように感じております。それも考慮した上での今回の職員に指示した事業計画シート、事務引き継ぎシート等々でもそういうことをちゃんと職員も把握する、私と一緒に行政職員も把握するという観点から、そのシートも作成させていただいているということも改めましてご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 町長は予算編成にあたりまして、前年度予算は踏襲しない、0からの積算を掲げられておりますので、この補助金につきましても聖域とせず、本来の団体の育成助長が目的という補助金の趣旨に添って、必要があれば増額も含めて、ぜひ見直しをお願いしたいと思っております。

また補助金の見直しは町長にとっては種々のしがらみありますし、また勇気のいる難しい部分があるかというふうに思いますけれども、そこで有識者をもって構成する検討委員会等を設けられましてですね、その中で補助効果等を公正に、また公正な立場で議論をしていただくことも方法の一つではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さらに一つ、目線を変えまして、今、いくつかの自治体で取り組まれておりますけれども、補助金の一括交付というやり方でございます。私は、例えば町内の校区ごとでもいいわけですが、自分たちの地区をこのように活性化させたい、このような特産品をつくりたいとか、また高齢者や一人暮らしのためにこのようなボランティア活動をしたい、ほかにもいろいろあるでしょうけれども、そういった住民の発

想と行動による参加活動に対しまして、補助金の一括交付というようなやり方も検討していただきたいというふうに思っておりますけれども、町長のお考えがあればお聞きいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、やはりこれは住民提案型で行うということに関しましては、やはりこれは非常に地域づくりの基本であって、まさにこれを促進する立場が私にあるというふうに思っております。また、私自身、この公募制という言葉在先ほど例として政策集に挙げていましたもので使わせていただきましたが、この公募制ということに関しましては、4番議員がおっしゃっている意味合いとほとんど同じでございます。またその公募制の選定にあたりまして、これは例えの例でございますが、やはり有識者のその委員会と協議会、審議会等を設けるということは、これは言うまでもございません。そうでなければ、やはり一定に偏ったことが起こる懸念材料ともなりますので、やはりそういう部分でしっかり有識を持たれている方で委員会等を結成していただき、審議審査していただくということも一つの考えではないかというふうに私自身も思っておりますこともご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） はい、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、次に、財政調整基金についてお尋ねをいたしますけれども、この件につきましては先ほど5番議員も質問されましたので、極力重複をしないようなことでお尋ねをしたいと思います。総務課長にお尋ねをいたしますけれども、本町の財政規模からいいますと財政調整基金、どれくらいの規模が適当かというようなことでお尋ねをしたいと思いますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、基準等はありませんというようなこと、答弁がありましたけれども、確か基準等はありません。しかし、類似団体の状況とか、また総務課長がこれまで財政を担当してこられましたので、そういった経験から、大体どのくらいが必要か、目安か、お尋ねをいたしたいと思います、考えをですね。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えいたします。

今、議員のほうから基準といいますか、その辺はないんだけれどもという話で質問がございました。確かに財政調整基金に関します部分につきましては、適正な規模というのは示されておられません。ただですね、私のほうで若干把握しております

手法としましては、標準財政規模といたしまして、議員ご存じですけれども、標準的な状態で通常収入されるであろう、その収入ですね、いわゆる標準財政規模に対してもう財政調整基金が何%ぐらいを占めておるかということをやっている団体は何か所かあるようでございます。ちなみに、阿蘇郡の状況を調べてみますと、まず大きい方からでございますけれども、平成22年度決算で申し上げますと、産山村が49.2%、西原村35.9%、続きまして本町高森町が30.5%ということになっております。あくまでも予算規模ではなくて標準財政規模に占める割合ということでございます。

次に、財政状況といたしますが、財政調整基金のみならず、やはり地方債の残高、今後の事業計画などによりまして、年々変わってまいることは議員ご存じだろうと思います。そういった意味で申しますと、規模を数値化してうちの町について何億円が適正ではないかということもかなりですね、私としては今、この件に関しましては申し上げにくい数値の設定になります。ということで、適正な規模ということにつきましては、その時々々の財政事情を見た上で、その都度その都度判断する時期に来たのかなという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 財政調整基金というものは、年度間の財政を調整するための基金でございますので、今後ですね、特に多額の財政支出がない限り、私の経験から言えば総予算額の大体1割か2割でいいんじゃないかというふうに考えるところでございます。ほかに、特に財政支出等が必要ということであれば、この財政調整基金じゃなくて、特に他の目的基金として積み立てておけばいいわけでございますので、やはり現在の11億というのはかなり多いんじゃないかというふうに思っております。私、国が地方に交付する財政措置というのは、橋下大阪市長がですね、政権を取れば別な話ですけども、今の民主党か自民党の政権についてもですね、あんまり地方に対するこういった交付税措置というのは変わりはないんじゃないかというふうに思っております。むしろ、それよりも経済の動向による財政の変化というものに留意する必要があるというふうに思っております。現状では地方交付税とは大きな将来落ち込みはないというふうに考えておりますし、また一方歳出面では、比較的高い給料を受給しております年齢層がここ数年で多数退職をされますし、公債費にしましてもハード事業からソフト事業というようなことで、ハード事業の抑制、また借入期間の減少とか、また低利な起債の運用等によりまして減少傾向にご



ざいます。今までのような財政運営をしていけば剰余金が発生し、さらに財政調整基金を含ますような結果になりはしないかというふうに思っておりますけれども、そのあたりいかがお考えですか。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃること、当然今後考えられます。確かに状況を見てみますと、よほどの経済の環境の変化がなければ交付税については、現状で見ますと安定的に交付されるのではないかと。これは、東日本大震災を通常の行政と別という国の考え方が確定しましたので、そういったことが言えますけれども、実際はですね、ご存じだろうと思っておりますけれども、いわゆる町の貯金であります財政調整基金と、これが多すぎると、以前は何もしていないからなぜ有効に使わないかというような、そういった見方がございました。ただ、一方で三位一体の改革によりまして、極端に地方交付税が減らされた時期がございます。今のも若干伸びておりますけれども、そのころと比べるとかなりな減額になっております。一方では、先ほど町長のお話の中にもありますように、光通信ファイバー網の整備でありますとか、そういった大きな事業を控えておりますので、その分をこのまま財政調整基金に基金として残しておくのか。それとも、先ほど議員おっしゃいましたように、私たちが今、これは担当として考えておりますことは、そういった特定目的基金ですね、例えば光通信整備をはじめとしました、私のあくまでも私案でございますが、公共的施設整備のための基金なるものを設置して、そういった、不意とは申しませんが、今後予測される大規模事業等に対応していく、そういったためにもですね、そういった財政基盤をしっかりとしたものにするためにも、そういった運用も必要ではないかという検討をしているところでございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま総務課長の答弁にありました、やはり私はどうしても11億円というのは多いような気もいたします。将来、光ファイバー導入のための財源するということであれば、一部を特定目的基金のために積み立てるということも必要でしょうし、また比較的率の高い縁故債の繰上償還にするとか、またほかのふるさとづくり対策事業を含め、また減債基金、そういったものに積み立てておくとか、いろんな選択肢はあろうかと思っておりますけれども、いろいろ検討していただきたいというふうに考えております。

次に、水力発電の取り組みについてお伺いをいたします。東北大震災によります

福島原発事故以来、水力発電が注目をされてきたところでございます。新聞によりますと、阿蘇管内では阿蘇市が2カ所、南阿蘇村に1カ所補助事業によりまして水力発電の事業を実施するということが報じられました。私が水資源対策課長のときに、もう20年ほど前ですが、農業用水の電力の削減につながればということで、コンサルタントを入れまして今の湧水トンネルの切り羽部分に水力発電の可能性を調べたことがございました。当時は、コスト的に採算が合わないというようなことで断念した経緯がありますけれども、最近では水力発電そのものの機能も向上しておりますし、コスト面でもクリアできるのではないかとこのように考えております。特に今議会におきましても、農業用水の事業基金の条例改正案も出されておりますし、この水力発電の導入によりまして、少しでも経費の削減につながればいいことですので、この取り組みの考え方につきまして、町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 小水力発電の今後の取り組みの考えはということでございます。当然のように水資源対策課長を行政時代に経験されておられ、その時期に調査した結果についても、議員はもちろん誰よりもご存じだということふうに思っております。確かに言われましたように、当時のコストが、じゃイコール今のコストなのかといえ、私もそうではないと、違うだろうというふうに思っておりますが、やはり現時点では最適な条件にあるとは思っておりません。それは、すなわち前提といたしましては、町独自による建設、これを考えますと、やはりもちろん財政面もそうでございますが、条件面等々を考慮し取り組める状況にはいささか至っていないのではないかとこのように思っております。条件面等につきましては、これは総務課の審議員のほうから後でお答えさせますが、1点だけ言いますと、やはり高森町で小水力発電の取り組みをするエネルギー関連事業者がいる場合、すなわちそういう方が事業を模索されている場合は、税金面や雇用面等協力して、そういう部分に關しましては全面的に協力を惜しまないということは思っております。また、小水力発電に限らず、ほかのエネルギー関連事業につきましても、町が単独で独自で行うということに關しましては、独自で行うというよりも、やはりエネルギー関連事業者の受け入れを逆に積極的に推進したほうがいいのではないかとこのように思っております。また今回提案させていただいておりますバイオマス活用推進計画策定事業においても、エネルギー関連事業者が高森町に参入できる条件を整備するために策定するものであって、町が直接事業を起こすことは、現時点ではないということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 先ほど町長のほうから言われました小水力発電に条件面についてですけれども、平成18年に遡りますが、本町のほうでNEDO、つまり新エネルギー産業技術総合開発機構の補助というか、全額補助を受けまして、新エネルギービジョンを策定しております。その中で、小水力発電のシミュレーションをやっております。つまり、そのときはトンネル付近ですね、トンネル付近の出口しか調査をしておりますが、2カ所調査をした結果についてですね、まず湧水トンネルの出口の落差を利用した小水力発電、それと同じように、三方張のところから水が流れております。その落差を利用した小水力発電についてシミュレーションを行いました、この2カ所を合わせて年間4世帯分、一般家庭の4世帯分の世帯換算しかないということで、実用化には至っていない、不可能ということ判断しております。先ほど申しましたように、湧水トンネル付近しか精査していません。ほかに五ヶ瀬川とか大野川に適した箇所が存在するとは思いますが、なかなか難しい点があるかというふうに思っております。現在ですね、これほんの先月ぐらいだったと思いますけど、エネルギー関連事業者からトンネル内に流水式の小水力発電装置の設置の話がありました。この小水力発電というのは、今までは水の流れに沿って横型に水車をつくってございましたが、新技術の水車ということで、垂直二軸型水車、すなわち縦に水車を置いて、それで2方向で発電するという、流水のエネルギーを効率よく水車に反応させるというものであります。水力発電の装置としましては、もう簡単にそれを据え付けるだけというシンプルな装置ですけど、これがですね、護岸というか、川の両端ですね、水が流れる両端が整備されていないと、その護岸の整備に高く付くというようなことを言われておりました。幸いですね、湧水トンネルの中は護岸が整備されております。それだからそのような話が来たものと思われませんが、現在これについてはシミュレーションを行わせております。大体4月か5月にはそのシミュレーションの結果が出るというふうに思われております。しかし、これを今後どのように進めるか、先ほど町長が言われましたように、町が独自でやることじゃなくてですね、あくまでもそのようなエネルギー関連の事業者が直接行っていただいて、地球温暖化防止に貢献するとか、東北大震災の電力不足に対応するとか、そのようなことで、町が直接事業を行うということは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 湧水トンネルに崇城大学が水力発電設置をいたしました。現道どのような状況になっておりますか。お尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） おはようございます。

ただいまお尋ねの崇城大学がトンネル内に設置しております小水力発電につきまして、当初のころからですね、水量が年間を通して一定しておりません。今現在は、ただ飾りというかですね、それだけで全然発電はいたしておりません。

以上、報告をいたします。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この小水力発電につきましては、現代のクリーンエネルギーの観点からもですね、色々な条件もあろうかと思えますけれども、やはりそういった可能性も含めて、今後また検討もいろいろしていただきたいというふうに思っております。

今回、主に予算に関しまして質問をいたしましたけれども、限られた財源の中で最大の効果が発揮できるような有効かつ効率的な財政運営をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午前1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 皆さん、こんにちは。8番 甲斐です。通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

町長におかれましては、就任以来1年を迎えようとしています。平成24年度の予算については、マニフェストを中心とした予算編成と期待をしております。私た

ち有害鳥獣対策について2月21日、取り組まれております佐賀県の武雄市役所のほうに出向き、産業観光担当課をはじめ議会議員全員とともに視察研修を行いました。同市の取り組みなどの説明を受け、意見交換の中で、イノシシ・シカによる農産物の被害が拡大しており、全国的な社会問題となっている。同市においても、10年ほど前からイノシシ・シカ・サルによる農産物への被害が増え続けており、これまでの被害対策は講じているものの、効果が出ていないという、最近では市街地まで出没し、交通事故や人的被害も懸念されている状況となり、より効果的な有害駆除対策が必要と話しておられ、武雄市におかれてはイノシシ課まで設置され、より効果の出るよう有害駆除パトロール事業の実施も取り組まれておられました。本町においても、基幹産業である農林業において、この有害獣により農林業に対する被害は甚大なものであり、今後より効果的な被害対策が必要と思っております。また、本町の猟友会も高齢化が進んでおり、若いハンターが増えないのが現状であり、そこで箱罠、電気牧柵、ワイヤーメッシュなどの進入防止対策も必要ではないかと順を追って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まづもって、平成23年度駆除資料によるイノシシ・シカ・サルの捕獲数と被害状況がわかれば教えていただきたいというふうに思います。担当課長、よろしく願いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 8番議員の質問にお答えいたします。

現在、平成23年度の捕獲取りまとめを行っておりますが、3月12日現在ですが、シカ201頭、イノシシ170頭となっております。シカ、イノシシともに200頭分を予算計上いたしておりますが、シカにつきましては予定頭数を達成いたしております。イノシシにつきましても、今月末までには200頭を優に超える捕獲の報告が来ると見込まれます。昨年の実績としましては、シカ170頭、イノシシ187頭、サル5匹となっております。イノシシに関しましては、昨年までは補助いたしておりませんので正確な頭数が把握できておりませんが、昨年より増えてきているのは、もう間違いない状況であります。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） ただいま報告の中で、大変捕獲数が上がってきているというふうに思っております。まだまだ、これ以外にですね、町外の方々が狩猟に来られ、またこれ以上の捕獲があったというふうに思っておりますが、本当にこう甚大なやっかいなものでございまして、今後はですね、本当にこう大きな山東部においても

大きな山がありますし、色見よっては根子岳というような、本当にシシ・シカによっ  
ては住み良い場所がたくさんあるわけでございます。このような状況の中で、特  
に山東部においては高齢化も進む中ではございますが、何とかこの被害対策を最小  
限に取り組む方法はないでしょうか。課長のほうがそのようないろんな視野の広い  
中ではございますので、あったならばまたお聞かせください。課長にお願いいたしま  
す。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 今、昨年と22年度被害状況につきましては、金額で  
おおよそ6,000万円、5,977万5,000円の被害見込みとなっております。  
23年度につきましては、まだ3月末までには閉めて、また調査をいたしたいと思  
っております。

被害対策につきましてということですけど、今、高森町では三段構えで被害対策  
のほうを行っております。まず第一に、有害鳥獣捕獲に対します助成及び有害鳥獣  
駆除隊の活動助成を行っております。有害戸数を減らすための対策といたしてお  
りますが、駆除実績につきましては、先ほどご報告をしましたとおりですが、年々増  
加の傾向にある有害獣を減らすためには、今後もこのような事業を実施してまい  
りたいと思っております。

次に、本年度から新たに実施いたしておりますナビシステムを使用いたしました  
有害獣、主に大型の有害獣ですけど、イノシシ・シカ等につきましてはの捕獲ワナに  
よる駆除です。このシステムは、捕獲駆除はもちろんのこと、有害獣の動態に対す  
るデータの収集を行っております。このデータは、有害獣の出没時間、回数などを  
収集いたしまして、また設置場所を広げることにより、広範囲でのデータ収集を行  
います。これは、今後高森町が実施してまいります有害獣駆除を進める上で効率よ  
く活用できるようデータ収集を行うものと思っております。新年度からは本格的に  
稼働となりますが、県下でも初めての試みであります。このシステムを使いまして、  
効果の出るような事業を展開していくつもりであります。

3つ目は、高森町、竹田市、高千穂町、3市町によります鳥害獣防止広域対策協  
議会を設置いたしております。この協議会によりまして、有害獣対策のための現地  
検討会及び講演会の実施、狩猟免許講習の補助及び箱罟購入のときの補助等を実施  
いたしております。これの三段構えをもちまして、高森町は有害獣対策を進めてま  
います。

今後はさらにですね、事業を進めていく上で検証も行いながら、効率よく有害獣

の駆除ができるように事業を進めていくつもりであります。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 大変地域ぐるみパワーアップというような対策で、新しい事業を取り組んでおられます。本当にありがたいことでございます。この囲いワナについては私どもも期待がありまして、本当に広い中でのワナでございますので、捕獲はかなり捕れるんじゃないかなと。シカによっては、大変な捕獲ができるんじゃないかなというふうに期待しております。本当にありがとうございます。

そこでですね、高齢化も進む中で、地域ぐるみの対策が必要じゃないかというふうに思っておる中ですが、箱罟の免許が一番簡単に取れるんじゃないかと。第一種になりますと大変難しゅうございまして、時間がないと取れないということでございます。箱罟でありますと講習と試験はございますが、箱罟の試験の人数が多ければですね、振興局なりお願いをして、出張して講習でもできるような体制があるのか、ないのかを担当課長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） お尋ねの箱罟の狩猟免許の取得の件ですけど、これにつきましては県のほうで年間予定が立てられます。6月には試験の日程がわかるかと思いますが、人数が多いからといって振興局のほうにお願いしてですね、こちらのほうで試験をしてもらえるかというのは、確認をしてみなくてはわかりませんが、補助のほうをですね、免許取得の補助のほうを町のほうが1万円の補助をいたしております。より多くの方に免許受験をしていただきまして、多くの方に資格を持ってもらい、箱罟のほうを多く設置をしてもらうとかなり事業効果も表れるのではないかと考えております。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） はい、わかりました。大変農繁期でございますので、今から試験に行く人が少ないかなというふうに思いますが、そのようなことができればですね、お願いして便乗していただければというふうな質問をしたわけでございます。本当にこう地域みんながですね、1軒に1人でも免許を取っていただいて、1人30基ほどは掛けれるというふうなお話でございますので、30基掛けなくても1軒に1人が3基でも掛けていただいて、10人が掛ければですね、ちっとでも減るかなというふうに期待もしているところでございます。

そこでですね、シカ・イノシシの進入防止対策についてお聞きしたいというふうに思います。町におきましては、電気柵柵などを利用した進入対策を行っておられ

ますが、佐賀県の武雄市におきましてはワイヤーメッシュ柵などの対策をされております。これは、国の全額補助ということで、23年度は国の全額補助ということで実施されておりましたが、このような補助があればですね、この高森地区においてもああいいうメッシュワイヤー的なことも場所によってはできるんじゃないかなというふうな気がしておりますが、どのような取り組みでしょうか。課長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） お尋ねのワイヤーメッシュによる防護につきましては、これは先ほど申しました3市町の広域対策協議会のほうで補助を行っております。

100%補助ということですが、これは資材のみの補助でありまして、設置につきましては地元負担で設置をするということです。ワイヤーメッシュも囲いですね、その地域だけを防護する形になるかと思いますが、地域でそういった要望があればですね、補助事業のほうは対処していきたいと思っております。ただ町の方針といったしましては駆除が目的でありますので、追い払いも大事かと思っておりますが、自己防衛も大事かと思っておりますが、とにかく町は個数を減らそうということで、駆除のほうに今現在力を入れております。

あと自己防衛に関しては、その地域地域で話をまとめていただきまして、こちらのほうに話を持ってきていただくと、こちらのほうの補助に関しましても相談に応じまして、地元負担は伴いますが進めてまいりたいと思っております。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） わかりました。駆除のほうを専念するというございまして、まさにそうでしょう。駆除のほうが一番だろうというふうにも思っております。

またですね、最近では耕作放棄地がたくさんございます。この放棄地がありますとですね、そこでイノシシ、シカの繁殖地になるんじゃないかというふうに思っております。なぜならばというと、カヤ・雑草がたくさん生えますと、そこでですね、遊んだり、そして繁殖をしたりする場所となるわけです。なかなか山東部においては農振地除外というのも見直しもしていただいでですね、課長のほうにお願いしたいわけですが、農振地除外ができればなど。転用でもできればですね、ある程度下刈りしたり、またすぎ植えるんじゃなくて、ほかの木を植えてですね、下刈りをしたり、そして荒れ地をなくすと繁殖も減るんじゃないかなというふうに思っておりますが、農振地除外というのは大変厳しいと思っておりますけれども、転用できるような方策があればお願いしたいというふうに思います。



○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 農振除外につきましては、今年が全体見直しの準備になるかと思えます。農振除外もですね、農地の真ん中で1筆だけ除外というのはなかなか難しいものがあるかと思えますが、隣接して除外をしていった場所であればですね、何に問題はないかと思えます。町のほうを通しまして県のほうに申請をしますが、除外のほう、農地転用につきましてもですね、手順を踏んでもらって申請をしていただくと、調査のほうをいたしまして、該当するところはですね、あまり問題はないと思えます。あまり林地家あたりもそのまま耕作放棄地で荒れて、イノシシの温床になるのもいけないかと思えますが、林地家あたりもですね、やはり民間のほうに近づいてくればそれだけ有害鳥獣間の温床になるかと思えますので、できるだけですね、今年うちのほうで農業専門員のほうを計画いたしておりますが、畑地につきましても高森町の農業の総合計画の中で有効利用ということも含めまして計画を立てていきたいと思っております。できるだけ耕作放棄地の内容ですね、こちらも施策のほうで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 農振地除外は大変こう厳しいと、隣接によってはできないというようなお話でございます。ぐるりが山林であれば、もう問題はないんじゃないかなというように私なりの思いでございまして、それはそれなりですね、法がありますので、法をかいくぐってやっていただきたいというふうに思っております。

いよいよですね、狩猟期間も昨年の11月15日から本日3月15日で捕獲期間も終わったわけでございます。これからあっちこっちで有害獣を見かけるようになるというふうに思っておりますが、次の狩猟期間までの定期的な駆除、また箱罠の駆除を考えておられるか、まず町長にお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 8番のご質問にお答え申し上げます。

その間のことということでございますが、やはりこれもですね、産業観光課のほうと常にお話をさせていただいております。そういう中で、一番有効的なものは何なのかということ積み上げている最中でもございますが、私のほうから直接決定してこれをしなさいという指示はまだ与えておりません。しかしながら、この特に有害鳥獣の問題に関しましては、もちろんご当地の議員さんでございまして、

熱心にされているということも十分承知いたしております。その上、私も就任後、議会の中で一番これが、今、農業問題の中で懸案事項なんだという強い認識を持っておりまので、今後この間の部分に関しましても、また議員さんも交えまして取り組んでいかなければいけない。具体的なプラン、小さい項目に関しましては、これは産業観光課のほうで把握いたしておりますので、私の代わりに答弁をさせますが、私自身の考えでは、やはりまず取り組む姿勢、そして何をしなければいけないか、その何をしなければいけないかの中に詳細にわたって入れていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 猟期が終わりました後、15日から31日までも引き続き駆除期間といたしまして許可のほうを出す予定にしております。16日以降です。その後もですね、年間を通して間を空けずに有害鳥獣の駆除の許可のほうを申請を出していただくと同時に許可を出していきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 常時許可を出すということで、一安心しておるところでもございます。本当に大きな有害獣によってはですね、サル・シカなんかは県の許可がいるんじゃないかというふうに思っております。そういう獣の捕獲許可権限を市町村長に移譲し、駆除の軽減を図るよう町長のほうからもですね、県のほうにお願いしていただきたいというふうに思っております。

またそこです、たくさんの有害獣が捕れるわけですが、私が3つ目の項目で挙げております鳥獣食肉加工処理場についてお尋ねをしたいというふうに思っております。23年度のシシ・シカ、たくさんの頭数が捕れておりますが、今後このようなことを踏まえ、処理施設の考えは町長にあるのかをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひしいます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ご質問の、食肉加工、要は有害鳥獣を加工して6次産業化に乗せるということでございます。議会の皆様におかれましては、先日佐賀県武雄市に研修をされてきたところであるというふうにお聞きいたしております。武雄市の取り組みが良い、悪いは別といたしまして、私といたしましては、現時点では、やはり熊本県で初めてのこの制度、システムを持ちまして、このナビシステムに関しましては高森町がモデル事業になり得る可能性もございます。やはり、この捕獲、先

ほど言いましたように駆除、これを充実していきたいというふうに強く思っておりますので、加工施設建設につきましては、まだ議論の余地がある。そして時期がちょっと早いのではないかと、早々ではないかというふうに考えております。

また、佐賀県武雄市のこの施設もそうでございますが、実は全国各地でこの加工施設の取り組みがございまして、現実的に採算ベースに乗る、すなわち赤字になってないところは、私が知っている限り6カ所ほどございます。これは、実際そこで働いたわけでも、中の経理を担当しているわけでもございませんのはっきりとは申し上げられませんが、少なくとも非常に有効な取り組みをされているところが群馬県、あと長野県、北海道、ここに関しましては非常に成功事例がこの加工場に関してはございます。そういう中で、やはり佐賀県武雄市にせっかく行かれたと思いますが、武雄市との違い、すなわち、まずはガイドラインの制定、これは安全の担保だと思います。そして、基本的に違うところは、すべてのものを加工品にしているということでございます。また、さらに中の施設に関しまして、施設の設備、家庭でいえば台所ですね、に関しましては、中古品を利用しているところ、それでお金を圧縮させているということも武雄市とは若干違うところがございます。それともう1点は、高森町で例えて言いますならば、猟友隊、駆除隊の方に組合をつくっていただいて、そこに委託事業、もしくはお願いをするという形を北海道、先ほど言った群馬県に関しては行っているわけでございます。今後私も日程的には非常に厳しゅうございますが、ぜひ議員さんの皆さんと一緒に、チャンスがあれば、もちろんこれは機会をつくらなければいけないと思いますが、東北のほうや北海道のほうの成功事例をやはり再度強く視察するということも考えているわけでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 今、町長の報告の中では、少し不安もあるから見送って、またいろいろ検討しながらそっちの方向に進めるか、進めないかはしばらくかかるということでございます。本当に6次産業化を目指す町長でございますし、観光立町というふうな目玉を立ち上げておられる町長でございます。私が思うには、物産館の横にもせっかくの加工場、中村さんという方がやっておられますし、町の商工会の皆さんとですね、共有しながら、新たな高森町の特産品として開発をできないのかというのもひとつの懸念でもございました。そういう中で、資源を活かした地域の活性化を考えれば、これよりよい捕獲の強化にもつながるんじゃないかというふうに思っておりますが、これはどちらでもいいですか、お答えをいただきたいという

ふうに思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 加工施設を利用して特産品の開発ということですが、加工場につきましても有害獣を持ち込んで処理加工するためにはかなりの改築が必要かと思えます。今現在、ハム加工施設がありますが、そちらのほうは指定管理で入っておられますので、そちらのほうでなく、裏のほうにもう一つ加工施設があります。そちらのほうで持ち込んで加工、肉を解体・加工するのであればですね、それなりの施設の整備あたりも出てくるかなと思えます。あと、加工品の開発につきましても、商工会あたりとも、確かに・・・必要かと思えますが、加工品にするにもですね、まず計画を持ちまして、どういうふうな加工品で、シカ肉・シシ肉両方ありますので、どちらもですね、何が加工品として合うか、どこまで加工品でできあがるかあたりも検討してですね、今後は捕獲ばかりじゃなくてですね、処理加工につきましても検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 食べ物ですからいろんな課題もあろうかというふうに思っておりますが、武雄市では先ほど町長からもお話がございましたように、猟友会のほうの参加方もあるというふうにお聞きして帰っております。出資も猟友会もやりながら、町、猟友会と手を握りながらやるというような武雄市の取り組みじゃなかったかというふうに思っております。本当にこやっかいな者でございますので、ひとつ、1頭でも減らせるような対策、やはり狩猟者に何らかの形でですね、捕獲の強化を図らなければ、なかなかこの捕獲もできないんじゃないかというふうに思っております。この前、3県合同の駆除がございまして、本当にこやっかいな者ではございましたが、役場の担当の職員の方がですね、日曜日出向いていただきまして、一緒に駆除を見て回られたわけでございます。本当に獲物というのは鋭いなど。姿を見せなくても音だけで逃げちゃうとか、鉄砲の音はするけれども、どこにおっただろうかなというような、本当にいい体験をされたというふうには思っております。本当にこれからもですね、こういう体験をしながら、いろんな職員が育つ、そして有害獣というものがどんなものであるかということをしてですね、身に覚えていただきたいというふうに思っております。担当のほうですから、課長から答弁でようございますが、そのようなことですね、また次も3県合同の駆除がございまして、できればですね、職員の空いたというと語弊がございまして、日曜日ではございませうけれども、そういうのにですね、参加していただくと、一人でも、何人も来ると

危ないからですかね、できればそういうのに目を向けていただければなというふう  
に思っておりますが、いかがですか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 先日はですね、うちの若い久保田君がおじやましたと  
思います。今後もですね、そういった合同で駆除があるときには、だれか回しで参  
加をさせていただきたいと思っております。役場のほうでも今年は大型の捕獲ワナ  
を設置いたしますので、担当者といたしましても、今年は箱罟の免許取得をしよう  
かなとは思っております。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 大変ありがとうございました。有害鳥獣被害から守るためには、  
1頭でも減らすことが大切です。これから地域一体となった取り組みが必要でもあ  
り、農林業専用窓口を設けられるということですので、連携を取り、効果  
的な捕獲に結びつけることが大切です。また、3市町における有害鳥獣防止広域対  
策事業のますますの取り組みに期待を申し上げ、有害鳥獣対策の質問を終わらせて  
いただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君の質問を終わります。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番 後藤です。

まずはじめに、昨年3月11日に発生しました東日本大震災のあの悪夢から1年  
が経過いたしました。今なお消息のわからない方や仮設住宅で不自由な生活を送っ  
ておられます方々、そして何より自分の家がすぐそこにありながら、放射能汚染の  
影響でふるさとへ帰宅できない方々がたくさんおられることに対し、衷心からお見  
舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を強く望むものであります。

さて、この震災同様、私の議員としての活動も1年目を迎えようとしております。  
この間、振り返ってみますと、町民の皆様の期待に十分応えられた活動ができてい  
るのか、不安な面もございます。しかし、私なりの取り組みを精いっぱい頑張る所  
存でありますので、今後ともご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、今回の一般質問は、これまでたくさんの質問をいたしました。質問数だ  
けでなく、その質問に対する改善がどのような形でなされてきたのか、それを検証  
する必要を感じ、今回繰り返しとなりますが質問をさせていただきます。

まず、昨年の6月の定例会のおきまして行いました一般質問では、町民の皆様の

身近な問題を中心に一般質問をいたしました。最初の質問は、お亡くなりになられた方の初盆時のお知らせについてと、子どものおめでた情報の掲載についてでしたが、お亡くなりになられた方々の初盆時のお知らせについては、町長のご配慮により、早速実施していただき、町民の皆様から感謝のお声をいただいているところでもあります。私からもこの場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

しかしながら、子どものおめでた情報の掲載については、当時総務課長さんのお答えは、掲載することによりまして業者が自宅を訪問したり、ダイレクトメールが届いたりということで苦情がございました。そういうことで掲載を辞めた経緯がございました。しかし、本人の了解を得る分については、多分可能であろうということ为前提に、前向きに今後協議させていただきますとの回答でありました。しかし、現在まで一度の掲載も、また掲載できない理由についても回答をいただいております。

そこで、次の3点について答弁をお願いいたします。

まず1点目は、出生届けの際、本人への掲載の有無の確認をされてきたのか。

2点目、前向きに今後協議すると答弁されていましたが、前向きな協議がなされてきたのか。

3点目、これは町長にお答えいただきたいと思います。このことに対する町長のお考えについてお尋ねいたしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

まず私のほうから、窓口の届けの有無につきましては、担当課長のほうからまたこの後報告をしていただきますが、協議をされてきたのかということに対しましてお答えいたします。

先ほど議員おっしゃいましたように、お亡くなりになられた方の一覧につきましては、早速対応させていただきました。その後のおめでた、これは出産と結婚等も含むという話でございましたので、その後協議してまいりましたが、やはりこれは当初私のほうも前向きに了解を受ければできるでしょうというような、先ほど議員がおっしゃったような答弁を確かにしております。その後、部内で協議しました結果、個別の具体的な事例については差し控えますけれども、多種多様なデリケートな問題がございました。そういったことで、慎重に対応をしなくちゃならんということで、今、止まっているといいますか、その段階でございます。

じゃ、本人が希望すれば掲載しても構わんじゃないかということも一方では考えられます。ただこれは、例えば本人さんが掲載を構わないと、もし例えばおめでたのときですね、言われた場合に、掲載を希望した人はいいんですけど、掲載しなかった方に対して、周りの方がなぜ載ってないのかと、例えばですね、載ってないのか。一方では、なぜ載せられなかったのかというふうに、逆な面からまた、その例えばご本人さん、家族のことに對して憶測を生んでも、これはまずいだらうということで、今一番慎重になっているのが、先ほどお答えできないけれどもちょっとデリケートな問題ございますと言ったのがですね、そういった点でございます。その辺をはっきりクリアできた段階でないと、憶測でまた差別でありますとか、そういうのを生んでもなかなか難しい問題になりますので、前回と同じになりますけれども、やはりもう少し慎重にこの辺は、法的な分も含めてですね、クリアした段階で公表できるようには、なるべくそういった形にはなるように考えていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 窓口での確認につきましては、今のところ決定をしているという状況でございませんので、確認はいたしておりません。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、初盆を迎えられる世帯の一覧表について、初盆をお迎えになられるリストという形で昨年より配付をさせていただいております。いろいろ賛否両論ございますが、私としては議員と同じ考えでしたので、早速取り組まさせていただきました。

また、このおめでた出産等のお祝いの広報紙への掲載等々につきましても、基本的には賛成でございます。ということで、先ほど村上総務課長の答弁にありましたように、できる方向性で積み上げなさいということを示した。その中で、やはり総務課長の答弁にありましたように、個人情報等も含めまして、慎重に対応をさせていただきますということでございましたので、私もその内容を聞きました。確かに慎重に対応せざるを得ない部分もございます。これは、国といたしましても少子化対策として、子どもの数が減っている、子どもをどんどん増やすような対策を一方やっているわけでございます。しかしながら一方では、やはりいろんな各家庭、個人に事情がございまして、その相談に対する窓口をつくったりカウンセリングをしたりしている。すなわち、求めてもできない場合がある方々等々についての施策も打ちだしているわけでございます。私も個人的にカウンセリングをやっている方

にいろんなご相談をいたしました。やはり時期尚早という言葉ではございませんが、非常に慎重にデリケートな問題ですので取り組んでくださいと、取り組まれたほうが良いという答えもいただいております。最初に申し上げましたように、基本的にはこれは非常に喜ばしいことですので賛成でございます。今後も職員一同なりまして、課でしっかりとした議論を積み重ねていながら、法的な部分もクリアしてできる方向性で頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。個人情報の取り扱いについては慎重な対応が求められるのが当然のことです。しかし、6月のときも申しましたが、本町に嫁いだ人や子どもを産んだ人にとっては、地域で誕生を祝っていただきたい、また見守っていただきたいという思いもたくさんあるのではと思います。また、一般会計予算においても、出産祝い金等が創設されております。そういった観点からも、なるべく早い時期に開示していただくように、重ねてお願い申し上げます。

次に、地上デジタル放送に伴う諸問題について質問いたしました。この事業は、昨年の7月24日をもって、これまでのアナログ放送から地上デジタル放送化への完全移行をされたものでありますが、町民の一部に地上デジタル放送対応ができていないところが現在もございます。その地域には、救済措置としてデジタル放送を衛生電波で受信できるよう受信設備を無償で対応されていると聞いております。しかしながら、今なお熊本地方版の情報が受信できていないとも聞いております。それらの方々が現在どれくらいおいでなのか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 2番、後藤議員の質問にお答えいたします。

後藤議員から質問があったのは、たしか昨年の6月だったと思います。その後、地上デジタル放送に移行されたのが7月24日です。7月24日の時点におきまして、恒久的対策、つまりSMセーフティネットとかの対策しかできなかった世帯が25地区、約120世帯となっております。その時点では、その数だったんですけど、それから改善いたしまして、現時点において恒久対策の済みの世帯、つまり高性能のアンテナで施工した世帯が65世帯、約65世帯となっております。ですから、残りの55世帯についてが、まだ恒久的対策が済んでいない世帯というふう



になっております。この55世帯につきましても、約20世帯が受信点から各世帯までの距離が遠くてどうしても共聴施設でしか対応しきれない世帯となっております。残りの35世帯につきましては、総務省が直接実施しております高性能アンテナ対策で、かなり進んできておりますし、今後も逐次整備を行うということになっておりますので、ここ数箇月でその35世帯については解消するという事をNHKアイティックのほうから聞き及んでおります。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。このような状況を解消するため、平成24年度予算で再度予算計上がなされております。この工事が完了すれば、町内全域で地上デジタル放送が受信、すなわちすべての地区が地上デジタル化となるのか、再度お尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） お答えいたします。

2番議員が言われたように、本年度におきまして共聴施設への補助金としまして1,946万5,000円を計上いたしております。これにつきましては先ほど申し上げましたように、受信点から世帯までの距離が遠い世帯、遠い地区ですね、20世帯について参加をしております。具体的に申し上げますと、色見西部、新興住宅地の一番南阿蘇村寄りの地区が、その世帯が13世帯です。それともう一つ、矢津田地区、矢津田の釣橋の付近ですけど、そこが7世帯となっております。これにつきましては、どうしても受信点から遠いということで工事費が高くつくということで、23年度におきまして見合わせたわけですけど、今年度からですね、国の補助の方法が変わりまして、遠距離の受信点は300メートルまでは現在の3分の2の補助、国の3分の2の補助ですね。それと、300メートルを超える距離につきましては、全額補助となっております。ですから、つまり受信点から家庭までの距離が1キロあったとしますと、300メートルまでは同じく3分の2の補助しか出ませんが、残りの700メートルについては、全額国が見るということになっております。ですから、それでちょっとこちらで計算いたしましたところ、ほとんどの世帯がですね、基本料金というか、3万5,000円以内で済むということで、今年度は予算化を歳出1,900万円、歳入1,900万円ということで、全額国の補助で行えるということで町の持ち出しはないような計算をしているところです。これによりまして、24年度施工しますと、先ほどから申し上げております高性能アン

テナの世帯と共同受信の2地区の整備が終わりますと、24年度中にはですね、地上デジタル放送に伴う難視地区はすべて解消する見込みとなっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 本町の世帯を見ますと、高齢者一人暮らしや二人暮らしの家庭が多い本町の事情から、テレビへの依存度は極めて高いことは予想されます。今、説明をいただきましたので一安心しておりますが、1日も早くそのようになるように町挙げてですね、取り組んでいただきたいと、再度お願いいたします。

次に、職員の給料について質問をいたしました。この質問は、平成19年6月に実施されました行財政改革に伴う組織の改廃及び職の分類表を改正したための理由により、多くの職員が降任の分限処分を受けました。一例を挙げますと、以前総務課長をされていた職員が係長に降任されるなど、到底考えることのできない処分がありました。このことにより、職員間の均衡が失われ、職務意欲も低下している現状から、早急な改善を求め、一般質問を行ったところでございます。町長にはこの9カ月間、当時の処分の実態と現在の職員の給与体系十分に検証され、今議会に高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正を提案されたものと承知いたしております。この件につきましては、本議会初日、提案理由説明を受けたところでありますが、再度町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

給与に関する職員間の不均衡是正に対する私の考え、姿勢ということでございますが、姿勢は提案をいたしました。考えにつきましては、今回の人事に関する条例の制定及び一部改正をいくつか提案を、先ほど言ったようにしておりますが、これは全て高森町役場が組織としての機能を十分に発揮するために環境を整備して住民サービスの向上に、さらなる向上につなげたいとするものでございます。そのような中で、議員さんがおっしゃる不均衡、職員間の差があるとすれば、それこそ先ほど申し上げました事が機能しない、十分に発揮するために環境を整備するといいましたが、その機能を発揮しない原因になってしまいますので、十分検討した上で対応したいなというふうに思っております。またその中でも、特に職務分類表の改正につきましては、ご承知のように私の行政経験が浅いわけございまして、例えば職員さんからいろいろ言われてされたのではないかと、いろんな、これは噂のたぐいですが、ご心配される向きもあります。しかしながら、やはりし

っかりとこの分に関しましては時間がございましたので、私なりにお教えを被り、また自分なりの考えで現在に至っているわけであります。私は、平成19年に実施された機構改革という名の下に伴う一連の改正がすべて間違いではなかったとは思っておりません。やはりあまりにも急激的なものがあった。そのことがいろいろな差を生む、そのことによって住民サービスを提供する基本となるこの行政機関の機能が低下したのではないかというふうに思っております。平成18年の給与改造の改革によって、多くの職員の方が昇級する見込みがない上に、4級は課長補佐、3級は係長というふうに限定してしまえば、やはりそのポストの数というのは限られてくるわけでございます。すなわち、能力があってもポストが空かない、昇級できない。頑張った、すなわちそれはやはり頑張って勉強した形であります、ポストというのは。それがやはり表現、職員さんにとって体感することができなければ、私であれば、やっぱり頑張ろうという気にはなかなかならないと自分自身であれば思います。また、普通の考え方でもそうではないかというふうに私は思っております。現にこの改革を断行されました前藤本町長自身が制度に無理があるということをおられたと思います。それはなぜかと申しますと、その後、一度はなくしていた審議員という職及び主査の、これは4級までの格付けを復活されております。私は、このことを今回の改正で整理したものであるというふうに思っております。一度元の形に戻るということになるとは思いますが、やはり原点に戻った上で改めるべきことがあれば、議会の議員の大先輩多数いらっしゃると思いますので、ぜひとも一緒に議論をした上で、計画的に進めていきたいというふうに思っているのが現状、きょう現在の私の考えでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。この問題に関しましては、議会といたしましても提案された内容を慎重に審議し、明日の本会議で可否を決することとなりますが、長く続いた職員間のわだかまりが一扫され、お互いが協力して職務に専念されることを強く望みます。よろしく申し上げます。

次に、9月定例会で町税等の滞納状況について質問いたしました。併せて、徴収班の新設とその徴収班は課長補佐にお願いしたい旨提案を行ったところであります。当時町長は非常にコンパクトでわかりやすく、理にかなっている提案ではないかというふうに感じました。また、来年新たな組織を再編すると答弁されました。今議会に高森町課設置条例の全部改正を提案されました。私自身、期待を持って提案

内容を確認いたしました。徴収班新設の記載がありませんでした。そこで、今回の再編で徴収班を置く考えはなかったのか。さらに、地方税と違い、その使途が明記されている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、水道料等々の滞納が年々膨らんできていることをどう感じておられ、今後どう対応されるおつもりなのか、お考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問に自席からお答えさせていただきます。

9月の定例会で徴収班の新設等々について一般質問をされた内容であるというふうに思っております。当時、私が答えたことは、先ほど議員さんが言われたとおりでございます。この答えをまず結論から申しますと、今回新しい課設置条例には、この徴収班の課、係、設置条例の徴収班の新設は記載されておられません。またその理由を申し上げますが、まずは定例会でお答えをした後に、これは滞納整理に伴う各種事務の取り扱いについてということの指示事項を関係課長にまず通知をいたしました。その主な内容につきましては、担当課長からの説明をさせますが、まずはそういう中で一つ、徴収班の設置、これは部内検討委員会をその一般質問の後、平成23年10月6日から約8回実施をいたしております。その中で徴収係の設置も非常に何度も検討をしたところでございます。しかしながら、やはりこの設置に関しては十分な準備期間等とともに、議論というのはその中でかなりやったと思っておりますが、またいろいろな逆にアドバイスを外部の方からいただいた上で、もう一度考え直しましょうという結果に至ったと思っております。またそれと同時に、私は平成23年の12月8日に、今度は仮称ですが、高森町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の制定に伴う庁内プロジェクトの設置を指示いたしております。これは、税負担と受益の公平性を確保するために、税務課長であります色見税務課長に表記条例の制定の指示をいたしました。また、この条例に関しましては、全庁的に適用するものだというふうに思っておりますので、検討段階において座長を色見課長にさせていただきまして、これから現時点で議論を積み上げている最中でございます。併せまして、ご報告させていただきます。

また、先ほど最初の徴収班の新設についてのその8回の内容等、もしくは現状に至る詳細の部分に関しましては、担当の色見税務課長のほうから報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 2番議員さんの質問についてお答えいたします。

先ほど町長のほうから2つの指示事項がありました。後藤議員の9月定例議会で徴収班の設置ということで質問を受けております。それに伴いまして、昨年12月14日に町長から電子メールでございますけれども、滞納整理に伴う各種事務の取り扱いについての指示事項をいただいたところでございます。これは関係課長に通知が行っているところでございます。主な内容といたしましてですね、職員相互で要望を共有するためにですね、滞納整理に関する復命書の作成、それから課長補佐による滞納整理に関する事務処理のバックアップ等の実施でありました。それに基きまして、課内においてですね、税務課なり住民福祉課もそうだと思いますけれども、毎月全体会の会議をいたしまして、その内容を町長に報告するものでありました。その後ですね、その後の取り組みでございますけれども、問題事項の早期解決、それから事務の再確認などを各課で実施いたしまして、その内容を1カ月から2カ月単位でですね、現在、収納状況や現在の進捗状況の報告を町長のほうにしているところでございます。

それからもう1点でございますけれども、これも私が今、町長から言われましたように座長をしてくれということでございます。町税等の滞納に関する制限措置です。これはですね、先ほど町長が言いましたように仮称で、その条例をつくる予定でありますけれども、これは課長補佐以上で協議をしてですね、意見をまとめるようにという指示をいただいているところでございます。これは行政サービス等の制限でございますので、慎重に時間を掛けて意見を取りまとめて町長のほうに報告したいというふうに思っておるところでございます。町長の考えといたしましてはですね、今の職員の構成が年代間のギャップがあります。後藤議員ご存じだと思いますけれども、将来のことを考えてですね、今の課長補佐以上でしっかり仕事をしてくださいということで私たちにそういうのがあるんじゃないかというふうに思っているところでございます。その内容でございますけれども、町税等の滞納を放置しておくことが滞納の義務を果たしておられる町民の皆さんとの公平性を妨げると捉えておりますので、残りにつきましては著しく誠実性を欠く滞納者の方に対して、滞納を防止するための制限措置を実施して、徴収に対する町民の皆様の信頼解決をするのが目的だというふうに私も思っているところでございます。

徴収班の設置の件でございますけれども、これは私はちょっと検討委員会の中に入っておりませんが、課と係の見直しの中で、先ほど町長が言われましたように、23年の10月6日から8回ほどあっているということでございます。その中で、いろいろ設置がいいとか、悪いというのは聞いておりますけれども、今後で

すね、そういうのも今ありましたように、そういうもの含めてですね、ある程度整理をした段階で徴収班の設置ですか、アドバイスを皆さんからいただいて、設置、新しい体制づくりをしてもいいかなというふうに思っているところでございます。

それから、最後ちょっと説明いたしますけれども、9月の議会でもですね、報告したと思いますけれども、県の状況といたしまして、45団体がありますけれども、37団体が今、徴収係を設置しているところであります。そのうちに5団体が税及び徴収を行っていると同前の9月のときに報告いたしました、関係法の違いですね、税については国税徴収法とかいろいろあります。料については違いますので、その関係法の違いやらですね、実力執行権ですね、税務については裁判所と同時に私たちは差し押さえとかいろいろできますけれども、料については何もできません、職員では。ほとんどですね、新聞等でご存知だと思いますけれども、するのは裁判所なんですね。だから、そういうものを徴収方法が異なるためにですね、5つありました自治体につきましては、すべて現在のところ、料を行わずに税だけの徴収をしているというのが現状でございますので、それも併せて報告させていただきます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほどの議員のご質問の中で、徴収班の設置についてということの中で、検討委員会8回行われております。これは、総務課のほうで所管となって実施してきてまいっております。課長補佐のほうでその座長ということで取りまとめをしておりますので、その詳細についてたゞいまから報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） たゞいまの組織検討委員会の内容について、若干ご報告をいたします。

先ほどから話がありますように、8回検討委員会を重ねてまいりましたが、私は委員会を引っ張るという形ではなくて、話をまとめるという立場で参加をしておりました。この中で、税務課につきましては現在の税務係と固定資産係を改変いたしまして税務係と徴収係というふうに構成してはどうかという意見がありまして、そういうふうにまとめて最終的には報告をいたしましたところ。この徴収係の主な目的というのは、すべての税や料を徴収するというばかりが目的ではございませんで、税も料もなかなか滞納がある家庭であったり、個人であったりいたしますけれども、やはりどちらが先に税を先に払っていただくか、料を先に払っていただくかという

問題は、これはどちらが先かという問題ではございませんで、その同一の世帯、同一の個人については、何か同じ情報があったり、原因があったりするものですから、そういう情報を取りまとめるキーとなる係というふうに捉えて徴収係というのを設定してはどうかというのが大きな目的でございました。しかし、先ほど町長から税務課長のほうには2点ほど指示事項がございまして、これが庁内の検討がまだ熟成していないということで、今回の組織の見直しの中には盛り込まれなかったというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。私は今回の課設置条例の全部改正に載っていないものですから、全くそういう検討がされていないのかなと感じておりましたけれども、今お話を聞きましたところ、何回も掛けて十分検討されていると。ただ今回の提出議案には間に合わなかったということで、今後十分また議論をしてしかるべきときに設置を考えるというお話でございました。9月のときもお聞きしましたけれども、一番古い滞納者では、平成3年度、今から言いますと20年以上になるというふうに聞いております。また、一家族の滞納額も数百万円に上る方もいらっしゃるということもお聞きしております。先ほど税務課長が言われましたように、税のほうであれば法的な措置も早急にできるかと思えますけれども、料に関してはなかなかそういうふうにもいかない。職員においても取りにいてもそういう古い滞納額がある中で、今から発生する料のことを考えると、どれから払っていかかわからない、一層払わないでおこうかなという方も中にはいらっしゃると思います。そういった意味で、昨年9月、そういった徴収班の新設を考えたらという提案をさせていただいたところでございます。特に職員におかれましては、日々住民と接することの多い窓口を担当されている職員は、自分の仕事を覚えるのに加え、特捜業務や現場対応に追われ、聞くところによりますと時間外で残務処理をこなしている者も多いと聞いております。中には、土曜日、日曜日の休日に出勤をしている職員もいると聞いております。まして先ほどお話にありましたように、不納欠損処分や差し押さえ事務となりますと、相当な知識や経験等が必要となります。現在の2、3年で異動される新人さんや日々窓口事務に追われている職員さんには、徴収事務を同時にこなすことは相当無理があるのではと、改めてまた思ったところでもあります。今回は徴収班の設置ができませんでしたが、長期滞納者への法的対処を考慮され、今後もさらなる徴収の強化、合理的な徴収体制の構築と、なお一層

の自主財源の確保に努めていただきますよう改めてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

最後の質問となりますが、12月定例会で行政区と別荘地について質問いたしました。この質問では、行政区に未加入者がたくさんいることや別荘地にお住まいの方々が急増する中、行政区組織がされておらず、緊急時の対応を含め、町の必要な情報が得られない状況であります。そこで、過密状態の行政区、現在の旭通、昭和、下町地区及び、今申しました別荘地等を含めた全体的な見直しを行ってはどうかと質問を行ったところであります。特に別荘地に対する町長のお考えをお尋ねいたしましたところ、町長は別荘地の方々に対し、私は本町に住民登録がある以上は、区別もしてはならないし、区別自体もない。さらに、今までできなかったことではございますが、私の与えられた任期中に少しでも解決できるように、まず第一歩を踏み出していきたいと答弁されております。また、別荘地に関しましては、できれば自主的な組織化を促進することをお願いしたい。それが第一条件であります。それはなぜかと申しますと、行政がやはり強制的にやる部分ではない。やはり、自主意識という部分の兼ね合いもありますので、そこらは慎重に進んでいきたいというふうに思っておりますとも答弁されております。その後、議会が発行する絆をお読みになった別荘地の方々から何軒か電話連絡をいただき、ある自主組織の代表者と話をする機会を得ました。その方の話では町長の考えとは逆で、前向きに組織化の話をも町としたい。また、私の組織内において、以前、ぼや騒ぎがあった。こんなとき、個別受信機や防火水槽等があれば助かるのだが。用地は私たちが用意するので、どのようにすればいいのか等の話をいただきました。このような心配ごとをお持ちの住民の方もおいでであります。そこで最後の質問となりますが、町長の言われる第一歩をいつ踏み出される考えなのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

これは、今、丁寧でわかりやすい説明をしていただきましたので、簡潔に申し上げますと、第一歩をいつから踏み出すのかということであるというふうに思っております。議員さんが一般質問をされた後に、私も議員さんと同じ情報を得ております。まず、組織化したいという方がいらっしゃる。しかしながら逆に、例えばこの役場においでになられた方や、もしくは個人的に何度もお会いいたしましてどうですかということを柔らかい表現で聞きますと、私たちはそういう地域の中での活動



とかをやらなくていいために、自分のライフスタイルで高森町を選んだんだと、堂々と言われる方も逆にいらっしゃるということも事実でございます。私は、一緒に温泉に行ったり、お酒を飲んだり、食事をしたりしてですね、いろんな話もしました。そういう中で、私はこれはピンチはチャンスでいいことだなと思ったことが1点だけあったことをご報告させていただきます。すなわち、それは第一歩をもう進み出していることではないかということでもあると思います。それは何かと申しますと、やはり別荘地の皆さんは光ファイバーの整備については非常に皆さん意見が統一されております。そして、逆に申し上げますと、あまり感じてない方より光ファイバーの有効性を感じられている方のほうが多かったというのが率直な感想でございます。すなわち今回設計委託料を平成24年で予算計上いたしておりますが、やはりこういうライフスタイル自体が違う、目的が違って別荘地に来られている方が多数いらっしゃるので、一つにまとめるためには、やはりその方たちが共有できる、要は同じ自分たちの利益になる、わかりやすく言いますと、それはやはり行政が施策をする上でその人たちの利便性が全員向上される。すなわち共有の価値観をその地域の方が持たれたときに、おのずとコミュニティ、おつきあいが形成されるのではないかというふうに私は思っております。また、一般質問の内容にも出ておりましたが、要は防災無線等についてもですね、今後平成26年、7年だったと思いますが、26年末ですか、これは今はアナログで周波数が違って、受信機をここに地区別にと、いろんな問題が防災無線あります。例えば山東部におかれましては、防災無線を使っているいろんなお知らせをしていただきたいという意見もいろいろございますが、実はこの防災無線がデジタル化されます。デジタル化されるということは、全員に同じ情報がテレビ、公共を通じて流れますので、もう今までのような防災無線の経費がものすごくかかったりということが少なくなるわけでございます。その意味からもですね、やはり地域に、別荘地に特に住まわれている方は、そういう地域に属してないために災害があったとき、いろんなときに関して不備を感じられている方もいらっしゃる。また、その不備を今のところ認識されていない方もいらっしゃるので、僕はこれはピンチはチャンスで、非常にこの光ファイバー整備の手掛けたりするときに、一つのまとまる話が皆さんプラスになることですので、できるのではないかというふうに、住民の方と直接話した上で率直に感じたわけでございます。また、これはご報告になりますが、本日3月15日からNTTドコモと協議いたしまして、エリアメールを開始いたしております。これは災害情報でございますので、これはすべての方に行き届くというふうに思っております。

以上、報告と私の考えを述べさせていただきました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） この別荘地問題につきましては、歴代の町長の下でも取り組まれてきたことで、きょう明日に解決できる問題ではないと思いますが、すべての町民が同じ情報を共有できるよう、そして今、町長のほうからお話がありましたが、本町のまちづくりに町民あげて取り組むことのできる体制づくりの確立を強く望みます。

本日は、昨年私が一般質問いたしました事案について、その対応、改善状況ということで質問させていただきました。町長にはすべての質問に対し真摯に受け止めていただき、改善できることには積極的に、問題、検討が必要な部分については再協議を行うなど前向きに取り組んでいただきました。今後も町民の安心・安全なまちづくりのため、その指導力を十分に発揮していただきますようお願いいたします。私自身初心に返って、私の政治理念でありますあなたの声をまちづくりへを推進するため、機会あるごとに町民の皆様の声を、そして私自身が疑問に感じていることについて質問していきたいと考えております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。2時35分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、こんにちは。1番 宇藤康博です。本日、最後の一般質問となりますので、最後までよろしく願いいたします。

先だって高森中学校の卒業式に久しぶりに参加をいたしまして、母校の校歌を歌い、改めまして本町の教育こそが人材づくりにつながり、町をつくっていくのではないかと思いを新たにしました。今回の一般質問ですが、新高森町教育プランの詳細

細と高森温泉館の将来ということで質問させていただきます。

まず最初に、委員会でも佐藤教育長に詳しく新教育プランの説明をいただき、夢が湧いてきましたが、草村町長の言われる自治体を活性化させるためには人づくりが最も重要であるということで、大きなタイトルとして新高森町教育プランの詳細について、そしてその中で2つの質問をさせていただきます。

まず一つ目は、佐藤教育長に草村町長の政策との整合性について具体的に教えていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 皆さん、こんにちは。1番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、詳細にということでこの答弁の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。高森町新教育プランとして、コミュニティスクールをプランとした小中一貫教育、その柱として早期英語教育の導入ということを打ち出しております。このことは、我が国の教育の現状、それから草村町長の政策、それを踏まえて私が教育長就任の折りに申し上げましたローカルオプチマン、その町、学校にとって最もふさわしい教育、中央教育審議会答申の言葉なんですけれども、それを受けて、高森町の教育の最適化ということを目指すものであります。我が国の教育の現状として、私は就任する折りに2つのことを考えました。一つは、市町村の教育格差が広がる時代であって、教育神話が崩れてきたということであります。昭和60年、私は草部南部小学校に勤務しておりました。文部科学省の長期の海外研修の一員として1カ月間、西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカを視察してまいりました。アメリカでは、テキサス州のダラス、左に300キロ離れた石油の町、ロングビュー市というところに滞在したわけでありますが、それは大変な歓迎をいただきました。さすがアメリカは友好国だなど思うのと同時に、もう一つ、私どもがアメリカの教育事情を視察する以上に、アメリカ側から日本の教育についての質問が相次ぎました。実は、その当時のレーガン大統領が年度当初のあいさつの中で、日本の教育を見習えという演説が行われたということでもございました。その大きな意味合いは、日本の教育水準は高い。そして、日本、どこに行っても同じ水準の教育が行われるということでもございました。月日が経ち、小泉政権の時代に、日本は地方分権、それから規制緩和の波が大きく立ちまして、立ちましてというのはよくありませんが、そういう波になりまして、これは教育分野におきましても市町村教育委員会の権限が強化になりまして、また教育に関する規制緩和も進んできたわけでもございます。

今や教育に力を入れる市町村とそうでない市町村の格差が広がる時代になってきた。いわゆる、日本はどこに行っても教育が同じという、そういう教育神話は崩れたという前提に立っております。2点目でございますが、今が教育改革を仕掛ける絶好のときというふうに考えております。学習指導要領が10年ごとに改正されますが、小学校が本年度から、中学校が来年度から、高校はその次ですが、順次本格実施いたします。教育は百年の体系という言葉がありまして、私も使ってまいりましたが、教育は国にとって基幹である、大事であるということはだれしも同じ思いですが、私は最近、どうもこの言葉の中にですね、教育は百年の体系というところの甘えがあるんじゃないかと、そういう感じを持ってきております。教育はすぐには結果は出ないという、その甘えにつながっているのではないかということを感じてまいっております。教育が百年の体系であるならば、この教育改革の時代、喧嘩の激しい時代、踏みだしの少しのずれが百年の中では大きなずれになってくる。今、この踏みだしをしっかりとしていかないと、この1年1年の積み重ねがないと、つまりその入口、今が問われていると、こういう認識でございます。草村町長の政策につきまして、私も町長に就任する折りに政策集を見せていただきました。新しいまちづくり、まちづくりは人づくり、教育に重点を充てるというその政策集を見ました折りに、私は直感的に高森の教育は、これは大きく前進するチャンスだというふうに感じました。市町村におきまして、格差が広がる時代、そして改革を仕掛ける、今絶好のときだと私も思っております、町の姿勢では何も変わらない、そして遅れを取ってしまう時代、時代を読み、今こそ仕掛けるときであるというふうに私は政策集を見ながらそういうふうに思いました。草村町長の中央を含めた人脈の広がり、フットワーク、決断力、実行力、スピード感、これは新しい高森町を築くリーダーであり、高森は変わるのじゃないかなということも政策集を見せて、また町長と直にお話をさせていただきまして感じました。町長がよくおっしゃる言葉に、民間感覚、民間の手法ということを使われますが、今、若い職員を中心に人材育成に力を入れておられます。今後、この行政感覚、民間感覚が相まって、新しい高森町が動き出すのではないかなということも私は期待をしているところでございます。

さて、教育委員会は制度として今大阪を中心に話題になってきていますが、レマンコントロールと言われております。委員会制度でございますが、しかし教育委員会の施策をするためには、人、物、金が必要でございます。この人、物、金を預かるのは首長さんでございます、いわゆるこの新教育プランを考えた折りに、この草村町長の当初のごあいさつの中で、新規事業ということでお話をされました。

まさにこの高森町の新教育プランは町長の政策そのものというふうに私は捉えております。教育委員会では、委員長、それから委員さん方といろいろ協議をしておりますが、風をつかめ、風に乗れ、中途半端じゃなくて、やるなら徹底的にやれと、委員長、それから委員さん方から叱咤激励を今受けているところでございます。今回、当初予算の柱はICTの環境整備ということをお願いしておりますが、これはまさに町長がおっしゃっておりますアナログからデジタル化へという町長の政策そのものでございまして、実は平成21年度の麻生内閣の最後のときに、大型補正予算が組まれまして、スクールニューディール構想というんですけれども、それで全国の小中学校に1台ずつ電子黒板が配置されたという経緯がございます。昨年4月、文部科学省は教育の情報化ビジョンというものを出して、21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指すということで大きく学びの場における情報通信技術の活用と、それから公務の情報化ということを打ち出しております。高森がいち早くそこに飛びつくことが今回できるのではないかという期待を持っています。教育のデジタル化は、今後ますます進展するものであると考えられまして、学びのイノベーション、学びの刷新ですけれども、情報活用能力の育成、教育の効率化という面から、これから大きく期待されるところでございまして、今後の高森の教育の基盤になると思います。しかし、このICTは教育の目的ではありません。教育の目的は、あくまでも子どもたちに確かな学力、それから豊かな心を培うというところでございます。この新教育プランの重点施策は、そういった意味からコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育、そしてその柱として早期英語教育の導入というところを打ち出しているところでございますが、コミュニティスクールということは、まだまだなじみのない言葉だと思いますので少し説明をさせていただきますが、現在、文部科学省、県の教育委員会もこのコミュニティスクールを大変推進しておりまして、これは新しい学校のスタイルとして保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校の運営に参加する学校運営協議会を設置する学校のことをコミュニティスクールと言っております。平成16年に国のほうで制度化されて、現在全国で789校がこの指定を受けております。昨年の3月11日に東日本大震災という未曾有の大震災が起こりまして、地域における学校の存在域ということが今大変見直されてきております。そういった中で、今回文部科学省が昨年7月に地域とともにある学校づくりということを大きく打ち出してきております。この中で、今後すべての学校が小中学校の連携接続に留意しながら、地域の人々と目標、子ども像を共有し、地域の人々と一体になって子どもたちを育てていく地域とともにあ

る学校を推進していくべきであると打ち出しまして、その推進目標として、第1番目に、今後5年間でこのコミュニティスクールを全国の公立小中学校の1割3,000校に拡大するという方針を打ち出しまして。そして、推進目標の3番目に、中学校区を運営単位として、小中学校の連携・接続に留意した運営体系を拡大するという方針を大きく打ち出して、今教育が大きく、このことで動き出してきております。教育委員会では、このことにつきましてもいろいろ議論をいたしまして、いち早く文部科学省とこのやりとりを行いました。先ほど町長がおっしゃいました玉を詰めるということをございまして、平成24年度のコミュニティスクール委託事業に手を挙げたところをございしますが、一昨日、事業内定通知を文部科学省から受けまして、4月1日より高森中学校に1名、高森東中学校に1名、計2名の加配職員、職員をプラスして配置するということが決定をいたしました。今回、内定を受けた市町村は全国で71市町村に上りまして、熊本県も9の市町村が内定を受けております。宇土市、玉名市、荒尾市、山鹿市、大津町、高森町、水俣市、山江村、津奈木町です。1月申請でしたので、よそも玉を積むのが早いと私はその文科省からのメールを見ながら思ったところをございしますが、今後2年間のこの委託事業を活用してコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育を行使してまいりたいと考えています。

次に、その柱としての早期英語教育をございしますが、文部科学省の教育課程特例校という制度をございまして、この特例校の認可を受けて小学校の1年生から小中9カ年間の高森町の英語教育の充実に取り組んでまいります。教育課程特例校という制度は、文部科学大臣が学校を指定して、学習指導要領というのが全部決めておりますけれども、この学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認めている制度をございまして、もともとは小泉内閣の折りに教育特区としてスタートしたわけをございしますが、特区は規制緩和措置をございまして、全国からこの特区申請が相次ぎまして、もう規制緩和は終了したということで、文部科学省に施策として戻され、今、教育課程特例校という制度をございします。現在、全国で180県2,511の学校が指定されております。しかし、その中心は小学校の低学年、中学年からの英語教育であります。小学校低学年、中学年は英語教育は学習指導でできませんのでそれをするというございまして、これは全国で131件1,447校が取り組んでおります。これは、これからものすごくまた増えてくるのではないかなと私は思っていますが、現在、文部科学省と協議をしておりまして、8月が申請をございしますので、その準備をしているところをございします。今後、平成

24年が準備期間、25年からは本格実施という段取りで今進めているところでございます。

それに伴い、高森町の英語教育を全面的に支援したいという法人等も今は申し出等もいただいておりますので、今後学校現場と含めて協議してまいりたいと考えているところでございます。教育にはそういった不易と流行というのがございまして、そういった流行の部分とともに不易の部分忘れていくわけにはいきませんので、今回ふるさと教育ということで予算等にもお願いしておりますが、これは草村町長が政策集の中で出されているふるさと高森、そして歴史文化を大切にするというその町長の施策につながるものであります。

今後、教育現場、高森町教育研究会という校長を中心とした全職員の組織がありますので、今そこでこれをどう具体化するかということを検討しております。4月からはそれぞれの項目に基づいて部会をつくり推進していこうということで進めているところでございます。高森町の教育の体系化、就学前、それから高森高校との連携、地域との連携、そういったものを取り込みながら、高森で教育を受けてよかったと実感できる教育、そのためにこの新教育プラを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。ありがとうございました。まさに新しい高森町へのスローガンどおりに、町長の政策の目玉であるような新高森町教育プランと思います。単に私個人もこれから始まる高森の教育の前進にわくわく感を感じしております。できる限り多くの住民の方に、佐藤教育長の考え方を知っていただきたいと思っております。

続いて、私も昨年12月議会で質問しましたが、草村町長が選挙中からずっと言われてきた最悪の選択である光ファイバー整備により、新高森教育プラン振興における弊害、そしてその対応策をどのようにお考えか。佐藤教育長か教育委員会に答弁お願いたします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 自席から失礼いたします。総務省のフューチャースクール推進事業というのがございまして、現在、日本のICT教育の最先端を行っている、また研究しているところでございまして、全国で20校がこの委託事業を受けております。九州では、佐賀県の西与賀小学校というのが受けておりまして、唯一ですね、高森町は教育委員会、学校現場11名、その視察にもこの前まいったところで

ございますが、このフューチャースクールが、いわゆる実証する、構築するICT環境としては、これからの方向としてですね、大きく3点が上げられております。1点は、全普通教室に電子黒板の配置、これは今回当初予算でお願いしているところでございますが、2点目が構内外で通信を行うことが可能な無線LANの環境の構築、3点目が全生徒、全教員に1人1台のパブレットPCの配備ということを出して研究が進められております。今お尋ねの光ファイバー不整備のために考えられる障害ということを見ますと、3つある中の下2つになります。校内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境の構築、それから先生と全教員に1人1台のパブレットPCの配備というところを完全にこれから推進していくためには、光ファイバーが不備であると、それが障害になるということございまして、具体的に申し上げますと、無線LANの校内の無線LANにつきましては、もう今回の24年度から高森では教育に登用していきませんが、郊外等の通信におきましては大きな容量がかかります動画のやりとり、それから学校間で会議をしたり、そういった容量を使うやりとりとか、それから学校によっては海外の姉妹校とのやりとりをしているところ等もございますが、そういった海外との通信、それからクラス全員で一斉にパブレットPCなどでインターネットで調べものをしようとした場合には、これは光が入ってないと今のところできません。そしてさらに、現在教育のあり方としては、デジタル教科書やデジタル教材をインターネットを経由してダウンロードをしたり、クラウド形式、クラウドというのはサーバーを自分のところに置くんじゃなくてインターネットの向こうに置くという制度なんですけれども、クラウド形式でそのデジタル教科書やデジタル教材を活用することが、今、検討されており、一部利用が始まっております。こういった形は現状では難しいということございまして、高森がこれからICTチームを先進校として今後進めていくためには、ぜひとも光ファイバーが必要になってくるということございまして、教育プランの推進のためにもですね、ぜひその整備を強く、このような議場の場でいいかどうかわかりませんが、お願いをしたいというところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。教育でもすごいスピードでデジタル化、すなわち市町村での教育の格差があつという間に進むような気配です。そのためには、教育改革を強い心を持って取り組まなければならないと感じたわけですが、草村町長も何度も提言しておりますが、光ファイバー整備は設計から整備が完了す



るまでに3、4年かかるわけです。今からやっても平成21年に国の90%以上の補助をもらって取り組んでいるほかの市町村とは相当な差が生まれます。ぜひ、いろんなことを言われたり、批判されたりすることもあるかと思いますが、取り組みに強い心を持っていただきたいと思います。町長、その点についてはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

先ほどより議員の皆様におかれましては、もちろん委員会等のご理解もあるとは思いますが、また今日は傍聴者の方も多数お見えになられております。私の施策との整合性、すなわち新高森町教育プランの概要等を佐藤教育長のほうから明確に、わかりやすくご説明があったと思います。しかし、やはり1番議員がおっしゃいますように、この新高森町教育プランを進めるにあたっての弊害とするならば、やはり環境の整備、やはり1番議員がおっしゃるように環境の整備の差によって、教育の差が生まれる、これは差を生ませないといけないというふうに私は強く感じております。すなわち、何度も申し上げますように、やはりいろんな財源が必要でございますが、事業をするにあたり、やはり優先順位をしっかりと決めて、目標を定めてやっていかなければいけない。その優先順位の上位、すなわちこれはもう絶対やらなければいけないことのひとつが、やはり光ファイバーの整備ではなからうかというふうに思っております。今日は、一般質問の中でいろんな大先輩の議員の皆様からアドバイスもいただきました。財政調整基金の使い方、このことに関しましても、なるほどだと私自身も、また教をこうむったわけでございます。その中で、財源は限りがございますので、しっかりと光ファイバーの整備について、一步でも進むように取り組んでいかなければいけない、すなわち、専用のそのような基金の設定等も、設置等も考えなければいけないというふうに思っております。

また、先ほど佐藤教育長の答弁にございましたが、光ファイバーの整備がないということで、なかなか、例えば私も1番議員と同様に佐藤先生の新高森町教育プランにはわくわくする感覚を覚えております。例えば、高森町寺子屋みたいな塾がない過疎地帯、地域でも、このリアルタイムの動画を使えば、例えば東京の有名な学校の塾の先生や熊本市内の塾の先生を高森町の子どもが学校の授業とは別に受けることができる。そういうことも、すべて光ファイバーがなければできないということでございます。

また、先ほど防災無線のほうで今、子どもからのお願いがございましたが、最近

は不審者による子どもへのこの、被害は出ておりませんが、やはり非常にご家庭でも心配なられることもちらほら高森町でも出てきております。そういう中でも、やはり私たちは、うちもそうでございますが、若い世代は共働きが基本でございます。そういう中で、子どもが帰ってきたときに親の携帯電話のメールにメールが転送される、ボタン一つで子どもが帰ってきたことがわかる。また、お年寄りの皆様が、高齢者の皆様が元気にその日活動されていることも、これは光ファイバー整備があれば、その家族の方に瞬時に連絡がいくシステムが構築できるわけでございます。現に阿蘇市と産山村、今後熊本は美里町をはじめとして、平成21年に手を挙げているところの自治体は、今年からそのサービスがスタートする自治体が多数あるわけでございます。そういうことも踏まえまして取り組まなければいけない。また、教育委員会、教育への質問でございますが、対応策といたしましては、不備による対応策といたしましては、私が個人的に考えますのは、やはりスマートフォンの活用、携帯電話の活用、パソコンともう一個別のタブレットではなくて、携帯電話とタブレットという活用方法もございます。しかしながら、これには高度な専門知識や、やはりその必要性をしっかりと議論しなければいけない部分もございますが、今後また佐藤教育長と協議をいたしまして、私からもできる限りの案を提案いたしまして取り組んでいきたい。そして、この光ファイバーが現時点では不整備ということで、子どもに対しての格差が生まれないように努力を積み重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 答弁ありがとうございました。ぜひ、さらなるスピードアップしての取り組みを希望したいと思います。

続きまして、住民間でもよく耳にする相当な赤字経営で、相当な税金を投入していると噂が絶えない高森温泉館について質問します。冒頭の追加提案で説明もありましたが、大きいタイトルとして、高森温泉館の将来について再度お聞きします。

1つ目は今後の営業についての決定事項をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から質問いたします。

高森温泉館の将来、大きいタイトルが、サブタイトルが今後の営業についての決定事項ということでございます。冒頭の追加提案にて高森温泉に関する経費の補正

計上をお願いしたところでございます。また、提案説明の中でも述べましたが、重複いたしますが、今年3月に指定管理が終了するというので、高森温泉館につきましては指定管理者を公募いたしました。2つの会社から応募があり、2月21日に高森町指定管理候補者選考審査会という専門の審査会を開催していただき、候補者を選考し、2月28日に審査会会長より、私にその結果をご報告していただいたわけでございます。その結果に基づき、決まった候補者に対してと面談、すなわちヒアリングを実施いたしました。しかし、その席上で、またその業者が提案した元々の企画書の中でも要望という形で書かれておりましたが、これまでの指定管理業者、すなわち今経営されている業者とは運営方法が非常にこれは異なりました。まず、中での飲食店の設置、すなわち食べる場所をつくりたい、つくると、これはそちらの会社が自分で、自費でされるということ。それと、取引先の業者、すなわちジュースを入れたり、何か物を入れたり、食べ物は入れてなかったと思いますが、おみやげを入れる業者に対しては、いったんなしにさせていただいて、新たに自分たちで選考したいと。これは原油、要は燃料ですね、燃料についても同じであるということをご説明を受け、その要望書の中に、その運営に関する同意の協定書や確約書の締結を役場、行政が主体となって地元との間に入っていたきたいということでしたが、これは町といたしましては、あくまでも民間の業者さん同士ですので、これを代行するわけにはいかないし、まず好ましくないというふうに私は考えました。それは、すなわち元々の高森温泉館のこれが開設いたしましたときの、要は住民の健康増進、福祉目的も十分あるということでの施設でございます。その中で、この20年近い歴史の中です、やはりいろんな業者さんが入っている、地元の業者さんが入っている、ほかのところは入らず地元を優先してどんどん入れていたということは、これはすなわち高森町の住民の皆様の既得権であるというふうに私は考えました。やはりこれは住民の皆様の既得権ということは、一刀両断するわけにはいきませんし、またするべきでもございません。それが第1点。それと、結論から申しますと、町の直営では運営するということにしました理由というのが先ほど述べたことが1点と、2点目直営、町が運営するのは10年ぐらい前まではやっておりました。確かにそのときも膨大な赤字があったわけですが、10年前と今では経済状態も違いますし、世の中も変わってきています。そのような中で、町は直営でやっておりません。10年前直営でやったときは大赤字だった。しかし、今もし町が直営で営業をやった場合に、果たして同じぐらいの赤字が出るのかという検証もなされておりません。また、現在指定管理なされている、選定され

ている業者さんが、先ほど1番議員さんが言われたように、住民の皆さんの間で赤字があるとか噂でございますが、それも現実でございます。その経営スタイルが間違っていたのか、正しかったのかということも、1回は町が自らが直営で経営をしてみ、そして結果をちゃんと住民の人に公開するべきだという考えの下、直営という決断をさせていただきました。自らがやはり経営をして、しっかり取り組んだ上で、今の時代に合わない、この部分は、例えば入館料は、これでは入館料はちょっと採算が取れません。この値段では無理です。例えば、これも無理ですと。民間の、徹底した民間の手法を入れることによって赤字体質がなくなり黒字体質への転換が図られるということも、やはり自らが直営でやってみなければ説得材料にはならない。また新たに民間の指定管理者を入れる根拠としては、説得力がないのではないかという理由で直営になったわけでございます。直営のやり方につきましては、現在積み上げている、積み上げるというか、これは水面下でございます。まずは議会の承認をいただかなければいけないということで議会に提案をいたしているところでございます。そういう中で承認をいただければ、表面化をして、また議員さんたちとも議論をさせて、協議をさせていただきたいというふうに思っておりますが、まずは再オープンの時期に関しましては冒頭でも説明いたしましたように、4月1日ではなく、一回区切りを付けさせていただいて、ちゃんと住民の方に説明をして、新たな形でスタートするために、やはり4月中旬から以降がベストではないかなというふうに思っております。また、今されている業者さんの精算という部分もございますので、そのように私自身は考えているということをお伝え申し上げます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。この温泉館には、相当なみんなの税金が投入されてきたわけです。町長の実直な考え方、また徹底した民間手法を取り入れたい気持ちがある上での直営という厳しい決断には賛同いたします。よくピンチはチャンスと言われますが、ぜひこのピンチをチャンスとして捉え、将来に希望が持てる温泉館を再生していただきたいと思います。

最後の質問ですが、私もほかの自治体の温泉館に行きますが、以前の一般質問でも言われていましたが、南阿蘇村、西原村、阿蘇市、大分等々の施設は相当な集客が進んで、赤字体質の改善が伺えますが、そのことは高森温泉館との決定的な違いがなければ生まれません。一体どこが違うのでしょうか。町長、産業観光課長にお尋ねします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ほかの市町村が管理している温泉や、民間の温泉等々もあると思いますが、それと私たちの高森温泉館の決定的な違うというタイトルが付いておりますが、数字的な詳しいことは産業観光課長から説明をさせていただきますが、私が思うには、まず入館料について、町内町外の料金を設定している温泉施設は、まずほとんどございません、ということです。高森温泉館につきましては、町内町外料金を設定していると。また子どもと高齢者を100円という低額で設定しているわけでありまして。またその中には、入湯税もあるということでありまして、やはり事業者としては非常に厳しいのではないかとこのように思っております。

また、ほかの温泉館と完全に違う点ということに関しましては、やはり事業収入、館内での飲食や宿泊等々をかなり営業されている温泉館のほうが多いというふうに思います。現時点では管内飲食を提供することができない高森温泉館とでは、大きな差があるということでありまして。また、一つは南阿蘇村は非常に統一の料金でされていると、一律300円、非常にわかりやすい。また、阿蘇市のほうも若干は違う部分がございますが、かなり統一されてきているのが現実でございます。わかりやすくすればトラブルも少ない、みんな同じなんだという部分に関しましては、私も賛同できる部分はあるなというふうに思っておりますので、今後直営として認めていただいた場合には、結果を残した上で、再度制度をやり直すときには一考してほしいなというふうに思っております。

あと、詳細については、産業観光課長のほうから説明させます。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまの答弁にありましたように、入館料の格差というところで、まず高森町ですが町内の大人が200円、町外が400円ということで、ここに200円の差があります。先ほど町長のほうからいりました南阿蘇のほうが一価格で町内町外一律300円。阿蘇市のほうはかなりばらつきがありまして、ほとんど町内町外同一料金であります。200円から400円になっております。大半が400円ということで推移している模様です。大津の岩戸の里が400円、産山花の温泉館も400円で町内町外同一料金で推移をいたしております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。やはり答弁にもあったように、長年続いた恒例も大事ですが、時代に沿った民間手法こそが地域発展につながることも事実と感じます。多くのお客さんが集まれば多種多様な試みができます。今は直営ですが、近い将来には収益事業施設としての高森温泉館として集客することも一

つの方法であると思います。まず直営としても収益が上がる取り組みに期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、一般質問は全て終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

最後に、傍聴者の皆様方にご挨拶申し上げます。本日は大変中に議会傍聴においでをいただきまして、本当にありがとうございます。今日、今までのまちづくり等大きな変化を感じられた部分、一般質問の中で感じられた傍聴者の皆さん方も多かったろうというふうに思います。大きな柱として町長が訴えられておりました人材の育成、新教育プランもそうでございますし、観光、それから農業においても、同じような人材の育成というような部分が今回の議案として上程をされております。3月7日の初日の日に提案をされて、高森町議会といたしましては各常任委員会に付託と、常任委員制を取っております以上常任委員会付託というようなことで議論が深められました。その結果、明日採決でございます。その可否につきましては、昨年議会が行いました11月から12月に掛けて行いました議会報告会の中で、その趣旨、議論の内容等についてですね、再度4月中旬以降に議会報告会を今計画をいたしております。今日おいでの皆さん方もぜひですね、多くの方々に議会報告会にもまたご出席、ご参加いただきまして、議会も執行部も町民の皆さん方と色々な情報を共有しながら、皆さん方と一緒にまちづくりを進めていきたい。今日人材育成を柱とした大きな部分もありましたけれども、それが明日の採決の中でどのような結果かという部分につきましては明日の結果を待たなければなりませんけれども、どうぞ議会報告会等にも多くの皆さんお誘い合わせの上、ご参加いただきますようお願い申し上げまして、本日はこれで散会いたします。

本当にありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時20分

3月16日（金）

（第3日）

## 平成24年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成24年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 決議第1号 地方自治法第100条に基づく特別委員会の調査経費に関する決議について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 委員会の閉会中の継続審査申出書及び継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梠壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	草村大成君	教 育 長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	住民福祉課長	古澤建生君
税務課長	色見継治君	産業観光課長	橋本和則君
総務課審議員	甲斐敏文君	建設課長	廣木富八君
会計課長	杉田則秋君	教育委員会事務局長	後藤正三君
総務課長補佐	佐藤武文君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
住民福祉課長補佐	阿部恭二君	税務課長補佐	工藤英二君
産業観光課長補佐	岩田秋広君	建設課長補佐	安方含君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君



総務課総務係長 沼田勝之君 総務課財政係長 岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古庄良一君 議会事務局庶務係長 松本満夫君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

#### 議案第4号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 議案第4号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第4号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につきましては、3月9日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び沼田総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第5号 辺地にかかる公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 議案第5号、辺地にかかる公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第5号、辺地にかかる公共的施設の整備計画につきましては、3月9日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び後藤企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、辺地にかかる公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 6 号 財産の無償譲渡について**

○議長（田上更生君） 議案第 6 号、財産の無償譲渡については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5 番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 6 号、財産の無償譲渡につきましては、3 月 9 日、午前 11 時 30 分から、第 3、4 委員会室におきまして、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び後藤財産管理係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号、財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 7 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について**

○議長（田上更生君） 議案第 7 号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3 番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 7 号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきましては、3 月 13 日、午後 0 時 50 分から、第 3、4 委員会

室におきまして、産業観光課より橋本課長、岩田課長補佐及び安藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第8号 高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第8号、高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第8号、高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、3月9日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び沼田総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第9号 高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第9号、高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号、高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定につきましては、3月8日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長、岩下学校教育係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、高森町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第10号 高森町課設置条例の全部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第10号、高森町課設置条例の全部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長立山広滋君。

- 総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第10号、高森町課設置条例の全部改正につきましては、3月9日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び沼田総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町課設置条例の全部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 11号 高森町職員の定数条例の一部改正について**

○議長（田上更生君） 議案第 11号、高森町職員の定数条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 11号、高森町職員の定数条例の一部改正につきましては、3月9日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び沼田総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11号、高森町職員の定数条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 12号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について**

○議長（田上更生君） 議案第 12号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 12号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、3月9日、午前11時30分から、第3、4委員



会室におきまして、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び沼田総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 議案第13号 高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第13号、高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第13号、高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正につきましては、3月13日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び阿南水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、高森町農業用水供給事業基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第14号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第14号、高森町税条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第14号、高森町税条例の一部改正につきましては、3月9日、午前10時20分から、第3、4委員会室におきまして、税務課より色見課長、工藤課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、高森町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第16号 高森町体育指導委員設置条例の一部改正について**

- 議長（田上更生君） 議案第16号、高森町体育指導委員設置条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号、高森町体育指導委員設置条例の一部改正につきましては、3月8日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長及び荒牧社会教育係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、高森町体育指導委員設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第17号 高森町介護保険条例の一部改正について**

○議長（田上更生君） 議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正につきましては、3月8日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び馬原介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第18号 高森町営住宅条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第18号、高森町営住宅条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第18号、高森町営住宅条例の一部改正につきましては、3月13日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び高崎住宅係長に出席を求め、詳細に説明を

受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、高森町営住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第19号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第19号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第19号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月9日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、議会事務局及び監査事務局より古庄事務局長、松本庶務係長に出席を求め、さらには同じく午前10時20分から税務課より色見課長、工藤課長補佐及び各係長に出席を求め、また、午前11時30分からは、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月8日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長及び各係長に出席を求め、また、午後1時から、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第19号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月13日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び各係長に出席を求め、また、同じく午後0時50分から、産業観光課より橋本課長、岩田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第20号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、3月8日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第21号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第21号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第21号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、3月8日、午後1時から、第3、4委

員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第22号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第22号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第22号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月8日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び馬原介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第23号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第23号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第23号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月13日、午前10時から、第3、4委員会室において、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び阿南水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第24号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第24号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月13日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び阿南水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 25 号 平成 24 年度高森町一般会計予算について**

○議長（田上更生君） 議案第 25 号、平成 24 年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5 番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 25 号、平成 24 年度高森町一般会計予算につきましては、3 月 9 日、午前 10 時から、第 3、4 委員会室におきまして、会計課より古澤係長、議会事務局及び監査事務局より古庄事務局長、松本庶務係長に出席を求め、さらには同じく午前 10 時 20 分から、税務課より色見課長、工藤課長補佐及び各係長に出席を求め、また、午前 11 時 30 分からは、総務課より村上課長、甲斐審議員、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2 番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 25 号、平成 24 年度高森町一般会計予算につきましては、3 月 8 日、午前 10 時から、第 3、4 委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長及び各係長に出席を求め、また、午後 1 時から、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3 番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 25 号、平成 24 年度高森町一般会計予算につきましては、3 月 13 日、午前 10 時から、第 3、4 委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び各係長に出席を求め、同じく午後 0 時 50 分から、第 3、4 委員会室におきまして、産業観光課より橋本課長、岩田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、午後 2 時 40 分より、町道改良 5 路線、有害鳥獣大型捕獲罟の現地確認をし、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、委員会におきまして、道路の新設・改良については、全線用地の同意、確約等もすべて終わった時点で着工すべきであるという意見が出ました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成24年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第26号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第26号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月8日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第27号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第27号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3月8日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成24年度高森町介護保険特別会計予算について

- 議長（田上更生君） 議案第28号、平成24年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第28号、平成24年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、3月8日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び馬原介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成24年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

**議案第29号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計予算について**

○議長（田上更生君） 議案第29号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第29号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3月13日、午前10時から、第3、4委員会室において、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び阿南水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決され

ました。

-----○-----

**議案第30号 平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について**

○議長（田上更生君） 議案第30号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第30号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月13日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び阿南水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第31号 平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について**

○議長（田上更生君） 議案第31号、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。



○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第31号、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、3月9日、午前11時30分から、総務課より村上課長、甲斐審議委員、佐藤課長補佐及び後藤企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第32号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第32号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第32号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月15日、午後3時40分から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より橋本課長、岩田課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。  
お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第33号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第33号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、総務常任委員会及び建設経済常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

- 総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第33号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月15日、午後3時40分から、総務課より村上課長及び佐藤課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第33号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月15日、午後3時40分から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より橋本課長、岩田課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 決議第1号 地方自治法第100条に基づく特別委員会の調査経費に関する決議について

○議長（田上更生君） 日程第2、決議第1号、地方自治法第100条に基づく特別委員会の調査経費に関する決議についてを議題とします。本案について指示、説明を求めます。提出者を代表いたしまして、3番 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

提出者を代表いたしまして、行政事務の調査に関する調査経費に係る決議について趣旨説明をいたします。

平成23年12月20日の中間報告後、6回の特別委員会を開催し、本日までに合計12回の特別委員会を開催しております。調査内容については、現在調査中につき報告は控えさせていただきます。なお、12回の特別委員会において、出席説明者延べ15名、参考人出席者延べ2名より事情聴取を行い、また、関係書類の提出を求め事実調査を行っております。

以上、平成24年度調査経費に係る趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

興柁壽一君ほか4名から提出されました決議第1号、地方自治法第100条に基づく特別委員会の調査経費に関する決議については、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、興柁壽一君ほか4名から提出の決議第1号、地方自治法第100条に基づく特別委員会の調査経費に関する決議については、可決されました。

-----○-----

### 日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、3月15日に開催し、3月議会広報「きずな」第47号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、3月定例会初日の質疑、平成24年度の一般会計予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。

今回は、4月末発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査申出書及び継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査申出書及び継続調査申出書についてを議題とします。

総務常任委員長から継続審査、各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事

務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました審査並びに調査事項について、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶を申し上げます。

3月7日に開会。本日までの10日間大変お疲れでございました。また、今日傍聴においていただいております皆様方にも心から感謝を申し上げます。

今日、いろいろな部分で決定をいただきました。住民福祉、住民サービスを大きな柱として、より効率的に住民のためにどのようになるのか、より効率的な実施というものを心がけていただきたいというふうに思います。10日間大変お疲れでございました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これをもちまして、本日の会議を閉じます。

平成24年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成24年第1回定例会

平成24年3月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111